

平成 27(2015)年度
自己評価報告書

国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 沿革と現況	p. 2
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 5
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 5
基準 2. 教育研究組織	p. 9
基準 3. 教育課程	p.20
基準 4. 学生	p.45
基準 5. 教員	p.67
基準 6. 職員	p.76
基準 7. 管理運営	p.82
基準 8. 財務	p.88
基準 9. 教育研究環境	p.93
基準 10. 社会連携	p.102
基準 11. 社会的責務	p.108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の理念

国際大学（以下、「本学」という。）設立時の社会状況は、経済力の上昇とともに我が国の国際的地位が著しく高まる中であって、政治、経済、文化などの社会的諸側面においても、国際的対応を大きく変化させなければならない時期であった。このような時代の要請に応えるために、本学は、複雑化し、激動化する国際環境のなかで、公的機関の運営や民間企業の運営を安心して任せられる人材の養成を目指し、経済界、教育界、地域社会の支援により、昭和 57(1982)年、日本初の国際人養成のための大学院大学として誕生した。国際人の養成は、にわか仕立ての語学教育や、断片的な国際知識の付与によって達成されるものではなく、長期的視野に立ち、青年の成長期に国際性豊かな国際人の育成にふさわしい教育環境のもとで人間教育を行うことにより、初めて可能となるとの信念に基づいている。

本学が「国際大学大学院のありかた - 設立の趣旨と特色 - 」として示すとおり、それまでの日本の大学院とその性格を異にして、特定の社会的ニーズにこたえるための明確なる目的をもつ教育研究機関（新しいプロフェッショナル・スクール）として設立され、今日に至っている。

2. 使命・目的

本学は建学の理念を踏まえ、国際大学学則第 1 章第 1 条に本学の目的を次のとおり規定している。

「国際大学（以下「本学」という。）は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。」

さらに学則第 3 条では、修士課程の目的を以下のように規定している。

「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」

設立発起人代表であった中山素平（初代理事長、元日本興業銀行相談役）は、本学の教育理念について、設立当時次の言葉を残している。

「国際大学大学院では、最近著しい発展をみせている国際関係学を教育研究の中心とした。しかしここで考えておきたいのは、この学問体系を単なる知識として、単なる分析の用具として活用するのではなく、現実の問題を解決するための実践的な知恵になるよういかしていくということであろう」（「学校法人国際大学概要」、昭和 57(1982)年 5 月）。

本学は、この理念に基づき国際標準の教育実践と、高度な専門的職業人としての教育を通し、国際舞台で活躍しうるグローバル・リーダーを育成し、国際社会の要請に応えていくことを使命としている。

II. 国際大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51(1976)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表(肩書当時) 佐々木 直 (経済同友会代表幹事) 土光 敏夫 (経済団体連合会会長) 中山 素平 (日本興業銀行相談役) 永野 重雄 (日本商工会議所会頭) 水上 達三 (日本貿易会会長)
昭和 54(1979)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57(1982)年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可。国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57(1982)年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58(1983)年 4 月	大学院国際関係学研究科学生受入れ 第 1 回入学式挙行
昭和 60(1985)年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63(1988)年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63(1988)年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63(1988)年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63(1988)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA (経営学修士) プログラム学生受入れ
平成 3(1991)年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター設置
平成 7(1995)年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学プログラム・国際開発学プログラムに編成
平成 9(1997)年 4 月	国際大学研究所設置 (日米関係研究所、中東研究所、国際経営研究所、アジア発展研究所を統合)
平成 13(2001)年 9 月	大学院国際経営学研究科 E ビジネス経営学プログラム (1 年制) を置く
平成 17(2005)年 9 月	大学院国際関係学研究科に国際平和学プログラムを置く
平成 21(2009)年 9 月	大学院国際関係学研究科に公共経営・政策分析プログラムを置く
平成 22(2010)年 9 月	大学院国際関係学研究科国際平和学プログラムを国際関係学プログラムに統合
平成 25(2013)年 1 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学が系列法人会に関する協定書を締結
平成 25(2013)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA プログラム (1

国際大学

平成 26(2014)年 10 月

年制) を開始
大学院国際関係学研究所国際関係学専攻博士後
期課程設置認可

2. 本学の現況

[大学名] 国際大学

[所在地] 新潟県南魚沼市国際町 777 番地

[大学院修士課程の構成] (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

国際関係学研究所国際関係学専攻 (入学定員 125 人、収容定員 250 人)

国際経営学研究所国際経営学専攻 (入学定員 90 人、収容定員 165 人※)

※ 平成 26(2014)年 5 月 1 日現在の国際経営学研究所国際経営学専攻における入学定員は 75 人のため、収容定員は 165 人となる。

[学生数] (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

研究科	専攻	課程	収容定員 (a)	在籍者数 (b)	(b)のうち 留学生	b/a	男女比率 男:女
国際関係学研究所	国際関係学専攻	修士課程	250	201	182	0.80	6:4
国際関係学研究所計			250	201	182	0.80	6:4
国際経営学研究所	国際経営学専攻	修士課程	165	127	95	0.77	6:4
国際経営学研究所計			165	127	95	0.77	6:4
合計			415	328	277	0.79	6:4

[教員数] (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

<専任>

研究科・研究所	教授*	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	7	6	5	1	0	19
国際経営学	5	2	2	0	0	9
言語教育研究センター	3	2	3	0	0	8

国際大学

国際大学研究所	3	0	0	0	0	3
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	0	5	0	1	0	6
合計	18	15	10	2	0	45

[職員数] (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

専任	嘱託・パート・派遣	合計
42	24	66

* 国際関係学研究科については、研究所所属の国際関係学研究科専任教授を合わせ当該研究科内の専任の教は合計 10 人、国際経営学研究科については、平成 27(2015)年 9 月 1 日に教授が 1 人昇格し教授数は合計 6 人となった。

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1の事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の理念は、「国際大学大学院のありかた・設立の趣旨と特色・」（国際大学規程集 第一編 基本3）として以下のようにまとめられている。

<設立の趣旨>

1. 国際大学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 国際大学大学院は高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

<特色>

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出するとともに、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応じてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する。
7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、あらゆる機会を活用することに努力する。

この「国際大学大学院のあり方」は、本学が専門的職業人の養成を主目的とする新しい大

国際大学

学院として設置され、従来の日本の大学院とその性格を異にしていることから、十分に時間をかけて議をつくしたいとして、開学後4年を経た昭和61(1986)年に発布された。教育界、実業界などの外部有識者を中心に構成された顧問会における議論を経て、学内起草委員会により起草され、理事会承認を以て、いわば大学の憲法として発布されたものである【資料 1-1-1】。

この理念は、本学の学内用ホームページ上で規程集に収められ、教職員に供されている他、校舎内に掲示をした。それらに加え、とりわけ学生向けには、学生便覧に掲載し、入学直後のオリエンテーションにて説明を実施するようにした【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】。また大学ホームページに全文を掲載、そして本学の設立の趣旨については、前述に加えパンフレット表紙に掲載をし周知を行うようにした【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。

(2) 1-1の自己評価

「国際大学大学院のあり方」が示す建学の理念、即ち、国際用語たる英語による教育、国内外からの多彩な学生の受入れ、全寮制による学生たちの切磋琢磨などによる国際的専門人材の育成は、開学以来32年にわたる実践から、本学の教学及び教育環境の現実そのものである。加えて学内外への周知も適切に実施されていると評価している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の理念は、本学の現在を形作る基礎であるため、引き続き、学内外へ発信する媒体への掲載や、会議体、オリエンテーションを通じて、積極的に学内外への周知を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 国際大学大学院のあり方

【資料 1-1-2】 学生便覧 CURRICULUM HANDBOOK (国際関係学研究科)

【資料 1-1-3】 学生便覧 STUDENT HANDBOOK (国際経営学研究科)

【資料 1-1-4】 国際大学ホームページ「建学の理念」

【資料 1-1-5】 国際大学パンフレット「表紙」

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学では、学則第1章第1条に大学の目的を、さらに学則第3条では、修士課程の目的を以下のように定めている。

国際大学学則

(目的)

第1条 国際大学（以下「本学」という。）は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・

リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(修士課程)

第3条 大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は専攻分野について、精深な国際関係及び国際経営の学識を涵養するとともに、地域研究の能力を養い、高度の専門的職業人としての教育を行うものとする。

学則上に定められた目的は、学校教育法第99条(大学院の目的)に即した表現である。修士課程の目的は、大学院設置基準第3条(修士課程)に定める修士課程の目的を踏まえ、本学の建学の理念を反映したものとなっている。この学則第1条は、平成22(2010)年に認証・評価のために受審した自己点検、評価活動を通じ改正されたものである【資料1-2-1】。

なお、国際関係学研究科では、文部科学省により博士後期課程の設置が認可され平成27(2015)年9月より学生の受入れを開始する。博士後期課程については、大学院設置基準第4条(博士課程)に定める博士課程の目的を踏まえ、本学の建学の理念を反映した目的を次の通り定め平成27(2015)年9月1日より施行する。

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うことを目的とする。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学内外に公表されているか。

学則に定める大学の目的・修士課程の目的については、教職員には本学ホームページ上の規程集や、キャンパス内の掲示により周知している。学生については学生便覧に掲載し、入学直後のオリエンテーションで説明をするなどして周知をはかっている。さらに、この目的を基に、よりわかりやすい表現に改め、本学ホームページ上に掲載し、学内外に公表している。その内容は次のとおりである。

国際大学(IUJ)の目指す教育

国際大学(IUJ)は、世界のさまざまな国や地域の人々、あるいは、政府・企業・NGO等の組織が直面しているグローバルな問題の実践的解決に貢献する事のできるリーダーを育成し、グローバルな公共の利益に貢献します。

その為に、政治、経済、経営等に関する専門的な知識と技能を習得し、かつ、異文化への深い理解と人間的な共感を培うことのできる学習と研究の場を提供します。

なおこの具体化された目的、本学で言うところの「目指す教育すなわち使命」とその策定に至る考え方については、「国際大学自己点検・評価報告書2006年」で述べられ、本学のホームページ上で公開されている【資料1-2-2】【資料1-2-3】。

(2) 1-2の自己評価

本学の目的は、学則に定められており、学生便覧に掲載し学生、教職員への周知を実施している。また表現を平明にしたうえで、広報資料等に「目指す教育」という形で表現している。周知、公表方法についてはさらに改善することになっている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

1-1とあわせ、建学の理念に基づく目的・使命のレビューを速やかに開始する。今後も引き続き、学内外へ発信する媒体への掲載や、会議体、オリエンテーションを通じて、積極的に学内外への周知を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 国際大学学則【資料 F3】と同じ

【資料 1-2-2】 国際大学ホームページ「IUJ が目指す教育」

【資料 1-2-3】 平成 18(2006)年度自己点検・評価報告書（1～2 ページ）

〔基準 1 の自己評価〕

本学は、開学以来 32 年以上にわたり、建学の理念に沿ったキャンパスの教育研究環境をつくりあげ、個性と特色に溢れる教学運営を行ってきたことは評価できる。今日のキャンパスの教育研究環境は、開学時の想定を超えたスピードで国際化、多様化が進んでおり、本学の現状を説明する際、学生構成の国際性、多様性、全寮制、英語教育など、結果としての現況を本学の特色として強調する傾向がまだまだみられる為、引き続き改善に努める。目的・使命については、学内外での周知を改善してきたことは評価できる。その内容については、スケジュールを立てレビューを開始する必要がある。

〔基準 1 の改善・向上方策（将来計画）〕

使命・目的については、時代に応じた教育研究、社会貢献につなげるために、レビューを実施し、学内全体として再確認する必要がある。具体的な目標を定めて、今後も継続的、積極的に学内外への周知を図る。

基準 2. 教育研究組織 (学部、学科、大学院等の教育システム)

2-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1の事実の説明(現状)

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は、高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とし、大学の使命・目的を達成するための教育研究の基本組織として、次の大学院研究科を置いている【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。

大学院研究科 国際関係学研究科 国際関係学専攻
国際経営学研究科 国際経営学専攻

既存の大学附属研究所である、国際大学研究所及び国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)に加えて、世界での活躍を希望する者に対し、質の高い言語教育及び研究を提供するため及び本学の発展に寄与することを使命として、平成26(2014)年4月に言語教育研究センターを設置した。現在の大学附属研究所及び教育研究をサポートする附属施設は次のとおりである。

附属研究所 言語教育研究センター(CLEAR)
国際大学研究所
国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)

附属施設 松下図書・情報センター(MLIC)

本学は大学院大学であり、大学院研究科が教育研究上の基本組織の根幹をなす。大学院研究科の入学・収容定員及び在籍学生数、専任教員数の概要を下表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 入学定員及び在籍学生数、専任教員数 (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数
国際関係学研究科	国際関係学専攻	125	250	201	19
国際経営学研究科	国際経営学専攻	90 (75)	165	127	9
計		215	415	328	28

国際経営学研究科の定員は平成 27(2015)年 4 月付、75 人から 90 人に変更

表 2-1-2 大学全体の専任教員数

(平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

所属	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学研究所	7(3)	6(2)	5(2)	1(0)	0	19(7)
国際経営学研究所	5(2)	2(2)	2(1)	0(0)	0	9(5)
言語教育研究センター	3(2)	2(1)	3(1)	0(0)	0	8(4)
国際大学研究所	3(0)	0	0	0	0	3(0)
国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター	0	5(0)	0	1(0)	0	6(0)
計	18(7)	15(5)	10(4)	2(0)	0	45(16)

() 内は外国人教員で内数

<大学院研究科>

本学は、昭和 57(1982)年、日本で初めて、学部の設置に先立って大学院のみを置く大学として開学し、国際関係学研究所国際関係学専攻は、本学の最初の研究科・専攻として開設された。国際的な相互依存環境が急速に進展していた当時、国際社会の情勢を国際的通用語である英語を用いて学際的に理解し、国際場裡で活躍できる人材の育成を目的としていた。

当初は、3つのディシプリン（国際政治、国際経済、国際経営）と4つの地域研究（日本研究、アジア研究、アメリカ研究、中東研究）の7プログラム（履修課程）からなる教育課程を通じ、学際性の高い教育課程を展開していた。

平成 5(1993)年の大学中期計画策定におけるレビュー等を経て、国際関係学研究所は、平成 7(1995)年に大きなカリキュラム改編を行い、それまでの7プログラムから、国際関係学プログラムと国際開発学プログラムの2つの履修課程に教育課程を再編した。

平成 7(1995)年以降、社会的ニーズの変化に対応し、平成 17(2005)年 9 月には国際平和学プログラムが開設されたが、平成 22(2010)年に、国際関係学プログラムに統合された。さらに平成 21(2009)年 9 月には公共経営・政策分析プログラムが新たな履修課程として開設され平成 26(2014)年には、社会人を主な対象とする公共政策プログラム（1年制）が開設され、現在修士課程では4つのプログラム（国際関係学プログラム、国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラム、公共政策プログラム（1年制））を展開している。

平成 27(2015)年 4 月には、国際関係学プログラム、国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラムの3つの教育プログラムをベースとして、博士後期課程を開設し、同年 9 月にむけて学生募集を開始した。

国際関係学プログラムは、政治、経済、歴史、文化などが絡み合う国家間あるいは地域間の国際関係、特に日本を含むアジア地域における国際関係に関する広範囲で多様な課題に対して、専門領域を横断する学際的研究と地域研究を融合するアプローチにより、長期的な展望にたちグローバルな視野から包括的に分析ができる有為の人材を養成することを目的としている。このプログラムでは、特に問題発見能力、分析能力、問題解決能力の養成を目指している。国際平和学においては、紛争、貧困、格差、環境破壊、難民など平和と人間の安全保障を脅かす多様で地球規模の課題に対して、政治学、経済学、経営学など

の社会科学分野を横断する学際的なアプローチにより、長期的な展望にたちグローバルな視野から包括的に分析ができ、かつ国際援助機関、行政、市民組織などの多様な組織の協力が可能な分野で活躍できる有為の人材を養成することを目的にしている。

国際開発学プログラムでは、環境に優しく平和で貧困と所得格差の無い持続的発展が可能な国際社会を作り上げることを目的に、高度な専門知識、科学的な分析手法、実践的な理論を身につけ、グローバル化が進む国際社会で幅広く活躍できる国際開発のプロフェッショナルを養成することを目的にしている。このプログラムでは、特に分析能力、問題解決能力・政策立案能力の養成を目指している。

平成 22(2010)年 9 月より学生を受入れた公共経営・政策分析プログラムは、公共セクターにおける効率的な経営とグッド・ガバナンスの確立という時代の要請により編成された履修課程で、政治学、経済学に加えて経営学、行政学、財政学、会計学などの学問領域を強化し、分析能力、政策立案能力とともに政策実施評価能力及び組織管理能力を備え、公共セクターで幅広く活躍できる人材を養成することを目的にしている。公共政策プログラム（1 年制）は、政府機関や地方自治体、あるいは企業等で、実務に就いている社会人を主な対象として受入れている。学生は政策や担当業務に関わる諸問題に応用できるような分析的、実証的な技能と知識を修得する。近年、最も必要とされている国際社会にむけて日本を発信できる人材を 1 年で育成することを目的としている【資料 2-1-3】。

博士後期課程は、包括的な国際関係学において、より高度な水準の理論的・実証的研究を行うことにより、有効な解決案を提示、実行し得る人材育成を目的としている。この設置は本学の教育理念に沿うばかりでなく、大学院教育のさらなる国際化の潮流にも沿っており、政治的、経済的成熟化を見せる日本が国際社会で教育的役割を果たす一助となっている【資料 2-1-4】。

国際関係学研究科国際関係学専攻は、昭和 57(1982)年の開設時には入学定員 50 人、昭和 61(1986)年に入学定員を 100 人とし、その後、国際経営学研究科国際経営学専攻の設置を経て、平成 4(1992)年に入学定員 75 人、収容定員 150 人、平成 25(2013)年 4 月に、入学定員を 125 人、収容定員を 250 人に変更、博士後期課程は入学定員を 5 人、収容定員を 15 人としている【資料 2-1-5】。

国際経営学研究科国際経営学専攻は、加速する国際化の進展、特にプラザ合意以降の急速な円高進行に伴って我が国の企業がより一層の経営の国際化に迫られる中、国際的環境における経営人材を養成するという喫緊の課題に応えるため、昭和 63(1988)年に開設された。米国最古のビジネススクールと言われるダートマス大学エイモス・タック経営大学院との提携と支援のもと、文部省（現文部科学省）認可の大学院としては初めて、英語により教育を行う MBA（経営学修士）プログラムを開講する大学院としてスタートした。

開設当初の入学定員は 50 人であったが、平成 4(1992)年に入学定員 75 人、収容定員 150 人に増員、平成 27(2015)年 4 月には、さらに入学定員を 90 人、収容定員 180 人に変更し、現在に至っている。開設時の履修課程は MBA プログラムのみであったが、平成 13(2001)年には、急速な情報技術の進展と経営環境の変化に伴い、情報技術と企業経営を、電子取引、インターネット技術等を使用した E ビジネスにより統合できる人材を短期間に育成することを目的とし、標準修業年限を 1 年とする履修課程として、E ビジネス経営学プログラムをスタートさせた。さらに、平成 25(2013)年 9 月には、1 年間という短期間で MBA

の学位を取得する集中プログラムである、MBAプログラム（1年制）を開設した【資料2-1-6】。MBAプログラムは、社会的責任と社会的価値創出の意志を持ち、国際的なビジネス環境においてリーダーシップを発揮できる、聡明な職業人の育成を目指している。本プログラムは、日本国内でトップレベルの経営学修士プログラムであり、英国「エコノミスト」誌によるMBA世界ランキングで平成15(2003)年以来、日本から唯一、世界トップ100校の中にランクインしている実績をもち、その教育レベルは国際的に認められている【資料2-1-7】。

E ビジネス経営学プログラムは、IT技術に関わる領域で幅広く活躍できる人材育成を目的として、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、工程管理、業務管理、プロジェクト管理などITに関わる分野を包括的に扱っている。

MBAプログラム（1年制）は、上述のとおり、キャリア向上やスキルアップを目指し、1年という短期間でMBAを取得する集中プログラムである。2年制のMBAプログラムと同様に企業の事例研究、分析など理論と実践を組み合わせた能動的な学習を可能にするため、多くの授業でケース・スタディー、グループワークが取り入れられる。世界各地の学生とともにグループ学習、議論を通してコミュニケーションスキルを磨き、多様性を持つグループの中でリーダーシップを発揮できる能力を培っている。特にプログラムの最終学期に提供されるキャップストーン・コースは、MBAプログラム（1年制）の必修科目として開講される独自の科目であり、本プログラムの集大成として修了を間近に控えた学生達が、それまでに獲得した知識や理論を統合的に活用し、時宜を得た重要な経営課題にグループワークを通して取り組む機会として位置付けている。

これら2つの大学院研究科においては、他研究科授業科目の履修制度（本学では、「クロスレジストレーション」と称している）を設けている。研究科間の関連性を強め、教育研究の学際性を高めるための有意義な制度として、両研究科の学生に利用されている。また、両研究科には経済・経営分野などの共通領域があり、当該領域においては兼務で両研究科の授業科目を担当する教員もいる。

当初、本学の教育研究を支える重要な専任教員のグループとして「語学プログラム」が存在し、それぞれ「英語プログラム」「日本語プログラム」を担当する教員が、国際関係学研究科及び国際経営学研究科の専任教員として所属していたが、平成26(2014)年4月には、「語学プログラム」をさらに発展させ、学生への語学教育の強化を図るため「言語教育研究センター」を独立した組織として開設し、それまで各研究科に所属していた語学担当の教員を当センターの所属とした。現在、当センターの英語担当教員は4人、日本語担当教員は4人である。

本学における日本語教育は、創設当初は、留学生が日本研究を学ぶための地域言語という位置づけであったが、留学生数が増加し続けたことや、日本研究を専修する履修課程を廃止したことなどによりその位置づけは変化した。大学コミュニティ以外で必要とされる日本語能力や、日本での就職希望者に対するニーズもあるが、最も重要なのは、日本社会、日本文化への理解のうえに日本との懸け橋となって母国の将来を担う人材を育成するための日本語教育という観点である。現在の日本語教育はこのような趣旨から実施されている。言語教育研究センターでは、日本語能力を持たずに入学する留学生にも対応する初級（または基礎）から、上級レベルまでのコースを開講している。

英語プログラムでは、入学前に 8 週間にわたり行われる夏期英語集中講座(IEP)や、入学後の「アカデミック・イングリッシュ (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」等、英語で行う修士課程において効果的に学び、修士論文を英語で作成するために必要な専門的英語能力の向上を目的とした英語コースを開講している【資料 2-1-8】。

<附属研究所及び附属施設>

国際大学研究所は、平成 9(1997)年まで設置されていた 4 つの附属研究所（日米関係、中東、アジア発展、国際経営の各研究所）を統合して設置された。日米関係、中東、アジア発展の各研究所は、国際関係学研究科に日本研究、アメリカ研究、アジア研究、中東研究という地域研究プログラムを置いていたことに対応しており、学生研究員という仕組みも活用し、地域の特性や諸課題に対応する国際関係学研究科のカリキュラムを豊かにする研究組織として機能していた。国際経営研究所は、経済のグローバル化がもたらすさまざまな企業経営上及び市場の問題を総合的に研究することを目的に、国際経営学研究科設置と同じく昭和 63(1988)年に設立された。

これら 4 研究所の統合は、平成 7(1995)年の国際関係学研究科カリキュラム改編とも呼応しているが、単一の組織とすることにより、新規研究プロジェクトの発掘に関して全学的なレベルでの努力と支援を可能にし、人的及び財政的資源の調達、配分及びその有効利用に関して整合性のある戦略、計画を策定、実施することにあつた。平成 16(2004)年には、研究活動を制度化し、かつ部分的に財政支援するための仕組みとして、研究所内にリサーチセンターを設けた。リサーチセンターは、研究科に所属する専任教員を含む共同研究グループ毎に、学内の財政支援により研究プロジェクトを立ち上げ、成果を上げたうえで、外部資金の導入につなげられるような研究活動を奨励することを狙いとした。

現在、同研究所の専任所員は教授 3 人である。本研究所の専任所員は国際関係学研究科での職務を兼務し、日米関係、現代日本政治、アメリカ外交政策、安全保障等の分野における授業科目及び研究指導を担当している。また、世界に開かれた研究の場を提供するという趣旨から、特任研究員・客員研究員の制度を設け、学外、海外研究機関の研究者を迎え入れ、共同研究などを行っている。世界の研究機関等で活躍する本学修了生を独立行政法人日本学生支援機構や国際交流基金のフェローシップなどを利用し客員研究員として受入れるケースもあり、研究科教員、修了生、在学生間の教育研究交流に資する制度としても活用されている。

前述のとおり、言語教育研究センターでは、「英語プログラム」担当教員 4 人、「日本語プログラム」担当教員 4 人の全 8 人の教員が所属しており、本学の学生への語学教育の強化を図っている。当研究センターが行う言語教育では、英語を母国語としない学生が英語による論文を書き上げるために必要な語学能力を高めるための授業や、外国人留学生が日本で仕事ができるレベルの日本語力をつけるための授業を取り入れている。

GLOCOM は、情報社会及び日本社会を多面的に研究することを使命とし、平成 3(1991)年に学校法人国際大学の直轄研究所として設立され、その後、平成 16(2004)年に、大学附属研究所となった。

専任の研究員は平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、准教授 5 人、助教 1 人で構成され、学外

からも研究員を多数起用し、多くの研究プロジェクトを行っている。GLOCOM と大学院の教育研究課程の連携は、その形を変えつつも、継続的に行われている。まず、平成 8(1996)年春、平成 9(1997)年春の 2 学期にわたり、GLOCOM 研究員による講義シリーズ「情報文明論」が国際関係学研究科で開講された。その後、平成 19(2007)年から平成 25(2013)年までの期間複数の GLOCOM 研究員により「電子メディアのガバナンスと政策に関する諸問題」と「インターネット政策とガバナンス」の 2 科目が国際経営学研究科の授業科目として開講された【資料 2-1-9】。

MLIC は約 10 万冊を有する大学図書館としての機能と、コンピューター情報設備が融合した施設として昭和 63(1988)年に設置された【資料 2-1-10】。MLIC は全寮制を原則とするである本学において、教員や学生が日夜学習、研究を進めるうえで、極めて大きな役割を担う附属施設である。図書館は学期中には夜 12 時まで開館し、2 つの PC 教室は 24 時間いつでも利用が可能であり、論文やレポートの執筆のほか、様々な E リソースを利用することが可能になっている。また、PC 教室は授業における利用頻度が高く、様々な教育研究用ソフトを利用して、政策分析や市場分析に必要な手法、ツールを学ぶ場所として活用されている。MLIC 棟内には、E ビジネス経営学プログラム（1 年制）専用のコンピュータールーム（E ラボラトリー）も設置され、E ビジネスを行う上での専門的なプログラミング開発が行われている。図書館のサービスとしてはコース・リザーブ制度を完備し、授業で用いる図書、文献等について専用の書架にまとめる事で学生が授業期間中に円滑に利用できるようにしている。

（２） ２－１の自己評価

大学院国際関係学研究科は設置から 32 年、国際経営学研究科は 26 年が経過し、数度にわたるカリキュラム改編や定員の変更などの変容を経つつも、「高度に専門的で学際的学識を国際場裡で実践活用する人材の育成」という建学の理念に沿って教育研究を提供するための基本組織として適切な構成を保ってきているものと評価する。

平成 26(2014)年度からは両研究科の開講科目のうち、日本に関係する科目を「日本関連科目」と称した科目群にまとめた上で、3 つの分野（政治/外交、経済/経営、歴史/文化）に分類し、各分野より科目を履修し、決められた単位数を取得した学生に対し、証明書を発行する取組みを両研究科が連携して行っている。また、平成 27(2015)年度からは、留学生、日本人の区別なく両研究科に所属する全学生を対象とした「日本の歴史と文化概論」を開講し、学生が日本文化や歴史を学ぶ機会を提供している。これらの取組みは、本学学生の日本関連の知識修得を両研究科が連携して奨励するために実施しているものである【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】。

GLOCOM の研究は、官庁・企業等からの受託研究を主たる活動内容とし、日本語により行われるものが多い。このような GLOCOM の性格から、大学院の教育研究課程との連携体制は、必ずしも十分に構築されているとは言えない。具体的な連携は、各研究科の授業科目を GLOCOM 研究員が兼務により担当していたほか、国際経営学研究科の経営情報分野の教員との間で共同研究を行ってきた程度に留まっている。情報社会におけるガバナンス、政策の研究は、現代社会において非常に重要であり、今後、情報社会、公共政策、情報とイノベーションなどの分野において、国際関係学研究科、国際経営学研究科の教育

研究プログラムとの連携強化を検討していく必要がある【資料 2-1-13】。

国際大学研究所は、大学院研究科の教育課程と密接な連関を保ち、国際関係分野に欠かせない重要な研究を行い、教育課程に生かしている。また、客員研究員の受入れも、修了生の受入れなどで教育課程との関連性を保ちながら行われている。平成 26(2014)年からは国際大学の教員に対する個人研究費等の配分、管理、学内助成金制度(研究プロジェクト、学会参加への助成)及び科学研究費補助金の申請・採択後のフォローを一括して研究所が行うことにより、研究活動のさらなる促進と支援の強化を図っている。平成 27(2015)年度からは、研究費の適正管理体制の強化を図るべく、研究所を中心として教職員に対し不正研究防止の教育を行っている【資料 2-1-14】【資料 2-1-15】【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】【資料 2-1-19】。

MLIC は、大学院の専攻分野に応じ社会科学系を中心とした図書、学術誌、E リソースが系統的に備えられ、年に数回、選書が行われており、教員や学生のニーズに従って、蔵書が行われている。その運用については、レファレンス担当職員を配置し、閲覧席数も十分に確保(収容定員の 25%以上)できており、長時間の開館やコース・リザーブ制度の活用などにより多くの学生が利用しており、極めて重要な施設として適切かつ効果的に機能している。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の 2 研究科は、教育研究上の必要性や学生のニーズへの対応から、他研究科授業科目の履修制度(クロスレジストレーション)の活用促進を進めている。2 つの研究科にまたがる経済・経営の領域におけるカリキュラムの共通化や、これらの分野における研究指導について必要に応じ兼務により、2 研究科をまたいでの研究指導を行う。

本学のような小規模大学において、国際的な教育研究を更に発展させていくためには、海外の研究所や、国際機関・開発援助機関等との間の連携や共同研究をさらに積極的に行い、その成果を教育課程にも生かしていく必要があり、国際大学研究所をその受け皿として、客員研究員の受入れや、研究科教員を兼担所員として活用することなどにより、国際的な研究プロジェクトや海外研究機関等との組織的な教育研究連携を図っていく。情報社会、公共政策、経営とイノベーションなどの分野において、GLOCOM と国際関係学研究科、国際経営学研究科の教育研究プログラムとの連携強化を図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 国際大学学則【資料 F3】と同じ

【資料 2-1-2】 学校法人国際大学組織図

【資料 2-1-3】 国際大学パンフレット【資料 F2】と同じ

【資料 2-1-4】 国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程パンフレット

【資料 2-1-5】 国際大学学則【資料 F3】と同じ

【資料 2-1-6】 国際大学学則【資料 F3】と同じ

【資料 2-1-7】 エコノミストランキング

【資料 2-1-8】 国際大学夏期英語集中講座パンフレット

【資料 2-1-9】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程

- 【資料 2-1-10】 松下図書・情報センターパンフレット 1988
- 【資料 2-1-11】 国際関係学研究科日本関連科目の表
- 【資料 2-1-12】 国際経営学研究科日本関連科目の表
- 【資料 2-1-13】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センターパンフレット
- 【資料 2-1-14】 IRI Visiting Research Fellow Guideline
- 【資料 2-1-15】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程
- 【資料 2-1-16】 国際大学研究関係の物品調達に関する取扱い規程
- 【資料 2-1-17】 国際大学における研究費等の運営・管理体制
- 【資料 2-1-18】 国際大学における「研究機関における公的研究費の管理・監督ガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく体制概念図
- 【資料 2-1-19】 CITI JST 研究者コースカリキュラム修了証、受講者名簿

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(2) 2-2の自己評価

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は学部を設置していないため、教養教育は実施していない。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学の教育研究に関わる意思決定及び審議の組織としては次のものがある。

大学運営委員会

国際関係学研究科教授会

国際経営学研究科教授会

言語教育研究センター会議

松下図書・情報センター運営委員会（MLIC 運営委員会）

国際大学研究所政策委員会

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター運営会（GLOCOM 運営会）

大学院大学である本学において、大学の意思決定者は学長であり、その諮問機関としての大学運営委員会は本学の運営及び教育研究上の重要な事案を審議するために重要な機関

として機能している。大学運営委員会は、学長、副学長、研究科長、言語教育研究センター長、松下図書・情報センター長、国際大学研究所長、事務局長などの役職教職員により構成され、規程の改廃、全学に係る管理運営及び教育研究に関する重要事項などについて、学長の諮問に応じて開催される。運営委員会は定期的で開催され、当該月に開催した教授会、言語教育研究センター会議、研究所政策会議の報告を行い、全学で情報を共有する場としても重要な役割を果たしている。また、教授会、言語教育研究センター、研究所政策委員会等において意見が述べられた案件に対して審議を行っている【資料 2-3-1】。

教授会は、研究科長が議長となり、原則として月 1 回開催され、その審議事項は、学則及び研究科教授会規程により次のように定められている。【資料 2-3-2】

教授会は、学長が定める次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の事項に関すること。
 - ①教育課程の編成に関すること。
 - ②教員の人事について、教育研究業績及び資格の審査に関すること。

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及びその求めに応じ、意見を述べるものとする。

言語教育研究センター会議は、センターの運営、人事等について審議する【資料 2-3-3】。

MLIC 運営委員会は、年に 2 回開催され、全学的な観点から、予算、運営についての事項を中心に審議する。図書、データベース、教育研究用の情報設備、機器、ソフトウェア、各種資料などの購入は、予算額も大きく、学生、教員が利用する教育研究設備、環境に直接関連する事項であり、その運営は重要なものとなっている【資料 2-3-4】。

国際大学研究所政策委員会は、研究所の運営、人事について審議する【資料 2-3-5】。

GLOCOM 運営会は、GLOCOM 所長を補佐する目的で設置された諮問機関であり、所長を議長として、副所長、事務局長、及び管理職レベルの所員を中心に所長が指名する数人をもって組織する。開催は月次で、GLOCOM の経営計画、研究プロジェクト、人事、組織、予算、その他の運営に関する重要事項について審議する【資料 2-3-6】。

(2) 2-3 の自己評価

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法の改正を受け、教授会の役割を再定義すると同時に、大学の運営及び教育研究に関する重要事項を学長が決定するための諮問機関である運営委員会を定期的で開催することを規程に定め、より時宜にかなった意思決定を可能とするガバナンス改革を行った。

教育研究上の各組織内には、大学の使命・目的及び学生の要求に対応するため、様々な問題を解決・改善に導くための小委員会を適宜設置するとともに、入試委員会やカリキュラム委員会といった常設の委員会も存在している。委員会の議論は各組織の意思決定会議

を経て、運営委員会の場で報告・議論され、全学的に情報共有されるシステムとなっている。教育研究の基本的な組織が適切かつ機能的に関連性を保持するために、情報共有は不可欠であり、全学から各組織の代表者が集まる運営委員会が果たす役割は大きい。しかしながら、改正されて間もない運営委員会規程及び教授会規程に定めた各会議体の目的及び審議事項については、これまでの慣習や慣例からの意識改革が必要である。学長のリーダーシップのもと、新たに構築されたガバナンス・システムの早期定着が望まれる。

MLIC 運営委員会は、学長、MLIC センター長、研究科長、アドバイザー教員、事務局長、MLIC 事務室長、図書・情報部門の代表職員から構成され、教育研究あるいは直接的に授業にも関連する重要な図書・情報施設、機器、資料、E リソースの拡充や運営方針などを定める会議体として、適切な運営が行われている。

GLOCOM 運営会は、GLOCOM 組織規程上に定めのある運営組織として、毎月定例的に開催されている。ここで審議された結果を踏まえて、所長は必要事項を決裁し、GLOCOM の運営を適切に行っている。特に、GLOCOM の活動の主体である研究活動については、運営会の委嘱をうけて、研究員の互選による数名の委員が組織する研究企画委員会を設置し、研究プロジェクトの企画立案及び GLOCOM における研究活動全般に関する事項を審議する。そこで承認された結果は、運営会へ上程される。GLOCOM の日常的な運営は、これら 2 つの会議体を中心に、ある程度独立性を保って行われているが、理事長等法人決裁が必要な場合においては、別途規程が整備されており、適宜運用されている。今後、活動面において、大学本体との協働、研究の交流等をさらに高めていきたいと考えており、それに応じて、運営組織についても、大学の関連機構との連携も強化に努める。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命、目的遂行のための意思決定の迅速化や研究科間の連携強化のため、運営委員会と研究科教授会の機能及び役割をより明確にし、ガバナンスを強化する。言語教育研究センターは言語教育において両研究科と連携を図り、学生の英語力の強化を行い、日本語においては、本学の日本語教育の 32 年の実績を生かし、日本語教育並びに日本語教育能力養成に関する経験と知見を世界に提供していく。国際大学研究所は、国際的教育研究のために今後益々重要になっていく海外研究機関、国際機関、開発援助機関等との連携、協力を推進していくため、このような機関からの積極的な研究員受入れや共同研究の推進、学内の研究活動の組織化などを推進していく。GLOCOM と教育課程との間の連携を強化するための体制づくりを検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 国際大学運営委員会規程

【資料 2-3-2】 国際大学大学院研究科教授会規程

【資料 2-3-3】 国際大学言語教育研究センター規程

【資料 2-3-4】 国際大学研究所規程

【資料 2-3-5】 国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程

【資料 2-3-6】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程【資料 2-1-9】と同じ

〔基準2の自己評価〕

教育研究組織の中心となる大学院研究科は、建学の理念に則り、大学の目的を達成するため、また、社会の要請に応えるために、カリキュラム改革やプログラム改廃、定員変更を適宜行い、適切な組織構成に努めていると同時に、各研究所や附属施設とも適切な関係性を維持している。

学生との関わりという点において、各研究科は各学期に最低1回は、すべての科目について、授業及び指導者の評価を行っており、学生のフィードバック及び要望を把握している。学生のフィードバックが芳しくない授業あるいは、指導者については、改善が促され、改善が見込まれない場合には、当該授業科目の廃止、新規授業科目を設置あるいは、指導者の交代などが行われる。また、両研究科ともに、毎学期 Dean's Hour を設定し、学生が研究科長及び教員と気軽に話し合いを持つ機会を得ており、学生の意見を研究科長が適宜把握できる体制を整えている。また、IMC (International Management Council, 学事に関する国際経営学研究科学生の組織) 及び IRC (International Relations Council, 学事に関する国際関係学研究科学生の組織) があり、学生代表と研究科長が話し合いを持つ場も適宜設けられている。さらに、各プログラムディレクターと各プログラムの学生が話し合いを持つ場もあり、学生との関わりは十分に持たれているといえる。

各研究科は学生の要求に応えるべく入学、学位、カリキュラム等の学事について、カリキュラム委員会及び教授会で十分な議論を行い、学長の意思決定を諮るための諮問機関である運営委員会に研究科としての意見を挙げている。研究科を越えた大学全体としてのプロジェクトに関しては、委員会を通して検討し、組織間の連携を図っているが、情報の共有と意思決定までの議論とプロセスについては改善の余地がある。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

2つの研究科の相互連携を図り得る会議体の見直しを行い、特定領域におけるカリキュラムの共通化や研究科相互の研究指導体制をより効果的、効率的に推進できるようにする。国際大学研究所を活用して、国際的な研究機関、開発援助機関等との連携、協力をより推進し、その活動成果を教育課程に反映させる。GLOCOM と2つの研究科との教育研究上の連携機能を強化する。

これらを推進し、学長を中心とした全学的な意思決定と運営を図っていくため、運営委員会の機能、役割を明確化し、本学の目的が機能的で迅速に実現し得る組織づくりを行っていく。

基準 3. 教育課程 (教育目的、教育内容、学習量、教育評価等)

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1 の事実の説明 (現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学では、大学院研究科の教育研究上の目的を、「国際大学大学院の目的に関する規程」において、次のように定めている【資料 3-1-1】。

(国際関係学研究科における人材養成上の目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 国際関係学研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際関係学研究科は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。また、相互に関連する国際関係学、国際開発学、国際平和学の各分野において、日本およびアジア地域における経験を教育課程の中で有効に活用し、教員の教授・指導能力の向上と学生の能力開発に資する学術的な研究を促進する。全ての授業を英語により行う。

(国際経営学研究科における人材養成上の目的その他の教育研究上の目的)

第 3 条 国際経営学研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際経営学研究科は、未来のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- 全ての授業を英語により行う。

これらの人材養成上及び教育研究上の目的は、高度に専門的にかつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を養成することをその主目的とする建学の理念及び平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて実施した自己点検・自己評価活動時に策定した大学の人材養成ビジョンのもと、平成 19(2007)年度に各研究科教授会における審議承認を経たうえで、定めたものである。ここで定めた人材養成上の目的は、大学規程集に「国際大学大学院の目的に関する規程」として掲載している他、大学のホームページで公表している。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科国際関係学専攻の修士課程においては、3つの2年制プログラム「国際関係学プログラム」、「国際開発学プログラム」、「公共経営・政策分析プログラム」と1年制の「公共政策プログラム」を置いている。また、平成27(2015)年9月には、3つのクラスター「国際関係学クラスター」、「経済学クラスター」、「公共経営学クラスター」、からなる博士後期課程を開設し、学生の受入れを開始する。これら3つのクラスターにおいては、既存の2年制修士課程の3プログラムの専門性を更に深化させた教育研究体制を構築している。【資料3-1-2】【資料3-1-3】

国際関係学研究科では、政治学、経済学、公共経営学をベースとする学際的で多様なプログラムを含むため、プログラム毎に教育目的に沿った教育課程の編成方針と履修の要件を定めていると同時に以下項目を共通の教育課程編成方針としている。

- (1) 多様な価値観に対応し、またグローバルな視野を持ち、政治、経済、経営分野における広範囲な課題に対する問題発掘能力、分析能力、問題解決能力を有する有為な人材を養成すること。
- (2) 各プログラム固有の基礎科目を「必修科目」として位置づけたうえで、多様な専門科目を「応用科目」、「地域科目」として各プログラムで共通とし、絶えず変化する国際社会の諸課題に対し柔軟に対応すること。
- (3) 日本及びアジア地域における経験を有効に活用すること。

さらに、公表に値する高度な修士論文作成を重要な柱と考えており、多様な修士論文研究課題に対応する研究指導評価体制の提供も教育課程編成方針の1つである。

国際関係学プログラムでは、『国際関係学』と『国際平和学』の2つの履修課程を提供しており、それぞれの修了要件を満たした学生には、修士（国際関係学）あるいは修士（国際平和学）の学位が授与される。両専門分野ともに、国際関係分野における広範囲で多様な課題に対する問題発掘能力、分析能力を涵養するための基礎として、「国際政治学」、「国際政治経済学」などの指定必修科目（基礎科目）、8科目（16単位）を1年次に履修する。そのうえで、『国際関係学』では、政治学、経済学、経営学の各分野における専門的な応用科目と地域固有の特色を反映した地域科目を履修し、また高度に学術的な修士論文を執筆することにより、国際関係分野における現実的な課題に対する分析能力と問題解決能力を養うことを教育課程の編成方針とする。『国際平和学』では、紛争、貧困、環境、移民といった地球規模的な課題に対して学際的な研究を行い、また高度な修士論文を執筆することにより、2年間の教育課程の中で平和と人間の安全保障分野におけるリーダーに必要な多面的で幅広い視野を身につけることを教育課程の編成方針とする。

国際開発学プログラムでは、『国際開発学』と『経済学』の2つの履修課程を提供しており、学生は自己の関心・目的に応じていずれかを選択する。それぞれの修了要件を満たした学生には、「修士（国際開発学）」あるいは「修士（経済学）」の学位を授与する。いずれの分野においても、国際社会における広範囲で多様な開発課題に対する分析能力、問題解

決能力・政策立案能力を涵養するための基礎として、経済学や統計学などをベースとする基礎理論と分析手法を習得する科目群を1年次の指定必修科目（基礎科目）として提供する。そのうえで、『国際開発学』では、国際開発各分野における高度な専門知識、実践的な理論、科学的な分析手法を習得するための応用科目と現実的で具体的な開発課題に対する分析能力、問題解決能力・政策立案能力を養うための修士論文セミナーを提供することにより、国際開発各分野におけるプロフェッショナルとして多面的な能力を発揮できる有為な人材を養成することを教育課程の編成方針とする。『経済学』では、特に財政政策や銀行行政を含むマクロ経済学の分野における専門知識を修得するために最新の経済理論を学び、それを現実問題に応用できる能力を集中的に養成するための応用科目と修士論文セミナーを提供することにより、経済学分野におけるプロフェッショナルを養成することを教育課程の編成方針とする。

公共経営・政策分析プログラムでは、公共セクターにおける諸課題に対する分析能力、政策立案能力の涵養のために必要な「経済学」、「統計学」などの科目に加え、公共セクターにおいて重要度を増している政策実施評価能力・組織管理能力の涵養に必要な「公共経営学」、「行政学」、「公的予算と財務」などの科目を1年次の指定必修科目（基礎科目）として提供する。1年次後半以降は、環境、医療、教育などの公共セクター各分野における高度な専門知識や実践的な理論を習得するための応用科目と具体的な公共政策課題の中で政策実施評価能力・組織管理能力を養うための修士論文セミナーを提供することにより、公共経営・政策分野のリーダーとして多面的な能力を発揮できる有為な人材を養成することを教育課程の編成方針とする。

公共政策プログラム（1年制）は、「公共経営」、「国際関係」、「経済開発」の3つのコンセンレーションにより構成されている。学生は各コンセンレーションの修了要件に基づき、指定必修科目（基礎科目）を履修することにより、分析的、実証的な技能と知識を学ぶ。そのうえで、自由選択科目の履修によって必修科目で培われた理論構築能力を高め、帰納的知識を深めるとともに、修士論文の代わりとなるポリシー・ペーパーを執筆する。また、日本人は国際社会への発信力を高めるために、留学生は日本の事例から学ぶために、日本関係科目の履修と必須としている。これらの修了要件を満たした学生には、修士（公共政策）の学位を授与する。

教育方法としては、国際関係学プログラムの多くの授業科目では、広範囲で多様な課題に対応するため、また学生の授業参加を促進するため、レクチャーとディスカッションの併用による双方向の授業方法を中心としている。一方、国際開発学プログラムと公共経営・政策分析プログラムの多くの科目ではレクチャーが中心となっているが、経済・数量分析系の授業科目については、統計・数量分析ソフトと実際のケースを用いたPCによる実習形式が多く採られており、実践的な分析能力や問題解決能力の涵養を図っている。また、授業で用いられる文献やケースには、本学修了生の学位論文や、修了後に指導教員との共著により査読付の国際学術雑誌に掲載された論文等が用いられることも少なくない。これら修了生の成果物は、特にアジア地域からの多様な学生が自国においてどのような課題に直面し、現実的な問題の解決に対しどのような分析を行ってきたかを学ぶ格好の教材となっている。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科では、2年制修士課程「MBAプログラム」と1年制修士課程「E ビジネス経営学プログラム」を提供してきたが、平成25(2013)年9月に「MBAプログラム(1年制)」を新たに開設し、現在は3つの修士課程を提供している【資料3-1-4】。

国際経営学研究科では、教育研究上の目的において、教育課程の編成方針が次のとおり明示されている。

- (1) グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- (2) 広範で多彩な能力、視野、信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する、多国籍・多文化構成の教育環境を醸成する。
- (3) 様々なビジネス分野において革新と創造を担う実務家と研究者のパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- (4) マネジメントの基本となるスキルと実践的な知識を習得し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。

経営分野の明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成するという目的に沿い、これらの教育課程編成方針に対応する具体的な取組みは次のとおりである。

- 1) 現実的な課題に対する分析能力と問題解決能力を養う目的で、本研究科では多くの授業科目でケース教材を用いた授業を行ってきたが、平成25(2013)年度からは研究科長のリーダーシップのもとケース教材をベースとした教授法が更に強く推奨され、現在では、ほとんどの授業科目でケース教材を用いた、教授、学生間の議論を通じた双方向の授業が行われている【資料3-1-5】。
- 2) 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるグループワークが行われ、教室の内外でメンバー同士が議論し合い、意見をまとめ、それを教室で発表し、その内容をもとに更に教員と学生がディスカッションを行う、アクティブ・ラーニングの教育法が国際的な教育環境の中で行われている。これらの活動は学生が本学修了後に国際社会で活躍する為の素養を涵養する場となっている。
- 3) 各授業科目のトピックに精通した実務家を外部講師、スピーカーとして数多く招聘し、特別講演会を開催している。特別講演会は多くの場合、全学公開講義としており、ビジネスの第一線で活躍する企業家と学生との接点の場を提供している。また、非常勤講師に経営の第一線で活躍する実務家／企業家を登用し、より実践的な授業を提供している【資料3-1-6】。
- 4) 教育活動の一環として、東京証券取引所、自動車工場製造ラインの見学等を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図ったり、地元自治体との共同プロジェクトの実施や地元企業への訪問など、地域社会とのかかわりを通じて、地域社会が抱える諸問題についても関心を高め、職業人としての社会貢献の意識を高める機会を提供している【資料3-1-7】。
- 5) グローバル・リーダーとして国際社会で活躍する人材となるために必要な知識やスキルは何かを見極め、学生が身に付けるべき能力やスキルを修得させるために極めて重要な科目を指定必修科目(基礎科目)に据え、各プログラムのカリキュラムの中心に置いている。

MBA プログラムにおいては、「マネジメント」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「会計」、「情報技術」、「オペレーションズ・マネジメント」等の各分野で基礎科目を提供している。すべての基礎科目を1年次に履修した後、学生は、各自のキャリア志向に沿った選択科目を2年次に履修する。

E ビジネス経営学プログラムでは、技術革新を基盤とした起業・新規事業開拓を可能とする能力を有し、多岐にわたるビジネス分野（ファイナンス、マーケティング、人的資源管理や工程管理等）においてIT技術にかかわる領域で幅広く活躍できる人材育成を目的とし、平成25(2013)年入学生より新カリキュラムを導入した。平成24(2012)年以前は同プログラムの開講科目とMBAプログラムの開講科目との間には垣根があり、この2つプログラム間でのクロスレジストレーションは認められていたものの、情報技術系の科目を中心とするカリキュラム内容だった。平成25(2013)年導入の新カリキュラムでは2プログラム間の垣根を撤廃し、情報技術系の授業科目に加えてMBAプログラムと共通の基礎科目を提供することでITマネジメントのスキルと経営知識や技術経営能力を短期間でより統合的かつ専門的に学べるようカリキュラムを改編した。

MBAプログラム(1年制)は、企業経営全般(ジェネラル・マネジメント)の見識を持ち、常に組織の全体像を俯瞰しながら事業を牽引、変革する能力を備えたグローバル経営人材の育成を目指し、5年以上の実務経験を有する社会人を対象とするプログラムとして平成25(2013)年に新たに開設された。1年間の短期集中型プログラムではジェネラル・マネージャーとしての能力開発に必要な基礎科目と各自のキャリア・ゴールに合わせて柔軟に選択できる自由選択科目、MBAプログラム(1年制)独自の夏期集中コース(キャップストーン・コース)を中心にカリキュラムを編成している。

(2) 3-1の自己評価

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科の人材養成・教育研究上の目的及び教育課程の編成方針は、開学以来の、専門的かつ学際的学識を具備した学生を育てるという国際大学の建学の理念を実現するためにある。国際関係学、国際開発学、経済学、公共経営・政策分析、公共政策という研究分野を深く、かつ領域相互の関連も視野に入れながら、日本とアジア地域における経験を教育課程に生かすため、当該地域に関連する授業科目を設定し、広く学際的に学ぶというものである。各履修プログラムにおいては、基礎科目や履修推奨科目に加え、研究科共通の応用科目・地域科目から幅広い履修が可能であり、学際性に富んだ教育課程を適切に確保している。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科の人材養成・教育研究上の目的は、教育課程の編成方針も同時に示すものであり、本学の理念に基づく教育研究環境を生かして適切に定められている。経営リーダーとして修了までに身につけるべきスキルをベースに、教育目的・編成方針を授業科目の配置、教育方法、諸活動において具体的に展開し、多様な学生が経営学の諸分野を総

合的かつ専門的に学ぶことを可能にしている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年度より新入生向けに配布する各研究科の学生便覧の冒頭部分に本学の「理念及び使命・目的」、並びに研究科毎の「人材養成に関する目的とその他教育研究上の目的」について明記し、学生に理解を求めると同時にホームページでもこれらを公表している。しかし、新たなプログラムや履修課程の設置に伴い、研究科の使命や目的及び教育方針は必要に応じて見直しが必要である。国際関係学研究科において、平成 27(2015)年 9 月より博士後期課程への学生の受入れが開始されるにあたり、「国際大学大学院の目的に関する規程」の改訂を平成 27(2015)年度中に行う。また、育成すべき人材像をより明確に示すこと、研究科毎の表現を統一することを今後の改善点として挙げる。更に、国際経営学研究科では、平成 26(2014)年 4 月よりビジネススクールの世界的認証機関である AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証評価を受けるため、研究科の使命や目的、育成すべき人材像の再検討、これらに沿ったカリキュラムの整合性のレビューを現在行っている。使命、目的、人材像等についても上述の規程に盛り込むこととする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 国際大学大学院の目的に関する規程

【資料 3-1-2】 国際大学パンフレット【資料 F2】と同じ

【資料 3-1-3】 国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程パンフレット

【資料 3-1-4】 国際大学パンフレット【資料 F2】と同じ

【資料 3-1-5】 国際経営学研究科ケース教材リスト

【資料 3-1-6】 国際経営学研究科特別講演会リスト

【資料 3-1-7】 国際経営学研究科フィールドトリップリスト

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

<国際関係学研究科>

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

国際関係学研究科国際関係学専攻の修士課程においては、4つのプログラム（10の履修課程）に即した教育課程が編成されている【資料 3-2-1】。

研究科授業科目編成の共通の枠組みとして、開講科目を基礎科目、特別演習科目、応用科目、地域科目、外国語科目に区分し、各プログラムにおいて、指定必修、選択必修、自由選択の履修区分毎に指定科目と必要単位数を定めている。

国際関係学プログラムの国際関係学の履修課程においては、日本とアジア太平洋地域の国際関係に特に焦点を置き、この地域における政治、経済、社会の動向を包括的、学際的に理解する教育課程を編成している。教育課程はコースワークと高度な修士論文作成からなる。コースワークでは、国際関係分野における広範囲で多様な課題に対する問題発見能

力・分析能力を涵養するための指定必修科目（基礎科目）として「国際政治経済学」、「国際政治学」、「国際経済システムと秩序」、「対外政策分析」、「外交と国家」、「国際関係における安全保障戦略」、「国際機構論」、「人権とグローバル・ジャスティス」を、また選択必修科目として「比較政治社会論」、「現代政治経済と地域主義」、「経済学要論」などの応用科目と、「中国の外交政策」、「現代日本政治論」、「戦後日本外交」などの地域科目を履修する。2年次では、これらの科目で習得した分析能力と問題解決能力をベースに国際関係分野における現実的な課題に沿った高度な修士論文を作成する。

同プログラムの国際平和学の履修課程においては、平和と人間の安全保障に関する広範囲で多様な課題に対応するため、政治学、経済学、経営学などの社会科学分野を横断する学際的で柔軟な教育課程を編成している。教育課程はコースワークと高度な修士論文作成からなる。コースワークでは、平和と人間の安全保障に関する基礎知識の習得と問題発掘能力、分析能力、問題解決能力を涵養するための科目、すなわち「国際政治経済学」、「国際政治学」、「貧困と人間の安全保障」、「環境と人間の安全保障」、「国際紛争処理論」、「人権とグローバル・ジャスティス」、「グローバル市民社会」、「経済学要論」を1年次の指定必修科目（基礎科目）として履修する。2年次には、これらの科目や経営・経済関連の自由選択科目などで習得した分析能力と問題解決能力をベースに平和と人間の安全保障に関する現実的な課題に沿った高度な修士論文を作成する。

国際開発学プログラムにおいては、国際開発学、経済学いずれの履修課程においても、入学前のオリエンテーション期間における基礎数学の準備講座を経て、1年次の秋学期（第1学期）と春学期（第2学期）には、応用研究の礎となる指定必修科目（基礎科目）として、「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「経済経営数学（A）」、「統計学」、「計量経済学」を履修する。その後、国際開発学では、「リサーチ方法論」と「開発経済学」を必修基礎科目として学ぶ。これらの科目を通じて、科学的な分析をするために必要な様々なコンピューター・ソフトの使い方を修得するとともに、1年次後半から2年次のカリキュラムでは、それまでに得た知識をもとに、広範囲で多様な応用科目群から、指導教員の指導のもとに履修科目を選択し、それぞれの研究課題に基づいた政策志向的な修士論文を作成する。また国際開発学プログラムは、IMF（国際通貨基金）奨学生のための特別プログラムとしてマクロ経済政策プログラムを提供している。学生は経済理論に基づき、マクロ経済政策と公共金融、中央銀行業務と金融政策、金融市場政策等、マクロ経済に関する様々な諸課題について学ぶ。

公共経営・政策分析プログラムでは、分析能力・問題解決能力の涵養のために必要な「経済経営数学（B）」、「統計学」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「データ分析」などの基礎科目に加え、公共セクターにおいて重要度を増している政策実施評価能力・組織管理能力の習得に必要な「公共経営学」、「公共政策プロセス」、「公共政策モデリング」、「行政学」、「公的予算と財務」、などの科目を1年次の指定必修科目として提供することとしている。1年次後半以降は、環境や医療などの公共セクター各分野の諸課題に関連した授業科目を履修しながら、修士論文作成に取り組む。また、同プログラム下の“情報システム管理”コンセントレーションは、ITを活用する公共プロジェクトに携わるマネージャー、ICT（情報通信技術）による行政運営や社会基盤整備を担う行政官等を対象としており、ICT政策の有効な管理・運営を促すためのEガバナンスに重点を置いた異なる履修課程を提供している。

公共政策プログラム（1年制）においては、特に高度で専門的な職業能力を持った実務家として日本を発信できる人材を1年間で育成することを目的としているため、研究活動よりも授業の履修がその過程の中心となる。3つのコンセントレーション共通の指定必修科目（基礎科目・共通）である、「行政学」を履修する他、コンセントレーションごとに定められた16単位分の指定必修科目（基礎科目・専門）を修得することで、実社会での問題に応用できる分析的・実証的な技能と知識を学ぶ。加えて、日本関連科目4単位分を含む自由選択科目24単位を1年間で履修し、指定必修科目で培われた理論構築能力を高め、帰納的知識を深める。また、1年制プログラムでは、修士論文の代わりにポリシー・ペーパーの執筆が課せられており、個々の学生は実務上直面する課題等を発展させた研究テーマを定め、それに基づいて研究指導を受け、特定の研究課題の成果物を提出する。

研究科共通のカリキュラムとして、外国語科目を設置している。大学院レベルの文献読解や論文・研究レポート執筆に必要な英語力が不足している学生は、上記の専門的な授業科目の履修と並行し、「アカデミック・イングリッシュ (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」を履修する。また、外国人留学生については、希望に応じて基礎、初級～上級にわたる日本語科目を履修することが可能である。

以上、授業科目は、国際関係学研究科あるいは各プログラムそれぞれの教育課程の編成方針に即して提供されている。授業はすべて英語により行われており、教育課程の編成方針に即した授業内容を、英語圏で博士号(Ph.D.)を取得した教授陣を中心に国際標準の授業方法により提供している。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間は学年暦で定め、これを学生便覧とともに学生に配布し、入学時のオリエンテーションで説明している。

学年は、9月から開始し、3学期制を採用している。授業期間は各学期10週間と期末試験期間1週間で構成され、オリエンテーションや予備教育期間を含め、原則として35週にわたる期間を確保している【資料3-2-2】。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に運用されているか。

授業科目の単位は、講義・演習とも、15時間の授業を以て1単位としている。単位の認定にあたっては、授業科目毎に担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し、評定を行う。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート）、中間試験の成績、授業への取組み状況等である。各授業科目は次の評点により成績、単位が与えられる。

表 3-2-1 国際関係学 研究科成績評価基準

記号	内 容	成績点数	点数
A	特に優れている	4.0	96～100
A-	優れている	3.75	90～95
B+	良い	3.5	80～89
B	一応要求を満たしている	3.0	70～79
B-	低水準の要求を満たしている	2.5	66～69
C	合格と認められる最低の成績	2.0	60～65
F	不可	0.0	60 未満
P	①合否のみにて評価される授業科目において合格したことを示す ②学位論文または研究レポートの審査において合格したことを示す	-	
NP	①合否のみにて評価される授業科目において合格しなかったことを示す ②学位論文または研究レポートの審査において合格しなかったことを示す	-	
D	学位論文または研究レポートの審査において合格し、特に優れたものと認められたことを示す	-	
HD	学位論文または研究レポートの審査において合格し、際立って優れたものと認められたことを示す最高の評価記号	-	

成績評価の結果については、全学生の各授業科目の成績、各授業の成績評価の平均、A及びA-評価の占める割合を網羅した資料を教授会にて配布し、標準化に努めている。また、成績評価において他の授業科目との隔たりが大きい場合、研究科長が当該担当教員と話し合い、原因を把握し、次学期以降の評点方法の変更を求めることもある。

修了要件は、各履修課程において次の各表のとおり定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、1年ないし2年間在学し、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格することを課している。

表 3-2-2 国際関係学プログラム（国際関係学）の修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 国際政治経済学、国際政治学、国際経済システムと秩序、対外政策分析、外交と国家、国際関係における安全保障戦略、国際機構論、人権とグローバル・ジャスティス	16
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
選択必修科目（応用科目） 次の授業科目の履修を推奨 比較政治社会論、現代の政治経済と地域主義、経済学要論、グローバル市民社会、グローバル・イシュー、国際紛争処理論、社会変革の中の政治制度とガバナンス、貧困・戦争・人間の安全保障	6
選択必修科目（地域科目）	6

国際大学

次の授業科目の履修を推奨 アメリカ対外政策論、中国の外交政策、現代日本政治論、日本政治経済論、戦後日本外交、日本の行財政システム、戦後日本経済論、中東におけるガバナンスと政治経済、東南アジア国際関係論	
自由選択科目 教員の指導のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	6
修了要件単位数	40

表 3-2-3 国際関係学プログラム（国際平和学）の修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 国際政治経済学、国際政治学、貧困と人間の安全保障、環境と人間の安全保障、国際紛争処理論、人権とグローバル・ジャスティス、グローバル市民社会、経済学要論	16
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
自由選択科目 下記の授業科目の履修を推奨 （一般）対外政策分析、IT戦略と政策立案* （国際法）国際公法 （環境と持続可能な開発）環境経済論 （多文化社会）異文化コミュニケーション論、人の国際移動と人間の安全保障 （グローバルガバナンスと企業の社会的責任）グローバル・イシュー （日本研究）日本政治経済論、戦後日本外交、日本の行財政システム、現代日本の戦争と平和 （地域研究）アメリカ対外政策論、東南アジア国際関係論 （マネジメント）公共経営学、プロジェクト発掘評価論 *国際経営学研究科提供科目	18
修了要件単位数	40

表 3-2-4 国際開発学プログラム（国際開発学）の修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、経済経営数学（A）、統計学、計量経済学、リサーチ方法論、開発経済学	18
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
選択必修科目（応用科目） 次の授業科目の履修を推奨	12

国際大学

応用時系列分析、計算可能な一般均衡モデル、企業ファイナンス、費用便益分析、クロスセクション・パネルデータ分析、開発計画論（他部門モデル分析）、環境経済論、環境政策、財務会計、金融資本市場と金融のグローバル化、医療経済論、医療政策、産業組織と公共政策、不平等と貧困：測定と応用、国際金融論、国際貿易投資論、投資理論、上級マクロ経済学：政策分析、貨幣と銀行システム、金融経済論と政策分析、プロジェクト発掘評価論、行政学、財政学、公的予算と財務、公共経営学、公共政策プロセス、公共経済論、数量的意思決定論、時系列分析、都市地域計画学	
選択必修科目（地域科目） 次の授業科目の選択を推奨 現代日本産業史、日本の銀行と金融システム、日本のエネルギー政策と規制、日本の行財政システム、戦後日本経済論、中東におけるガバナンスと政治経済	4
自由選択科目 教員の指導のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	4
修了要件単位数	44

表 3-2-5 国際開発学プログラム（経済学）修了要件

※マクロ経済政策プログラムを含む

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、経済経営数学(A)、統計学、計量経済学	14
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
選択必修科目 次の授業科目の履修を推奨 農業経済論、応用時系列分析、計算可能な一般均衡モデル、企業ファイナンス、費用便益分析、クロスセクション・パネルデータ分析、開発経済論、開発計画論（他部門モデル分析）、環境経済論、財務会計、金融資本市場と金融のグローバル化、医療経済論、産業組織と公共政策、不平等と貧困：測定と応用、国際金融論、国際貿易投資論、投資理論、日本の銀行と金融システム、上級マクロ経済学：政策分析、金融経済論と政策分析、貨幣と銀行システム、財政学、公的予算と財務、公共経済論、数量的意思決定論、リサーチ方法論、時系列分析	14
自由選択科目 教員の指導のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	10
※マクロ経済政策分析プログラムの履修方法・修了要件単位数 指定必修科目（基礎科目） 24 単位、経済学指定必修科目の 7 科目に加え、5 科目（国際金融論、国際貿易投資論、上級マクロ経済学：政策分析、金融経済論と政策分析、財政学）が指定必修科目となる 指定必修科目（演習科目） 6 単位 自由選択科目 14 単位	

修了要件単位数	44
---------	----

表 3-2-6 公共経営・政策分析プログラムの修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 経済経営数学（B）、統計学、ミクロ経済学Ⅰ、データ分析、公共経営学、公共政策プロセス、公共政策モデリング、行政学、公的予算と財務	17
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
選択必修科目 次の授業科目の履修を推奨 比較政治社会論、企業ファイナンス、費用便益分析、クロスセクション・パネルデータ分析、開発経済論、現代日本産業史、開発計画論（他部門モデル分析）、環境政策、財務会計、ウェブテクノロジーの基礎*、公会計論、医療政策、国際機構論、国際税務*、E ガバメント、IT 戦略と政策立案*、日本のエネルギー政策と規制、日本の行財政システム、地方自治体と公共サービス、ミクロ経済学Ⅱ、政策評価論、プロジェクト発掘評価論、財政学、公共セクターの人的資源管理論、公共情報政策管理、国際公法、公共経営情報システム、公共組織論、官民連携論、数量的意思決定論、リサーチ方法論、都市地域計画学 *国際経営学研究科提供科目	8
自由選択科目 教員の指導のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	13
修了要件単位数	44

表 3-2-7 公共経営・政策分析プログラム（コンセントレーション：情報システム管理）の修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 経済経営数学（B）、統計学、データ分析、公共経営学、公共政策プロセス、公共政策モデリング、公共情報政策管理、E ガバメント、公共経営情報システム	17
指定必修科目（演習科目） 特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	6
選択必修科目 次の授業科目の履修を推奨 費用便益分析、データベースデザインと経営戦略*、ウェブテクノロジーの基礎*、IT 戦略と政策立案*、ネットワークとセキュアデータ・トランスミッション*、プロジェクト発掘評価論、数量的意思決定論 （そのほかの選択必修科目） 開発計画論（他部門モデル分析）、財務会計、公会計論、ミクロ経済学Ⅰ、政策評価論、行政学、公的予算と財務、公共セクターの人的資源管理論、公共組織論、官民連携論、都市地域計画学 *国際経営学研究科提供科目	14
自由選択科目 教員の指導のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	7
修了要件単位数	44

国際大学

表 3-2-8 公共政策プログラム（1年制修士課程）の修了要件
3つのコンセントレーション（公共経営・国際関係・経済開発）

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目・共通） 行政学	2
指定必修科目（基礎科目・専門） 【公共経営】 経済経営数学（A）、統計学、ミクロ経済学Ⅰ、データ分析、公共経営学、公共政策プロセス、公共政策モデリング、公的予算と財務 【国際関係】 国際政治経済学、国際政治学、国際経済システムと秩序、対外政策分析、外交と国家、国際関係における安全保障戦略、国際機構論、人権とグローバル・ジャスティス 【経済開発】 ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、経済経営数学（A）、統計学、計量経済学、開発経済学	16
指定必修科目（演習科目） 政策演習Ⅰ・Ⅱ	2
自由選択科目（日本関連科目） 現代日本の戦争と平和、戦後日本経済論、日本のエネルギー政策と規制、現代日本産業史、現代日本政治論、日本の行財政システム、日本政治経済論、現代日本産業史、日本政治、日本の銀行と金融システム、近代日本とマクロ経済政策、日本史と日本文化	4
自由選択科目 教員のもと、語学科目を除く国際大学におけるすべてのコースから選択	10
修了要件単位数	34

表 3-2-9 博士後期課程の修了要件

科目区分	必要単位数
共通選択必修科目 【公共経営学】 公共経営学特論、公共政策プロセス特論、公共政策モデリング特論 【国際関係学】 国際政治学特論、国際政治経済学特論、人権とグローバル・ジャスティス特論 【経済学】 ミクロ経済学特論、マクロ経済学特論、計量経済学特論	6
その他のクラスターの共通選択必修科目群より2単位	2
特別演習科目 博士論文特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	9

修了要件単位数	17
---------	----

【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】

国際関係学プログラムにおいては、次学年度(2015/2016 学年度)に向けて、カリキュラム改編が決まっている。修了要件単位数は現行の 40 単位から 44 単位に変更し、他プログラムの修了要件単位数に合わせる。必修科目の履修方法についても、指定必修科目 2 科目(4 単位)と、選択必修科目群からの 5 科目(10 単位)を学生自身の興味に応じた選択を可能にし、より自由度を増す方向に転換する。

平成 27(2015)年 9 月には、「経済学クラスター」、「公共経営学クラスター」、「国際関係学クラスター」からなる博士後期課程を開設する。修了要件は、博士後期課程に 3 年間在籍し、共通選択必修科目群から 4 科目(8 単位)及び、博士論文特別演習 I～III(各 3 単位、計 9 単位、通年)を履修することと、博士後期課程 1 年次終了時に行われる博士候補認定試験に合格すること、研究論文 1 編以上が査読付き学術誌において掲載が受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである【資料 3-2-6】。

学習の成果を測る仕組みとして GPA(Grade Point Average)制度を導入しており、主として奨学金の 2 年次継続の学力審査、修了時の総代選出、成績優秀者表彰に用いている。基準となる GPA を下回った者については、毎学期研究科長がウォーニングレター(警告状)を渡し、必要に応じ、研究科長・副研究科長が面接を行い、学習上の問題点等を聴取し、指導教員(またはファカルティ・コンサルタント)に報告し、本人の状況の把握と共有に努めている。GPA の基準は奨学支援継続審査のために用いられ、進級、修了の要件としては定めていない。

修士学位論文の審査にあたっては、指導教員及び論文試験官(Thesis Examiner)の 2 人により論文審査委員会が構成される【資料 3-2-7】。

学位論文(及び学位論文の指導を行う特別演習科目)は、合格(Pass)または不合格(Non Pass)の評語により評価される。また、一定の期間内に加筆修正することなどを課したうえで、審査委員会に合否を保留(Referred)する措置もとられる。その場合は、一定の期間後に再審査が行われ、改めて合否が判定される。また、審査委員会の推薦に基づき、特に優れた論文と認められたものについては、欧米等の大学教員を中心とする学外試験官に当該論文の審査を仰ぐという外部試験官の制度を採っている。その審査により、「特に優れたもの」と認められた論文については「D」(Distinction)、「際立って優れたもの」と認められた論文には「HD」(High Distinction)という評語が与えられる【資料 3-2-8】。厳格な学位論文審査のために、本学では、入学前の夏期英語集中講座(IEP)、入学時のアカデミック・オリエンテーション及び「アカデミック・イングリッシュ(Academic English)」、「修士論文のための英語(English for Thesis Writing)」等の英語科目において、剽窃等の不正防止教育を徹底して行っている。また、審査用に提出されたすべての論文は、学術論文の国際的な知名度の高い剽窃チェックサービスを実施するなどして、指導教員が厳しくチェックする体制を採っている【資料 3-2-9】。

海外提携校との協定に基づく単位の互換・認定も行っている。提携校毎に成績・単位の互換換算表を定め、大学院設置基準に定める 10 単位を上限に運用している。なお、海外提

携校との関係、連携については、基準10-2に詳述する。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保った工夫がおこなわれているか。

本学は3学期制（1学期は10週の授業期間+1週の試験期間）を採用しており、国際関係学研究科においては、年間のコースワークを平準化させるため1学期あたりの履修登録単位数の上限を11単位としている。また、キャンパスにおける多国籍な授業環境を促進するため、学生には原則として毎学期最低1科目以上履修させている【資料3-2-10】。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

「経済学」、「統計学」、「計量経済学」など、修学上のベースとなる基礎的な分析能力や理論の習得が必要な授業科目においては、積み重ねによる習得が重要であるため、恒常的に小テスト、宿題、演習などを課している。毎週の課題として、欧米大学の社会科学分野などで用いられているプロブレム・セットやケースを用いる科目もある。また、「統計学」や「計量経済学」などの数量分析系の科目では、「STATA」、「E-Views」、「GAUSS」などデータ解析用のソフトウェアを用いた実習授業も多く組み込まれている。一方、国際関係、政治学、平和学関連の授業科目や専門領域における今日的な課題を扱う授業科目については、授業前に課題に応じた文献が与えられ（リーディング・アサインメント）、課題をベースにした学生のプレゼンテーションや討論により学生の授業への積極的な参加を促進している。

本学では、開設当初からすべて英語により教育研究を行っている。したがって、大学院レベルでの英語による授業を円滑に行うため、入学前のIEPに加えて入学後も、英語によるコミュニケーション能力、読解能力及び論文作成能力向上を目的とした英語授業を行っている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に準備されているか。

本学では通信教育は行っていない。

<国際経営学研究科>

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

国際経営学研究科国際経営学専攻においては、MBAプログラム、E ビジネス経営学プログラム、MBAプログラム（1年制）という3つのプログラムについて、教育課程が編成されている。

MBAプログラムの教育課程は、主に1年次の指定必修科目（基礎科目）と2年次の自由選択科目に分けられる。MBAプログラムでは、経営学の諸分野の中からファイナンス、マーケティング、マネジメント、IT/オペレーションズ・マネジメント分野を専門分野とし

て設定し、学生は MBA 取得後のキャリア・プランに即した専門分野内の指定科目を中心に、2年次の科目を体系的に履修できるようにしている。平成 27 (2015) 年修了予定者からは上記 4 分野に加え、「プロジェクト・マネジメント」と「ソーシャル・エンタープライズ」の 2 分野を加え、6 つの専門分野から専門領域を選択することができるようにした【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】。特定の専門分野を選択することなく、より広く総合的に選択科目を履修することも可能である。開講科目は、現代の企業経営に必要な専門科目を上述の 6 分野を中心として体系的にバランスよく配置している。特に、1 年次に提供される基礎科目については 3 学期制を生かした段階構造を持たせており、前学期までの修得知識を前提とする科目を体系的に開講している。

標準修業年限を 1 年とする E ビジネス経営学プログラムでは、「IT(情報技術)」と「マネジメント」を統合的に学ぶ基礎科目を配置している(「ウェブテクノロジーの基礎」、「IT 戦略と政策立案」、「起業家精神と小事業開発」、「新製品計画と開発」、「財務会計学」、「マーケティング・マネジメント」)。MBA プログラムとも共通する専門科目の中から、学生が個々のキャリア志向にあわせて科目を選択できるように授業科目が配置されている。また、起業家実習と言われる夏季限定の実践的トレーニングコースを提供し、学生が目指すキャリアに直結するような内容の実習が行われている。

MBA プログラム(1年制)では、短期間にグローバル・リーダーとしての素養を涵養するため、必要な科目を効率よく履修できるよう、より体系的なカリキュラムで構成している。経営全般(ジェネラルマネジメント)の見識と全体像を見据えながら事業を牽引、変革する能力を備えたグローバル経営人材を短期間で育成することを目的としているため、MBA プログラムが開講している科目の中から未来のグローバル・リーダーに欠かせない知識や能力を効率よく修得できる科目を基礎科目に据えている。2年制の MBA プログラムのような職能的専門分野の選択はないが、ジェネラル・マネージャーとしてのキャリア・ゴールに合わせて、「指定選択科目」や「自由選択科目」から任意の科目を履修することを可能としている。また、夏季期間中には MBA プログラム(1年制)独自のキャップストーン・コースが開講される。プログラムの集大成として、最終学期にあたる夏季期間に開講されるこのコース(指定必修科目)では、それまでに学生が獲得した知識・理論をもって、時宜を得た経営的課題に取り組ませている。

3 つのプログラムに共通する修了要件として、特定の課題に関する研究活動を行い、研究レポート(事例研究)または修士論文(学術研究)を提出することが課せられている。研究レポート/修士論文の執筆にあたっては、研究指導教員が提供するセミナー科目を履修する。国際経営学研究科では、2 つのタイプのセミナー科目(1.「プラットフォームセミナー」:研究指導教員のガイダンスのもと、主にグループ単位で研究活動を行い、研究レポートまたは修士論文を執筆する、2.「国際経営特別演習」:研究指導教員のガイダンスのもと、学生が単独で研究活動を行い、研究レポートまたは修士論文を執筆する)を平成 25(2013)年入学生まで提供し、学生はいずれか一方を選択し、1年間をかけて研究活動を行うこととしていたが、平成 26(2014)年入学生からは 2 種類のセミナー科目をリサーチ・セミナーに統合した【資料 3-2-13】。同セミナーでは、グループ研究と個人研究のいずれかを選択できることとし、2 種類のセミナー科目がある紛らわしさを解消した。また、それまで MBA の学生は研究レポート、E ビジネスの学生は修士論文をそれぞれ執筆すること

を修了要件の 1 つとしていたが、平成 26(2014)年入学生以降は所属プログラムに関わらず、学位取得後のキャリア・プランに応じて、いずれか一方の研究成果を提出することを修了要件の 1 つとした。

外国語科目については、国際関係学研究科と同様に、大学院レベルの文献読解や論文・研究レポート執筆に必要な英語力が不足している学生は、上記の専門的な授業科目の履修と並行し、「アカデミック・イングリッシュ (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」を履修する。また、外国人留学生については、希望に応じて基礎・初級～上級にわたる日本語科目を履修することも可能で、日本国内での就職や、母国に進出している日本企業への就職を後押ししている。

授業はすべて英語により行われており、教育課程の編成方針に即した授業内容を、英語圏で博士号を取得した教授陣を中心に国際標準の授業方法により提供している。また、実践的なコースワークにするため、多くの科目でケースを用いた授業を行い、多国籍で構成される学生メンバーによるグループワークが盛んに行われ、教室内では、問題解決能力やリーダーシップ能力、異文化コミュニケーション能力等を鍛錬する場となっている。

国際経営学研究科では、AACSB の認証評価を受けるため、平成 26(2014)年度より教育課程の体系的編成について更なる改善に取り組んでいる。具体的な取り組みとしては、研究科の使命や目的に沿った学びの最終目標 (Learning Goal) とその達成基準 (Learning Objectives) をプログラム毎に設定し、各達成基準を満たすために求められる資質や能力を修得させるために極めて重要な役割を果たすと考えられる授業科目を各プログラムの基礎科目に設定した。基礎科目は各プログラムのカリキュラムの中心であり、研究科の使命／目的を果たすためにそれぞれが重要な役割を与えられている。基礎科目で学んだ知識やスキルをもとに応用科目として位置づけられる選択科目を履修することで、1 つのまとまった教育課程が編成され、研究科の使命／目的の実現につながると考えている。

以上のことから、国際経営学研究科の教育課程は、MBA プログラム (2 年制)、E ビジネス経営学プログラム、MBA プログラム (1 年制) とともに同研究科の教育課程編成方針に即したものとなっている【資料 3-2-14】。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間は学年暦で定め、これを学生便覧とともに学生に配布し、入学時のオリエンテーションで説明している。

学年は 9 月から開始され、3 学期制が採用されている。授業期間は各学期 10 週間と期末試験期間 1 週間で構成され、オリエンテーションや予備教育期間を含め、原則として 35 週にわたる期間を確保している。標準修業年限が 1 年の E ビジネス経営学プログラムと MBA プログラム (1 年制) においては、7 月から 8 月にかけての夏季期間中も指定必修科目を開講しており、長期休暇を返上した 12 か月の短期集中型プログラムとなっている【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に運用されているか。

授業科目の単位は、講義・演習とも、15 時間の授業を持って 1 単位としている。

国際大学

単位の認定にあたっては、授業科目毎に担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し評価を行う。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート／プレゼンテーション）・中間試験の成績、授業への取組み状況等である。学生には次の評点により成績・単位が与えられる。

表 3-2-6 国際経営学研究科成績評価基準

記号	内 容	成 績 点 数	説 明	付 与 比 率 (1年次必修のみ)
A	特に優れている	4.00	大学院生として期待されるレベルを明らかに越えた高度な専門的知識を有する。	0 ～ 10%
A-	優れている	3.75	大学院生として期待されるレベルをほぼ越えた高度な専門的知識を有する。	0 ～ 10%
B+	良い	3.50	大学院生として期待されるレベルを十分に満たす高度な専門的知識を有する。	25 ～ 40%
B	一応要求を満たしている	3.00	大学院生として期待されるレベルを満たす専門的知識を有する。	25 ～ 40%
B-	低水準の要求を満たしている	2.50	大学院生として期待されるレベルをほぼ満たす専門的知識を有する。	0 ～ 10%
C	合格と認められる最低の成績	2.00	大学院生として単位を与えるに必要な専門的知識を有する。	0 ～ 10%
F	不可	0.00	大学院生として期待されるレベルに達しておらず、単位を与えることができない。	-
P	合格	-	合否のみにて評価される授業科目において合格したことを示す。	-
NP	不合格	-	合否のみにて評価される授業科目において不合格だったことを示す。	-

多くの学生が履修する基礎科目においては、上記の表に示された付与比率に沿って成績評価を行う。この比率から大きく乖離する評価が必要な場合、授業科目担当教員は研究科長に申し入れ許可を得る必要がある。選択科目については、上記の表に基づき担当教員が絶対評価をもとに成績・単位を付与する。

修了要件は、プログラム毎に次の各表のとおり定められた授業科目の履修により所定の単位を修得すること、2年間の在学（標準修業年限を1年とする E ビジネス経営学プログラム及び MBA プログラム（1年制）においては1年間の在学）、研究指導教員によるガイダンスのもと、修士論文または特定の研究課題の成果（研究レポート）を提出し、審査及び最終試験に B+以上で合格することが求められる。加えて、全科目を修了した時点の GPA が 4.0 満点中 3.0 以上であることを修了要件としている。

国際大学

表 3-2-7 国際経営学研究科 MBA プログラムの修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 財務会計学、管理会計学、マネジェリアル・エコノミクス、企業財務、組織行動論、マーケティング・マネジメント、応用統計学、コンピューター支援の意思決定モデリング、経営戦略、オペレーションズ・マネジメント	20
指定必修科目（演習科目） リサーチ・セミナーI-III	3
外国語必修科目 Academic English I-III	0 ~ 3
自由選択科目 (MBA の専門分野の認定を受けようとする者は、希望する専門分野内の指定科目から少なくとも12単位を取得すること。) 指定必修科目以外の国際経営学研究科(GSIM)提供科目及び、国際関係学研究科(GSIR)が提供する科目の内、クロスレジストレーションによる履修が認められる科目で、指導教官の許可が得られる科目の中から選択	25 ~ 22
修了要件単位数	48

表 3-2-8 国際経営学研究科 MBA プログラム（1年制）の修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） 財務会計学、企業財務、マーケティング・マネジメント、組織行動論、経営戦略、ジェネラル・マネジメント、オペレーションズ・マネジメント	14
指定必修科目（演習科目） リサーチ・セミナーI-IV	4
キャップストーン科目 リーダーシップ・ブートキャンプ、中国とアセアンにおける新資本主義の最前線、戦略シミュレーション、インターナショナルキャリア開発	4
指定選択科目 (下記科目から最低9単位を取得) ビジネス・プレゼンテーション、全社戦略、サービス・マネジメント、応用統計学、コンピューター支援の意思決定モデリング、マネジェリアル・エコノミクス、企業統治、イノベーションと新事業創出、交渉戦略、超国籍企業経営論、マーケティング戦略、管理会計学、異文化コミュニケーション論、投資分析、リーダーシップ、人的資源管理とタレント・マネジメント、ブランド・マネジメント サプライ・チェーン・マネジメント、IT戦略と政策立案	9
自由選択科目 指定必修科目以外のGSIM提供科目及び、GSIRが提供する科目の内、クロスレジストレーションによる履修が認められる科目で、指導教官の許可が得られる科目の中から選択	7
修了要件単位数	38

表 3-2-9 国際経営学研究科 E ビジネス経営学プログラムの修了要件

科目区分	必要単位数
指定必修科目（基礎科目） ウェブテクノロジーの基礎、財務会計学、マーケティング・マネジメント、起業家精神と小事業開発、新製品計画と開発、IT戦略と政策立案	12
指定必修科目（演習科目） リサーチ・セミナーI-IV	4
起業家実習科目 アントレプレナーシップ実習	2

語学必修科目 Academic English I-III	0 ~ 3
指定選択科目 (下記科目から最低 10 単位を取得) ビジネス・プレゼンテーション、プロジェクト・マネジメント、コンピューター支援の意思決定モデリング、財務諸表分析、プライベートエクイティとベンチャーキャピタル、データベースデザインと経営戦略、組織行動論、交渉戦略、日本における起業家精神と新事業創出、顧客関係管理 (CRM)、ソーシャルメディア・マーケティングオペレーションズ・マネジメント、プロジェクト・リスク・マネジメント、投資分析、ネットワーキングとセキュアデータ・トランスミッション、iPhone/iOS 機器のビジネスアプリケーション、ASEAN 市場への参入戦略の策定、リーダーシップ、人的資源管理とタレント・マネジメント、ブランド・マネジメント、サプライ・チェーン・マネジメント、リーダーシップ・ブートキャンプ、新興市場戦略論、戦略シミュレーション、インターナショナルキャリア開発、中国とアセアンにおける新資本主義の最前線	10
自由選択科目 指定必修科目以外の GSIM 提供科目及び、GSIR が提供する科目の内、クロスレジストレーションによる履修が認められる科目で、指導教官の許可が得られる科目の中から選択	10 ~ 7
修了要件単位数	38

【資料 3-2-17】

MBA プログラムは、経営の諸分野にわたる体系的なコースワークに力点を置いており、1 年次の授業科目のほとんどは基礎科目で構成されている。2 年次では選択科目を履修しながら、研究指導を受け、特定の研究課題に沿った研究レポートまたは修士論文を執筆し、指導教員（修士論文の場合、加えて試験官）より審査を受ける。

E ビジネス経営学プログラム及び MBA プログラム（1 年制）は、標準修了年限を 1 年とする履修課程である。入学後第 1 学期目に研究テーマと指導教員を決定し、必修科目と選択科目の体系的なコースワークとともに研究指導を受け、在籍期間の終盤となる夏季休暇期間中も利用して研究レポートまたは修士論文を作成し、指導教員（修士論文の場合、加えて試験官）による審査を受ける。

学習の成果を測るために GPA 制度を導入しており、MBA プログラムの 2 年次進級要件として、また研究科の修了要件として用いている。その他、奨学金の 2 年次継続の学力審査、修了時の総代選出、成績優秀者表彰にも GPA による審査を用いている。学期毎に基準となる GPA を下回った者については、必要に応じ研究科長が面接を行い、学習上の問題点等を聴取している。一方、学期毎に Dean's List と称される成績上位者（GPA3.7 以上かつ各プログラム上位 5%に入る者）の発表を行い、研究科長名の手紙を発行し、学生の学習意欲を高める工夫をしている。

課題レポートや修士論文／研究レポート執筆において、剽窃、不正行為を阻止するための教育を行うことは極めて重要であり、国際関係学研究科と同様の取組みを実施している。また、入学時に学生に配布する Student Handbook（学生便覧）にも、剽窃や不正行為の定義を掲載し、これらの行為を行った場合には、その程度に応じ、処分されることが明記されている。

国際経営学研究科では、海外提携校との交換留学を積極的に実施しており、協定に基づく単位の互換・認定を行っている。提携大学で取得した単位は、大学院設置基準に定める 10 単位を上限に、本学で取得した単位として認定している。単位互換は、履修した科目の

総授業時間数に応じて定められた互換換算表に沿って行われている。認定の際の成績については、「合格」または「不合格」で認定している。なお、海外提携校との関係・連携については、基準10-2で詳述する【資料3-2-18】。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保った工夫がおこなわれているか。

本学は3学期制(1学期は10週の授業期間+約1週の試験期間)を採用している。特定の学期に履修者が偏ることなく、多国籍な授業環境を継続的に確保するため、また、在学期間を通じて学生の学習時間が偏らないようにするため、学生には学期毎の履修単位数を平準化することが推奨され、国際経営学研究科においては、1学期あたりの履修上限単位数と下限単位数をプログラム毎に定めている。MBAプログラムについては上限12単位、下限7単位、MBAプログラム(1年制)/Eビジネス経営学プログラムについては上限13単位、下限を8単位としている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

国際経営学研究科の教育内容・方法は、設置当初の教育課程編成、運営において支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス・タック・スクールのMBAプログラムの教育内容・方法を基本的には受け継ぎ、米国のMBAプログラムで標準とされる教育内容、方法を行っている。ほとんどの授業は、講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせたものとし、双方向の授業を実施している。Eビジネス経営学プログラムの授業は、Eビジネス・ラボラトリー(Eラボ)という専用のコンピューター教室でも行われている。Webアプリケーションを用いたビジネスモデル構築ができる情報技術環境を整え、情報技術を通じた価値創造を産み出せる教育研究環境を提供している。

本学では、開設当初からすべて英語により教育研究を行っている。したがって、大学院レベルでの英語による授業を円滑に行うため、入学前のIEPに加えて入学後も英語によるコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力向上を目的とした英語科目を提供している。さらに言語の異なる学生の共生が行われるため、キャンパス内で使用される言語は大半の状況において英語のみである。

実務家を中心とした講演・セミナーは授業内外で活発に行われている。ケース・ディスカッションとともに、企業が直面する現実的課題への応用力の向上及び、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任(CSR)論」や「戦略的環境マネジメント」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目も開講している。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に準備されているか。

本学では通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

教育目的に合致した教育課程編成方針のもと、両研究科とも、本学の教育理念・特色である学際性を維持、確保しつつ、専門領域に応じた体系的な教育課程が組まれている。また、多国籍で多様な学生に対応する教育方法により、適切に教育が実施されている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的、教育課程の編成方針、教育方法は、全寮制を原則とし、世界約 40 カ国・地域からの多彩な学生を擁する教育環境に依存する度合いが大きい。しかしながら、大学院に対する多様なニーズを踏まえ、また日本人学生の増加のため、在職社会人等に対し門戸を開く教育課程（サテライトキャンパス、長期履修生制度など）導入の検討をする必要がある。今後どのように現在の特色や教育理念を生かしつつ発展的に教育課程を拡充していけるか全学的に議論をする。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-1】 学生便覧 CURRICULUM HANDBOOK（国際関係学研究科）【資料 F5】
と同じ
- 【資料 3-2-2】 学年暦
- 【資料 3-2-3】 国際大学学位規程
- 【資料 3-2-4】 国際関係学研究科時間割 2014/2015
- 【資料 3-2-5】 国際関係学研究科シラバス 2014/2015
- 【資料 3-2-6】 国際大学国際関係学研究科博士後期課程パンフレット
- 【資料 3-2-7】 IR Supervision Guide
- 【資料 3-2-8】 学生便覧 CURRICULUM HANDBOOK（国際関係学研究科）【資料 F5】
と同じ
- 【資料 3-2-9】 学生便覧 CURRICULUM HANDBOOK（国際関係学研究科）【資料 F5】
と同じ
- 【資料 3-2-10】 学生便覧 CURRICULUM HANDBOOK（国際関係学研究科）【資料 F5】
と同じ
- 【資料 3-2-11】 MBA コンセントレーションリスト
- 【資料 3-2-12】 MBA コンセントレーションミニッツ
- 【資料 3-2-13】 MBA リサーチセミナーミニッツ
- 【資料 3-2-14】 IM: AACSB Learning Objective List
- 【資料 3-2-15】 学年暦【資料 3-2-2】と同じ【資料 3-2-16】国際経営研究科時間割 2014/2015
- 【資料 3-2-17】 国際経営学研究科シラバス
- 【資料 3-2-18】 学生便覧 STUDENT HANDBOOK（国際経営学研究科）【資料 F5】
と同じ

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企

業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

<国際関係学研究所及び国際経営学研究所>

本学では、各研究科で学生による授業評価を実施している。現在、国際関係学研究所では学期末に、国際経営学研究所では学期の中間と学期末に、それぞれ授業時間内に授業評価を行っている。国際関係学研究所では択一形式の質問に対する回答及び自由記述をオンラインで行っている。国際経営学研究所では、学期中間には自由記述を、学期末には択一形式の質問 16 問に対する回答及び自由記述を、それぞれ配布された用紙により行っている。回答率は概ね約 80%である。結果については、当該授業科目担当教員に詳細を通知する他、各科目の平均点等の概略の一覧表を研究科ごとにまとめている。国際関係学研究所については一覧表を学内に掲示し、学生も授業科目毎の評価結果詳細を閲覧することができる【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】。

国際経営学研究所では、AACSB の認証評価基準を満たすための取組みとして AOL(Assurance of Learning)と呼ばれる PDCA サイクルを取り入れた。AACSB の認証を取得するための重要なポイントとして、カリキュラム管理即ち教育の質の継続的な向上が挙げられる。AOL は研究科の使命／目的とカリキュラムの関連性を明確にし、使命／目的に沿ったカリキュラムの継続的運営と教育の質の向上を実現させるための取組みである。AOL は基礎科目を対象に行われる。各基礎科目には研究科の使命と目的達成のために与えられた役割があり、その役割をどの程度果たせたかを受講生の理解度をもとに分析する。次年度への改善につながる取組みであり、今後の教育の質の向上が期待される。

また、修了生サーベイと称し、アカデミックな事項、ノンアカデミックな事項、施設・設備・事務サポートに関する事項など約 60 項目について、当該年度の修了生に対し最終学期にアンケート調査を実施している【資料 3-3-3】。修了生の評価並びに意見は事務局で集計し、全教職員にその結果を公表している。集計結果をもとに改善すべき項目については、適宜対策を施している。修了生サーベイの他に、研究科長やプログラムディレクターが学生とのミーティングを開き、学生の意見を直に聞く機会を設けることもある。

本学の日本人学生の 6 割程度を占める企業からの派遣学生に対しては、修了時に指導教員が修学状況報告書を作成し、派遣元企業の人事担当者へ提出している。学生派遣企業には教職員が定期的に訪問し、派遣学生の国際大学での状況などについて報告・説明すると同時に、本学の教育研究についての全般的・具体的な要望等も聴取している。

本学では、現在学生構成に占める留学生の割合が 80%を超えているが、その 60%以上は、外国政府派遣留学生と公的機関（国際協力機構、国際通貨基金など）の人材育成・奨学支援プログラムにより財政支援を受けている留学生である【資料 3-3-4】。したがって、これら留学生の派遣機関や奨学支援実施機関などとは、定期的（年 1 回以上）に学生の修学状況などに関する意見交換を行っている。

また、世界のビジネススクールに対する評価機関によるグローバルランキングで、本学国際経営学研究所は高いランクを得ている。例えば、英国のエコノミスト誌グループのエコノミスト・インテリジェント・ユニット社(EIU)のグローバル・ビジネススクールのランキングでは日本で唯一トップ 100 校の中にランクされている（平成 26(2014)年のランク

は 96 位)。このランキングは、教育内容、キャリア構築、人的ネットワークなどの様々な項目に関して各ビジネススクールが自主的に提供する客観的なデータと在學生・修了生の評価を基に総合的に実施されているもので、国際経営学研究科は平成 15(2003)年以来、世界ランクトップ 100 校にランクされている。

(2) 3-3の自己評価

学生による授業評価については、主として評価が良くなかった授業科目に注意を払い、カリキュラム委員会や Dean's Office を中心に担当教員と話し合い改善策を講じたり、非常勤教員の場合は翌年度以降の任用の資料とするなどの活用を行っている。学生が教員を評価するという事に抵抗感のあった平成 2(1990)年頃より組織的に実施・定着させてきた点は評価できる。しかし、評価結果の系統的な分析や各担当教員の対応状況(授業内容・方法の改善など)については、今後さらに改善していく必要があると考えられる。

修了生サーベイについては、15 年以上にわたり実施・定着しており、回答率も約 80% であり評価できるものとなっている。他方、結果に対する取組みについては、予算の節約教育研究内容に対する取組みについては、短期的な対応の困難さがあり、課題を残している。調査結果の公開は学内教職員限りとしていることから、修了生へのフィードバックや、在校生あるいは第三者に対する情報公開の点など、検討の必要がある。

外部機関からの財政支援による留学生受入れについては、事後評価の導入や競争入札による指定校選定を採用しているものが多く、留学生受入れの競争的環境は非常に厳しくなっている。これらの留学生の持続的な受入れのためには、留学生の修学状況、満足度等に関する把握や調査をこれまで以上に充実させ、調査結果の分析などを定期的に行う必要がある。

グローバルランキングにおいて国際経営学研究科が国内の他の大学院にはない高いランクを得てきたということは、開設以来 26 年以上にわたり英語による国際標準の MBA 教育を提供し、グローバルに活躍する人材を育成し世界に送り出してきたことに対する高い評価を得ていること、また学生の高い満足度を示すものと言える。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学生による授業評価結果の分析とそれに基づく授業内容・教育方法改善に関する組織的な体制の構築と学生に対するフィードバック方法を検討する。

修了生サーベイの内容・活用方法や集計・フィードバック方法等を見直す。

各留学支援プログラム等受入れ留学生について、満足度調査や帰国後の追跡調査等に関する実施方法や評価分析に関し、留学生支援機関等との協議を基に、実施方法等を早急に検討する。

国際経営学研究科において、AACSB 認証取得に向けた AOL の取組みを定着させる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】国際関係学研究科 Course Evaluation ホームページ

【資料 3-3-2】国際経営学研究科 Course Evaluation ホームページ

【資料 3-3-3】修了生サーベイ 2013/2014

【資料 3-3-4】 学生一覧 2015.5.1 現在

〔基準 3 の自己評価〕

国際的に活躍する人材の育成を担う教育機関として、人材育成目的や教育課程の編成方針を柔軟に設定し、様々な社会的需要に対応できる体制を採用してきた結果、プログラム数が増え、教育課程が複雑化してきている。また、修了生サーベイにおける満足度評価において、プログラム毎の満足度に差が生じている。外部からの様々な要請に対応しうる柔軟な体制を保持すると同時に、本学が掲げる教育研究上の目的の実現を最優先し、プログラムの改編を検討する時期に来ているのではないかと考えられる。このようなことから、両研究科ともに、各教育課程の見直しをさらに行う必要がある。

〔基準 3 の改善・向上方策（将来計画）〕

大学全体としてバランスの取れた整合性のある教育課程を構築するため、学長のリーダーシップにより、平成 27(2015)年度以降履修課程（プログラム）の整理統合を行いたい。

また、国際経営学研究科が AACSB 認証取得に向けて取組みを始めた AOL は基準 3 の改善向上方策として大変有効な手段だと考えられる。まだ始まったばかりのこの取組みを国際経営学研究科でまず定着させ、将来的には全学的な取組みとなるよう検討したい。

基準4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1） 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は、建学の理念において、「高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することを主目的とする新しいプロフェッショナル・スクール」であることを設立の趣旨とし、「国際的有用度の高い有為の人材を育成する観点から、国際公用語である英語により講義を行う」、「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」ことを掲げている。

入学者の選抜は、建学の理念に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受入れることを基本とし、国際関係学研究科、国際経営学研究科においてそれぞれ、入学者選抜方針に相当するアドミッションポリシー及びスクリーニングクライテリア（選抜基準）を以下のとおり定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め、入学者を審査しているため、日本語版学生募集要項とともに、英語版募集要項（Admissions Guidelines）を作成し、英文を正本としている【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】。

<国際関係学研究科>

（日本語版）

アドミッションポリシー

キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題をともに学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する。

（英語版 大意日本語訳）

アドミッションポリシー

志願者の中から適正で有能な学生を選抜するため、入学者選抜委員会は、すべての志願者を書類審査（及び面接）により、選抜基準に則り個々に評価する。学部教育を専門分野別に格付けすることは行わず、年齢、性別や国籍による定員は設けない。

スクリーニングクライテリア

国際大学における選抜の目的は、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、世界の人々の生活環境の向上などの重要でかつ実際的な政策課題をともに学ぶキャンパス環境の創出に貢献できる人材を見つけだすことにある。

そのために、次の基準により評価される。

- ・大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
- ・学部での学業成績・グローバル化が進む組織において、リーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・本学における要求度の高い教育研究課程に耐えうる成熟度。様々な国籍、背景を持つ

国際大学

本学の学生の一員として、社会人としての健全な価値観をもち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質を持っていること。

加えて、すべての授業が英語で行われるため、英語運用能力も重要な評価項目となる。

<国際経営学研究科>

(日本語版)

アドミッションポリシー

国際経営学研究科は、グローバル・リーダーとなる人材の養成を目的としており、この目的に照らし、次の基準にて入学者を選抜する。

- ・明確なキャリア・プランを持ち、本学での学習の位置づけ意義づけが明確であること。
- ・ますますグローバル化が進む経営組織において、最前線で活躍するビジネス・リーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・様々な国籍・背景を持つ本学の学生の一員として、社会人としての健全な価値観をもち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質を持っていること。

(英語版 大意日本語訳)

アドミッションポリシー

志願者の中から適正で有能な学生を選抜するため、入学者選抜委員会は、すべての志願者を書類審査（及び面接）により、選抜基準に則り個々に評価する。学部教育を専門分野別に格付けすることは行わず、年齢、性別や国籍による定員は設けない。

スクリーニングクライテリア

国際大学における選抜の目的は、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、世界の人々の生活環境の向上などの重要でかつ実際的な政策課題をともに学ぶキャンパス環境の創出に貢献できる人材を見つけだすことにある。

そのために、次の基準により評価される。

- ・大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
- ・学部での学業成績。
- ・ますますグローバル化が進む経営組織において、最前線で活躍するビジネス・リーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ・本学における要求度の高い教育研究課程に耐えうる成熟度
- ・様々な国籍・背景を持つ本学の学生の一員として社会人としての健全な価値観をもち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質を持っていること。

加えて、すべての授業が英語で行われるため、英語使用能力も重要な評価項目となる。

<国際関係学研究科（博士後期課程）>

アドミッションポリシー

国際関係学研究科博士後期課程は、平成 26(2014)年に 10 月に設置の認可があり、平成

27(2015)年度博士課程学生募集要項に次のように定める予定である。

博士後期課程の目的と建学の理念に基づき、次のような資質と問題意識を持った人材を対象として入学者選抜を行っている。

- ・本研究科の博士後期課程の目的と本学の理念を理解し、明確な進学目的と国際的なキャンパス環境で学ぶ強い意欲を持っている者。
- ・専門分野における大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を身につけている者。
- ・教育研究の遂行に必要な英語力を身につけている者。

具体的なターゲットは次のような者である。

- ・専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、国際機関、政府機関等公的機関に従事する高度専門的職業人を目指す者。
- ・専門分野における高度な学識と研究能力を身につけ、大学等研究機関に従事する研究者・教育者を旨す者。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

入学者の選抜は、「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」という教学上の特色や選抜基準(アドミッション・クライテリア)に沿って広く人材を募るため、一般入試を国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施している。

また、本学の人材育成上の目的と合致するいくつかの人材育成・奨学支援プログラム等との連携により、多数の外国人留学生を受入れているが、これら関係機関等との間の協議とアレンジにより、外国人留学生特別選抜を実施している。

さらに、国際経営学研究科では平成 25(2013)年度入試より、企業・団体から派遣される志願者を対象に社会人特別選抜の制度を導入し、グローバル化する組織の中で、リーダーとなる意欲と資質を有する人材を積極的に受入れている。

《一般入試》

<国際関係学研究科>

国内居住者選抜：年に3回面接による試験を「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題をともに学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する」という選抜基準に沿い、本学の国際的なキャンパス環境を体験することができるようにキャンパスでの入試を実施している。面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができるかどうかを計るためのもので、修士論文作成を中心とする研究課題を有効に実施できるかどうか判断する場という位置づけになっている。1度の面接で共通基盤が見出せない場合(合格に至らない場合)、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験する事も可能となっている。

海外居住者選抜：年に1回(2月末)の出願締切を設け、書類選考により入学者の選抜を行っている。国内外に広く門戸を開き多様な人材を受入れるという理念・方針を実現し、国際的な知的環境の創造に寄与する人材を受入れるため、書類審査により、渡日前入学許可を行っている。研究計画書、小論文、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語力

試験のスコアなどを総合的に判断し、可否を判定している。

＜国際経営学研究科＞

国内居住者選抜：年に4回入学試験をキャンパスで実施している。試験科目は面接である。面接は、出願書類の中では表しきれなかった、受験者の本当の姿と本学の学習環境への対応を探る場であると考えている。したがって、面接担当の教員は、多角的な質問をし受験者の個性を引き出し、受験者の可能性、潜在的能力を見極めるよう努力している。また、英語での授業に耐えうる英語力があるかどうかを判断するために、語学の教員1人も面接に参加し、英語力について判定を行い、英語力について、改善を行った方がよい場合には、本学の夏期英語集中講座の履修を推奨あるいは強く推奨している。

海外居住者：年2回出願締切を設け、書類選考による入学試験を実施している。願書、学部成績、志望理由書、研究テーマ、推薦書、TOEFL等の出願書類を慎重に審査し、総合的に選考を行っている。またMBA（経営学修士）プログラムでは、客観的な尺度として、欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられているGMAT(Graduate Management Admission Test)の成績を利用している。

また、両研究科とも、一般入試の出願において、本学のネットワークインフラの有効活用とインターネット・イントラネットなどの最新技術の応用を通じ、業務システム化推進の一環として開発されたオンライン・アプリケーションシステムを他校に先駆け、平成11(1999)年度入試よりスタートさせた。これは、

- ・多様な情報をデータベース化し一元管理することにより、情報の有効活用を図る。
- ・志願者との迅速なコミュニケーションを可能にする。

という事を目的にスタートし順調に継続している。毎年入試年度終了後にシステムを見直し、次年度に向けて改善を行っている。

多様な学生を受入れるための本学の特色ある学生募集活動として、「国際大学修了生アンバサダー(IUJ Alumni Ambassador)」と称する仕組みを効果的に利用していることがあげられる。累計で世界115カ国・地域を超える国々からの学生が修了後世界中で活躍しており、国内では250人以上、海外では700人以上が修了生アンバサダーに登録している。登録者に協力を依頼、アジアを中心とする各国の主要都市で、入学希望者に対し説明会・懇談会を開催するほか、海外フェア時に自らの修学体験を話してもらっている。国内における学生募集活動においても、説明会などに協力する修了生は多い。本学キャンパスの教育研究環境についての修了生の体験談は貴重であり、修了生ネットワークは、海外からの志願者獲得や、志願者との入学前のコミュニケーションなどのために本学の有用な資産として機能している。

＜外国人留学生特別選抜＞

外国人留学生特別選抜は、国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して実施しており、「JICA（国際協力機構）人材育成支援無償事業」、「JICA長期研修員制度」、「JICA ABE イニシアティブ」、「日本・IMF（国際通貨危機金）アジア奨学金プログラム」、「インドネシア政府派遣留学生」、などによる留学生の受入れがある。これらの機関等による奨学支援プログラムの目的等概略を以下

に述べる【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】。

JICA 人材育成支援無償事業は、アジアの発展途上国による組織的・計画的な人材育成事業に対し無償資金協力を行う制度であり、現在アジアの 12 カ国（ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、キルギス、タジキスタン、スリランカ）が対象になっている。

JICA 長期研修員制度は、発展途上国の行政機関、研究・高等教育機関などにおいて開発計画や将来の政策立案に関わる人材を育成する事業である。日本の大学における研究活動を通じ、開発に関わる諸課題に対する分析能力・問題解決能力を身につけ、より効果的に開発計画・政策の策定ができるようになることを目的に技術協力の一環として行われている。

JICA ABE イニシアティブは、アフリカの有望な人材を研修員として日本の大学に受入れ、修士課程教育とインターンシップを通じて、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人となる高度産業人材を育成するプログラムである。平成 26(2014)年度から平成 29(2017)年度まで 4 回に分け日本の全大学で 900 人の研修員を受入れる。

日本・IMF アジア奨学金プログラムは、アジア諸国の政府・中央銀行等において金融・財政政策の策定に携わる人材育成のため、マクロ経済や国際金融関連分野における大学院レベルでの研究を支援する奨学金プログラムである。

インドネシア政府派遣留学制度は、インドネシア政府の高等人材育成事業として実施されている留学制度である。通常の 2 年間の修士プログラムに加え、インドネシア政府（財務省および国家開発庁）およびインドネシア有力大学との覚書に基づき、インドネシアの大学、日本の大学でそれぞれ 1 年間、合計 2 年間学び、双方の大学から学位を取得するリンケージ・プログラムによる学生の受入れも行っている。このプログラムによる留学生の選抜については、2 年目の本学での研究指導をスムーズに行うことを目的に、現地面接も実施している。

これらの制度等による留学生の受入れを行う特別選抜においては、一般入試と同様の出願書類による審査を中心としつつ、覚書などを基にした関係機関との協力・調整により、可能な場合には現地（あるいはテレビ会議による）面接を実施し、総合的に可否を判定する。

特別選抜に於いて受入れる留学生は、本学の理念、教育目的に非常に合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。

《社会人特別選抜》

国際経営学研究科では平成 25(2013)年度入試より、企業・団体からの推薦により出願し、在職のまま就学する志願者を対象に社会人特別選抜の制度を導入した【資料 4-1-9】

【資料 4-1-10】。

本学ではすべての授業が英語で行われており、志願者の英語力を判定するために、出願書類として TOEFL、IELTS、TOEIC のいずれかのスコアの提出を求めている。さらに MBA プログラムの志願者には、前述の GMAT スコアの提出も求めている。

しかしながら、現に業務に従事している社会人志願者が、限られた準備期間でこれらの

テストを受験し、スコアを提出するのは容易ではない。

そこで社会人特別選抜では、より簡易に受験可能な TOEIC-IP テストのスコアの提出を認めている。また、GMAT スコアの提出に代え、面接日に本学で実施する Math（数学）テストによる受験も認めている。

この制度での出願は、所属する企業・団体からの推薦を前提としているため、グローバル・リーダーとなる意欲、資質がともに高く、アドミッションポリシーに合致する出願者が多く集まる。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

国際関係学研究科は、平成 25(2013)年に定員を 100 人から 125 人に、国際経営学研究科は平成 27(2015)年に 75 人から 90 人にそれぞれ増加した。次表は、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在（本学は学年の始期を 9 月としている）の入学者数・在籍者数及び定員充足率である。

表 4-1-1 研究科の学生定員及び在籍学生数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻	入学定員	入学者数 (含転入学)	入学者/ 定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/ 定員比率
国際関係学	125	102	0.81	250	192	0.76
国際経営学	90	90	1.0	165	127	0.77
合計	215	192	0.89	415	319	0.77

国際関係学研究科は入学定員の引き上げ後、入学者数が入学定員を下回っている。国際経営学研究科については、入学定員の引き上げ後も入学定員を充足している。全体としては入学定員をほぼ充足している。

在籍者数については、いずれの研究科も収容定員を満たしていない。入学定員を満たしても収容定員に達しないのは、1 年間の在籍により修了する学生が存在するためである。国際関係学研究科については、インドネシアの大学院との間で実施しているリンケージ・プログラムを通じ、毎年 20 人程度の学生を転入学により受入れており、これらの学生は、転入の際に単位互換認定と在籍期間の通算により、本学の課程を 1 年間で修了する。また、国際経営学研究科については、標準修業年限を 1 年とする MBA プログラム（1 年制）と E ビジネス経営学プログラムを有しており、両プログラムには例年 30 人程度の入学者が存在する。

各授業科目の学生数については、受講者数が最大となる授業科目は MBA プログラムの必修科目で、50～60 人となる。次いで、国際開発学プログラムの必修科目で 40～50 人程度である。これらの授業については、大教室（60～81 席）での授業とともに、PC 教室（67 席）における実習が行われることも多い。MBA プログラム及び国際開発学プログラムの必修科目の受講者数と収容可能な適正規模の教室を備えている。特定の授業科目については、その教育方法や到達目標（受講者個々のプレゼンテーションを課すもの、語学教育科

国際大学

目など) に応じ、複数のクラスに分割し少人数にて授業を行うようにしている。他のプログラム(履修課程)の必修科目及び選択科目においては、10人以下の小規模の授業もあるが、平均すると25人程度である(10~40人の範囲)。多国籍学生による活発な授業参加やグループワークを重視する教育方法に鑑み、10人以上の受講者数は教育効果という観点から望ましい水準であると考えており、10~40人という数は概ね適正な受講者数の範囲となっている。

本学の教育環境における最大の特色は、毎年約40カ国・地域以上から受入れる留学生にある。在籍学生に占める留学生比率は平成27(2015)年には85%に達し、出身国における広範囲で多様な課題に関する活発なクラス討論や多文化・多国籍の学生構成によるチームプロジェクトの実施など、豊かな教育研究環境が醸成されている。

平成27(2015)年5月1日現在、我が国の高等教育機関には20万8,379人の外国人留学生が在籍(日本学生支援機構調べ)しているが、そのうち、中国と韓国で留学生全体の5割を占める。本学の場合、平成27(2015)年5月1日現在、ミャンマー(14.9%)、インドネシア(8.3%)、ベトナム(6.2%)、タイ(5.3%)、フィリピン(4.4%)、モンゴル(4.1%)、スリランカ(4.1%)、ウズベキスタン(3.8%)、カンボジア(2.9%)などの国々が学生数で上位を占めており非常に多様性に富んでいる。

表 4-1-2 過去3年の入学者数日本人・外国人別(在留資格が留学以外の学生も含む)内訳
平成27(2015)年5月1日現在

研究科	日本人/外国人	2013	2014	2015	計
国際 関係学	日本人	5	8	10	23
	外国人	84	91	83	258
	計	89	99	93	281
	外国人%	94.3%	91.9%	89.2%	91.8%
国際 経営学	日本人	19	20	20	59
	外国人	55	37	62	154
	計	74	57	82	213
	外国人%	74.3%	64.9%	75.6%	72.3%
全学	日本人	24	28	30	82
	外国人	139	128	145	412
	計	163	156	175	494
	外国人%	85.3%	82.1%	82.9%	83.4%

表 4-1-3 過去3年の外国人学生の選抜形態別・学資負担別入学者数内訳
平成27(2015)年5月1日現在

研究科	選抜形態・学資負担の別	2013	2014	2015	合計
国際 関係学	1 特別選抜	57	70	62	189
	2 一般入試 外部奨学金	24	21	18	63
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	3	0	3	6

国際大学

	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	84	91	83	258
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	67%	77%	75%	73%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	96%	96%	92%	96%
国際 経営学	1 特別選抜	21	13	29	63
	2 一般入試 外部奨学金	19	12	18	49
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	15	12	15	42
	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	55	37	62	154
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	38%	35%	47%	41%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	73%	68%	76%	73%
全学	1 特別選抜	78	83	91	252
	2 一般入試 外部奨学金	43	33	36	112
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	18	12	18	48
	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	139	128	145	412
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	58%	65%	63%	61%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	87%	91%	88%	88%

表 4-1-3 (過去 3 年の外国人学生の選抜形態別・学資負担別入学者数内訳) は、学生の 80%以上を占める外国人学生がどのような資金・奨学支援を得て入学しているかを示すものである。表中の「1 特別選抜入学者」は、あらかじめ国際機関・外国政府等からの奨学支援(学費及び生活費)を得ているものである。「2 一般入試 外部奨学金」は、一般入試を受験・合格した者の中から、アジア開発銀行等の奨学金プログラムや、社会貢献の一環として留学生に対する奨学支援を行う日本企業が設立した奨学財団等の奨学支援プログラムに本学が推薦したうえで奨学生として採用され、学費・生活費の奨学支援を受けることで入学に結び付いた外国人留学生である。

ここでわかることは、A)外国人入学者の 60%以上は、国際機関・政府機関等の奨学プログラムを通じて受入れる特別選抜によるものであり、B)80%以上は、外部機関からなんらかの奨学支援を受けて入学(特別選抜入学者と一般入試を通じて外部奨学支援機関等の奨学金に採用された入学者の合計)しているということである。

国際関係学研究科においては、外部奨学支援による受入れの割合は一層大きく、A)は 70%以上、B)は 90%以上となっている。

外国人留学生数は増加している一方、日本人学生数は横ばいのため、外国人比率は上昇し続けている。本学はこれまで 800 人以上の日本企業(または自治体)等から派遣学生を受入れてきており、開学からしばらくは受入れ学生の中心はこれら日本人の企業等派遣学生であった。しかし、1990 年代の日本経済の停滞、企業の再編統合・人員削減、国内外の大学院間の競争など様々な要因により、企業派遣学生は多少の増加時期はあるものの、全体としては、減少を続けている。

(2) 4-1 の自己評価

本学の入学者の選抜方針・基準は、多国籍なキャンパスの教育研究環境に貢献し、そし

て学んだ成果を国際社会において実践活用できる人材を求めるというものである。開設時から実施している海外居住者入試により広く門戸を開き、多国籍の豊かな教育研究環境を醸成できてきたことは高く評価できる。

入学者数は、近年増加傾向にあり、国際関係学研究所は入学定員を平成 25(2013)年に 100 人から 125 人に、国際経営学研究所は平成 27(2015)年に 75 人から 90 人にそれぞれ引き上げた。引き上げ後、国際経営学研究所では入学定員相当の入学者数に達しているが、国際関係学研究所では当初見込んでいた入学者数に達しておらず、大学全体として入学定員を充足していない。入学定員、収容定員の充足に向けて更なる努力が必要である。

公的機関による留学プログラムの奨学支援を得ている留学生の割合が極めて高く、国際貢献度の高い人材育成を行っていることについても高く評価される。これは、国際水準の教育を行う大学院として、奨学支援プログラムを実施する関係機関から高い評価を受けていることの証左でもある。

また、英語により学位が取得できるプログラム運営、渡日前入学許可、9 月入学制度、留学生のための宿舎の確保、奨学支援、日本語教育、キャリア・就職支援など、本学では政府による留学生受入れ推進計画を先取りする教学運営を開学以来行ってきたことは高く評価される。本学が政府主導のスーパーグローバル大学創成支援事業の一枝に指定されたのは、このような実績が評価され、さらなる国際化の推進を期待された結果といえる。

留学生の割合が高いことは評価できる反面、留学生の学びをより効果的にするためにも、一定数以上の日本人学生とともに学ぶことが望ましく、日本人学生の増加に向けた施策の実施が必要である。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

収容定員の充足を最大の目標とし、公的機関の奨学支援プログラムを通じた留学生の確保・増加に向け、このようなプログラムとの連携強化や奨学支援プログラムに関する情報収集促進のための施策を講じていく。

企業等からの派遣による日本人学生の増加・獲得のための施策の 1 つとして、企業・機関のトップや人事責任者にキャンパスを視察してもらい、グローバル人材パートナーシップ覚書を締結している。このグローバル人材パートナーシップ覚書は、1.社員の派遣、2.研修プログラムの活用、3.学生の採用・インターンシップ、4.共同研究を柱に、協力依頼しているもので、平成 23(2011)年から平成 27(2015)年までの間、締結企業は 55 社になる。企業、機関のニーズによって、本学を活用することで、グローバル人材育成の国内の最重要拠点を目指す。また、これまでの企業等派遣修了生とのコンタクトを強化し、指導教員/職員による企業訪問などの活動を積極的に行い、人事担当者や企業内の受験候補者とのコミュニケーションを増やし、企業のニーズ把握に努める。

上記の活動を通じて、異文化・多国籍環境下でリーダーシップを発揮できる人材育成を重視している企業・機関の発掘に力を入れる。私費学生についても、在学時の満足度を上げ、就職・インターンシップのサポートを強化する。更に、SNS を活用することで、口コミでの国際大学の評価も重視し、出願者数増加を目指す。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-1】 2015 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項（和文）（1 ページ）【資料 F4-1】と同じ
- 【資料 4-1-2】 2015 Admissions Guidelines（英文）（2 ページ）【資料 F4-2】と同じ
- 【資料 4-1-3】 2015 年度国際大学大学院国際関係学研究所博士後期課程 学生募集要項（和文）（1 ページ）【資料 F4-3】と同じ
- 【資料 4-1-4】 2015 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations（英文）（1 ページ）【資料 F4-4】と同じ
- 【資料 4-1-5】 2015 年度国際大学大学院 国際関係学研究所（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項（和文）（1 ページ）【資料 F4-5】と同じ
- 【資料 4-1-6】 2015 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Relations（英文）（2 ページ）【資料 F4-6】と同じ
- 【資料 4-1-7】 2015 年度（平成 27 年度）国際大学大学院国際経営学研究所（修士課程）外国人留学生特別選抜募集要項（和文）（2 ページ）【資料 F4-7】と同じ
- 【資料 4-1-8】 2015 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Management（英文）（2 ページ）【資料 F4-8】と同じ
- 【資料 4-1-9】 2015 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項（和文）（1 ページ）【資料 F4-1】と同じ
- 【資料 4-1-10】 2015 Admissions Guidelines（英文）（2 ページ）【資料 F4-2】と同じ

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2 の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

本学では通信教育を実施していない。

本学において学生の修学をソフト・ハードの両面から支援する施設として、松下図書・情報センター（MLIC）があげられる。本センターの特徴は、開設時から時代を先取りして図書と情報の融合化を図り、一体となった学習支援サービスを展開して来たことにある。また、自習室や学寮にも情報環境を充実させて、学生が最大限学習に専念できる環境を整えている。

MLIC の特徴的なサービスのひとつとして、各授業科目のシラバスに記載された図書や参考資料などを受講生へ公平に提供するというポリシーで行っている「コース・リザーブ制度」が挙げられる【資料 4-2-1】。一般貸出のもとでの一般図書の貸出期間は 4 週間であり、1 学期間（本学は年 3 学期制で各学期は 10 週で構成）にその図書を利用できる人数は 2~3 人になるが、「コース・リザーブ制度」は、その図書を予め特別なカウンター内に別置して貸出期間を短くすることにより、その図書を借りる機会を増やすようにする制度である。図書館は深夜

12時まで開館している。また、教育研究用のEリソース（学術誌やデータ・ベースなど）も充実しており、PC教室に設置されたPCや、図書館ホームページに掲載されたリンクから自由にアクセスできるようにしている。加えて、オンラインのEリソースは学外からも利用できるようにユーザ認証によるリモート・アクセスシステムを導入している。

図書・情報サービスについては、新入生向けにオリエンテーションを開いて、図書・情報サービスの利用方法を説明している。更に図書館では、毎年2回、ワークショップ週間を設けて、電子ジャーナルやデータベース等のEリソースに関する講習会を開催して、全体的な情報リテラシーの向上を図っている。また、レファレンスサービスカウンターでは、個別にEリソースを含む資料・図書・雑誌検索システムの使い方を説明するとともに、学生、教員の個々の要望に応じた情報の検索・収集・編集に関する教育研究支援を行っている。

図書館の所蔵構成は、教育課程を反映し、全蔵書の6割以上が社会科学分野の蔵書、7割以上が洋書という特徴がある。図書館における選書はプログラム毎の担当教員に年2回依頼している。また、ユーザ選書というシステムを設け、学生も含め、利用者から図書館のホームページ経由で購入依頼を1人年3冊まで受け付けており、選書規定に照らして購入するかどうかを決めている。

学生の履修登録などの学習管理を支援するシステムとして、「MyIUJ!」というポータルサイトがある【資料4-2-2】。これは、英語での運用が必要なことから、学外のベンダーによるパッケージでなく、本学で独自に開発したもので、MyIUJ!を通じ、学生は履修登録、教材発注、成績閲覧、教員/履修者への同報メールの送受信、授業用の共有フォルダへのアクセスが可能である。学内ネットワーク上に置かれた授業用の共有フォルダには、授業科目毎に教材や参考資料などが置かれ、学習プロセス支援に役立てている。

授業や単位修得にかかわる学習支援としては、TA(Teaching Assistant)制度があげられる。TAは、教員の教育活動をサポートするだけでなく、あらかじめ担当教員より教育指導を受け、TAセッションの時間を設け、学生が授業で理解しきれなかった点などを補足的に説明し、学習プロセスをサポートする。

授業に対する要望等を受入れる制度としては、学生による授業評価がある。国際経営学研究科においては、学期の中間において、後半の授業計画改善に役立たせるよう、コメントや後半の授業に対する要望の記述を中心とするアンケートを行っている。

国際関係学研究科においてはIRC (International Relations Council 学事に関する研究科学生の組織)、国際経営学研究科においてはIMC(International Management Council、学事に関する研究科学生の組織) という名称で、教学事項に係る学生の委員会が組織されている。IRC (International Relations Council, 学事に関する研究科学生の組織) とIMC (International Management Council, 学事に関する研究科学生の組織) は、教育研究環境、教育課程、教育内容、教育方法などに関する要望を研究科学生内で集約し、研究科長・副研究科長を中心とした研究科教員との各学期1回程度の会合を行ったり、定期的に会食するなどして意見交換を行うなどの活動を行っている。多様な留学生が学ぶ環境にあって、学生からは、様々な要望・意見があげられる。種々の制約からすぐには実行できないものもあるが、要望項目等について、カリキュラム委員会や教授会への報告や検討を経て、回答するようにしている。

日常の履修支援については、教務担当職員が、指導教員や科目担当教員と連絡を密にし、にケアしている。原則として全寮制を採る小規模の大学であるため、教職員と学生の距離も近く、また、教務担当職員と学生生活支援担当職員、学生寮担当職員等の連携により、学生の様子の変化などについても気が付きやすく、迅速かつ適切な対応がとりやすい環境となっている。

学生の学業成績の状況については、毎学期教授会においてレビューし、全教員が状況を把握したうえ、成績不振者については研究科長よりウォーニング・レターを発行する他、必要に応じ、研究科長又は副研究科長が面接を行い、修学上の問題を把握し、事務局、プログラムディレクター、指導教員と共有している。

国際関係学研究科においては、入学後 2 学期目の終わりまでに指導教員を決定するが、それまでの間、ファカルティ・コンサルタントと呼ばれる専任教員を各学生に貼り付け、履修指導や、初期の研究計画、指導教員の選定の希望等についての相談窓口となるシステムを設けている。

国際経営学研究科については、MBA プログラム (2 年制) では指導教員は 1 年次の終わりに決定する。また 1 年目はほとんどが必修科目であり全員が受講するため、修学上問題がある学生の把握等は、必修科目を担当する専任教員が研究科長・副研究科長へ、あるいはカリキュラム委員会、教授会等にて報告するようにしている。E ビジネス経営学プログラム (1 年制) については入学後第 1 学期目に指導教員を選定し、修学上の指導については指導教員が担当する。また、福利厚生を含めた学生の修学上の問題等については、研究科長・副研究科長が対応するようにしている。

また、本学においては、様々な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣などによる留学生が多数在籍しているが、これらの奨学支援機関それぞれが、在学中の状況把握のため、本学教職員との連携のもと、定期的なモニタリングと報告を行っており、学生の修学上の問題の早期発見、共有、支援につながっている。

(2) 4-2 の自己評価

多様な背景や経験を持つ学生が集う国際性豊かなキャンパスにおいては英語による運営、価値観の相違、学習システム理解度の相違など多くの困難はあるが、全寮制の小規模大学ならではの学生、教職員間の距離の近さを生かし、日常的な学習支援は特に大きな問題はなく運営されている。

また、MLIC では全寮制の大学院大学という本学において、学生のニーズに応える高度なサービスが提供されているものと評価される。図書館の開館時間は、学期期間中は 24 時までと極めて長く、来館者数は非常に多い。

MLIC 学生アルバイトとの定期ミーティングや MLIC ディレクターアワーなどを活用して、学生の学習、研究、勉強環境等に関するニーズを把握するとともに、適切にフィードバックを行い、改善に努めている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

MLIC の行うコース・リザーブ制度については、受講者数の多い科目の特定の資料への集中

的な利用に対し、副本を手配することにより回避し、教員の持ち込み図書について著作権上の観点から新規に購入する等、常にその運用には気配りが欠かせないが、大学院教育の基本的な学習支援のひとつとして今後とも維持して行く。図書館の開館時間については学生からは絶えず延長が要求されている。特に試験期間中や論文締切り間際の週については 24 時間開館、夏季休暇中は開館時間延長などの要求がある。これは図書館利用のニーズが高いことを示しているが、館員及びアルバイトの勤務体制や安全性等を考慮して今後検討して行きたい。

学内で独自に開発して以来 15 年近く経過している学習支援のためのポータルサイト MyIUJ!については、バージョンアップと機能追加が行われ、当初実装していなかった単位修得状況の確認ロジックを装備することにより、履修要件の確認が自動で即座に行われるようになった。今後は平成 28(2016)年度秋に稼働予定の新教務システムに実装されている学生ウェブポータルに移行していく予定でいる。

学生の声を吸い上げるシステムとしては、2 つの研究科のそれぞれの学生組織との意見交換や Dean's Hour（研究科長との交流会）などの取組みを継続、強化する。

留学支援プログラムによる学生のモニタリング及びレポート体制については、実施機関との協議によりさらに効果的な実施方法を探っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 Library Guide

【資料 4-2-2】 My IUJ!の画面コピー

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生センター事務室を設置し、学生が学生生活を順調に送ることができるよう生活支援業務を行っており、その支援業務は多岐にわたっている。

現在は、全在籍学生の 80%を外国人留学生在が占めているため、学生支援業務における外国人留学生に対する生活支援業務の比重が高まっている。学生サービスは、全新生を対象に入学前から始まっている。入学手続完了時に送付するガイドブック「INFOPACK — Prearrival/Arrival Guide —」では、外国人留学生の渡日に係わる関連情報を含め、日本で生活するための多種多様な情報の提供を行っている【資料 4-3-1】。

また、学生は「原則として学寮に入寮する」（国際大学学寮規則第 2 条第 2 項）ことから、文化的・宗教的背景などの違いにより学寮内では多様な問題が発生するが、寮内に「寮長」となる職員を配置し、これらを円満に解決するよう指導している。「寮長」は、この他にも、学生の生活面、健康面等の相談などにも応じ、在籍期間中における適切な学生ケアを行っている。

この他に、授業はもちろんのこと本学キャンパス内での「公用語」は英語という環境にあるため、外国人留学生は日本語でのコミュニケーション能力が不足している場合が多く、日本での日常生活を送るためには学生センター事務室の職員が窓口となり、通訳業務を行

っているケースが多い。特に、来日直後に行う住所登録、国民健康保険加入などは本学所在地である南魚沼市の協力を得ながら、職員がサポートを行っている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学の学生は大別して、日本人企業派遣学生、日本人私費学生、外国政府派遣留学生、国費留学生、人材育成支援無償事業・長期研修制度など JICA 関連留学生を始めとする特定の日本留学・奨学支援プログラム等による外国人留学生、外国人私費学生となっている。経済的支援を必要とする日本人及び外国人私費学生については、次のような奨学金制度を設けている。

(1) 日本人

- 1) 国際大学中山素平記念奨学金
- 2) 日本学生支援機構奨学金

(2) 外国人留学生

- 1) 国際大学中山素平記念奨学金
- 2) 文部科学省国費外国人留学生
- 3) 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費
- 4) アジア開発銀行（ADB）等の公的機関からの奨学金
- 5) 民間財団奨学金
 - ① 毎年継続的に支援をいただいている奨学財団奨学金
 - ② 公募申請による奨学財団奨学金

本学独自の「国際大学中山素平記念奨学金」の詳細については、表 4-3-1 の通りである。

表 4-3-1 国際大学中山素平記念奨学金

種類		内容			
		年間授業料	入学金	生活費	給付期間
給付	Type-A	全額免除	25 万円免除	10 万円/月	1 年間 *但し、1 年次の学業成績によって2年次も期間延長可
	Type-B	全額免除	25 万円免除		
	Type-S	半額減免			
	Type-C	3 割減免			
	Type-D			10 万円/月	
貸与 (日本人のみ)		年間授業料の半額を限度として貸与			貸与期間:1 年間 (在学中は無利子、修了した月の翌月 1 日から有利子にて返還)

上記奨学金制度のうち、「国際大学中山素平記念奨学金」や国費外国人留学生、公的機関からの奨学金そして毎年継続的に支援をいただいている奨学財団奨学金は、入学決定時に

その採用も決定され学生本人にも通知される。これにより、学生は入学直後から経済的不安を持つことなく、教育研究活動に専念できる。

また、経済的支援の一環として、学内でのアルバイトを紹介している。これは、図書館での貸出業務、教員の研究補助業務や授業補助業務等を行うものである。この他に有給のインターンシップ等の紹介も行っているが、どのような場合であっても基本的には学生の教育研究活動に支障のない範囲のものとし、特に外国人留学生については入国管理法等、関連法令の定めに従っている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

課外活動については、学生全体の代表組織である学生自治会(GSO-EC : Graduate Student Organization - Executive Committee)を中心に運営されている。学生が主催する主な行事はこの GSO-EC が中心となり、本学は物的・人的に支援を行っている。特に、学園祭にあたる“International Festival”は南魚沼市との共催であるため、準備段階から終了後の後片づけまで、市との調整、学内調整、施設整備、各関連業者への連絡・調整等を含め、支援を行っている。また、学内におけるスポーツ行事についても、支援を行っている。本学はこれらの行事を含め、経済的には GSO-EC に対し年額 50 万円の補助金を支給している。

また、本学は、ICLOVE（地域産業支援プログラム）を南魚沼市及び地元企業と金融機関と共同で、協議会形式により運営している。本プログラムの目的が、地域の国際化支援であることから、地元の観光名所の案内、地元特産品の試食会、英語での交流会など、様々な機会に、学生に参加してもらっている。学生の参加は、強制ではなく、また、当該活動において、学生の金銭的な負担は一切ない。

学内には、魚沼交流ネットワーク（通称ユメックス、UMEX）の事務局があり、地元の有志の方々が中心となって、本学学生に対する日本語の講習あるいは、学生による、英語の講習などのボランティア活動を通じた交流や、地元の文化を知る交流会などが盛んに行われている。

ボランティア活動としては、国際交流を目的とした地域の諸団体がの学生とともにいろいろな活動を行っている。また、学生センター事務室において登録した学生のボランティアグループ“Community Action Team (CAT)”は、地域の小中学校の総合学習や国際交流行事に参加し、地域の国際化に貢献している。

以上のような課外活動は、学生センターや学長室の職員や、教員有志も積極的に関わり、組織的に学生に対する支援を行っている。

その他のクラブ・サークル活動については、本学が大学院大学ということもあり基本的にはその運営を学生自身に任せている。しかし、その活動の場として、教室、体育館、テニスコート、各学寮ラウンジ、音楽ルーム、MLIC のホール等を提供しており、その環境整備・管理を行っている。

活動団体は体育系、文化系以外にも宗教に関連したものもある。これは外国人留学生が多数在籍していることもあり、宗教的にもきわめて多様であることがその理由だが、大学としてはその活動にも対応している。例えば、カトリック教徒の団体は毎週日曜日に学寮の一室でミサを行ったり、あるいはイスラム教徒の団体はラマダン最終日に MLIC のホー

ルでお祈りの会を開催しているが、これらについても大学としては施設を開放している。また、学食では毎食、ハラルフードも用意している。

特に観光の分野において、本学学生の意見、提案を望む自治体が増えてきている。要請を受けた際は出来る限り協力し、学生への告知、募集、取りまとめ、派遣等を行っている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生相談室というような専門部署は特別に設けていないが、定期的に外部から英語の出来る医師とメンタルヘルスの専門家を招聘し、学生が無料でカウンセリングを受けられる体制を整えている。また、生活面や個人的な悩み等、学生からの各種相談は学生センター事務室職員がその窓口となり対応している。また、全学的組織として PEC (Professional Ethics Committee)を設置し、問題発生時に公平な解決を目指す取組みも行っている【資料 4-3-2】。

学生に対する健康面での支援として、主に留学生に向けて作成したガイドブック“Guide to Health Care & Hospitals”を入学時に全新生に配布している。これには国民健康保険制度の説明や病院での受診の流れ、また近隣の総合病院・個人医院等の情報を掲載しており、入学時オリエンテーションでもわかりやすく説明している【資料 4-3-3】。

また、平成 21(2009)年度より、外国人留学生のために英語でのコミュニケーションがとれる学校医（非常勤）を委嘱し、定期的にカウンセリングを実施してもらう等、協力を仰いでいる。

健康診断は春学期と秋学期の年 2 回の受診機会を設け、少なくとも年 1 回は受診するように指導している。これは学生が自分の授業スケジュールを確認し都合のよい時間帯で受診できるようにという考え方から、毎年実施しているものである。

学生センター事務室には応急処置のできる基本的な薬や体温計、血圧計等も常備しており、その症状に合わせて学生に対応し、必要な場合には病気・怪我の症状に合わせて病院あるいは受診科を紹介している。また、最寄りの病院へは、毎日スクールバスが運行している。

AED（自動体外式除細動器）については学内に複数設置してあるが、学寮管理人室前をその設置場所の 1 つとしている。

この他に、医師・看護師等とのコミュニケーションがうまく図れない場合が多い外国人留学生のために、次のような支援業務も行っている。

- (1) 病院への問合せ・予約等を行う。
- (2) 受診の際に症状を明確に伝えられるように、「多言語医療問診票」の利用を促したり、職員が症状を事前に確認して「病院宛伝言用紙(“Language Assistance Sheet”）」を日本語で記入する【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】。
- (3) 医師・看護師等からの診断結果や治療内容等について、電話により通訳する。
- (4) 緊急・重篤な場合には職員、あるいは年間契約を結ぶ外部スタッフが病院まで付き添い、病状、治療内容等について現場で通訳し、入退院時の手続等も支援する。

心的支援については、定期的に英語の出来るメンタルヘルスの専門家を招き、カウンセリングの場を設けている。

生活相談については、多数の外国人留学生在籍しているため、ゴミの分別、日本の交通規則、救急時・緊急時の連絡方法など日常生活に関係する事項について説明し、理解してもらうことから始めなければならない。これに加えて、大学院大学であるため家族帯同学生も多く、留学生自身あるいは配偶者の妊娠、出産、子供の保育園、幼稚園の入園手続き等、関連諸機関との連絡、調整を必要とする業務も行っている。

この他に、アルバイト時に必要となる資格外活動許可申請や留学ビザの在留期間更新許可申請等の入国管理局への取り次ぎも定期的に行っている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

毎年行っているものとして、修了前に修了予定学生に対する「修了生サーベイ」がある。これは教育研究、学生サービス、施設、図書・コンピューター等の分野別における学生満足度調査であり、教職員はこの結果を精査し、学生サービスに対する業務の改善に向けて取り組んでいくものである。

また本学では、「学校法人国際大学倫理委員会規程」に基づき「学校法人国際大学倫理委員会」を設置している。学生等から苦情の申立てがあった場合、苦情相談員は速やかにこれを受け付け、状況に十分注意した上で問題解決を図ることとしている。これにより学生サービスも含め、学生の意見、相談を受け付ける体制を全学的に構築している【資料4-3-6】。

この他に、学生がいつでも学長に直接意見を伝えることができる体制を作るために、学長室では“Open Door Policy”を掲げ業務中は学長室のドアを開けたままにしている。各研究科長もそれぞれの学生代表との会合を定期的に行い、学生の意見等を聞いている。また、学生自治会（GSO-EC）のミーティング議事録はその都度、学生センター事務室にも伝えられ、内容によっては協議・検討を行っている。

(2) 4-3の自己評価

本学では、現在学生構成に占める留学生の割合が80%を超えているが、日本語でのコミュニケーションを図ることが難しい外国人留学生在籍していることから、必要とされる特別な学生支援を行っている。ほとんどの学生が学寮で生活することから、日常生活全般の支援も業務として行っている。

経済的支援については、日本人・外国人ともに企業・団体・政府等派遣学生等が多く、私費学生についても各種奨学金制度を十分に活用できるよう情報提供をしている。その結果、奨学金を希望する学生は各種奨学金を受給しており、その点からも適切な支援を行っていることがわかる。

健康面の支援として、例年、健康診断の受診率は80%前後であり100%に達していない。健康管理・維持増進の第一歩として受診率100%を目指し周知しているが、看護師・保健師等の専門職員がいないため、健康管理についての情報提供が不足している。

学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、規程も整備し、また「修了生サーベイ」も平成9(1997)年度から毎年行っており、十分整備されている。

また、小規模大学であることにより学生との相互関係はより密接であり、各教職員が学

生の意見等を直接聞くことのできる体制はできている。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

本学が位置する新潟県南魚沼市は平成27(2015)年に大規模な医療改編を行い、本学にも多大な影響があった。日本語が出来ない留学生も安心して医療機関を受診できるよう、上述の”Guide to Health Care & Hospitals”も改訂した。今後数年にわたり、同市の医療が安定するまで、ガイドブックの改訂も重ねていく予定である。

以下の学生サービスについて、改善・向上を目指す。

(1) 医療機関受診のためのサポート強化

平成27(2015)年に魚沼基幹病院が開院したことにより、ガイドブックの充実を実施している。

(2) 学生寮24時間体制構築後のさらなる強化・改善

平成27(2015)年に寮長を導入したことにより、より強固な学生寮管理体制が構築された。

(3) ムスリム学生に対するハラールフードの提供

留学生の約1/3をムスリムが占める本学では、学生食堂でハラールフードを提供しているが、近隣のスーパーやレストランをはじめとして、ハラールサービスに対する関心が高まっており、ムスリムが住みやすい環境が整いつつある。さらにムスリム学生への環境を改善するため、定期的に地元の団体と、ムスリム学生間とで意見交換を行う。

(4) 学生寮の各フロア代表学生の教育・トレーニング

現在、単身学生寮のすべての階にフロア代表学生(Floor Rep)を置いている。同じフロアに居住する学生同士の親睦を図ると同時に、病気など困りごとが発生した場合にサポートを提供する役割を持つ。これまで、口頭・文書による指導は行ってきたが、今後は、代表学生に対してAEDの使用方法の実技を通して説明する等、より具体的な教育をして行く。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】INFO PACK: Prearrival/Arrival Guide

【資料4-3-2】INFO PACK: Prearrival/Arrival Guide 【資料4-3-1】と同じ

【資料4-3-3】Guide To Health Care & Hospital

【資料4-3-4】Multilingual Questionnaire

【資料4-3-5】Language Assistance Sheet (病院宛伝言用紙)

【資料4-3-6】学校法人国際大学倫理委員会規程

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学の就職・進学支援体制として、学生センター事務室の職員がキャリア・カウンセラーとして業務を行っている。学生が身につけた専門知識や異文化適応スキル等「高度な実学」を十分に活用して実社会で貢献できるよう、個々人に適した職業を見つけ、就職のために行うべきことを適切にアドバイスするよう努めている。

就職・進学活動に対する支援については、当然、就職・進学を希望する学生全員がその対象となるが、本学には企業派遣生あるいは政府派遣生等が多く、また奨学金によっては修了後母国へ帰還することが義務づけられているものもあり、該当する学生は日本人私費学生、外国人私費学生及び国費外国人留学生となり学生数は限られている。しかし、それ故に、個別面談や各種支援活動を通して、きめ細かな支援を行っている。また、外国人留学生も多数在籍しているため、海外に就職の場を求める留学生には、グローバルな就職・進学情報の提供を必要とし、それらを活用して業務を行っている。また日本国内での就職のために、日本語科目をレベル毎に開講し、日本語修得のための便宜を図っている。

業務に携わっている職員は、個別懇談や各種支援活動を通じて、学生個々人の性格や能力、適性を把握し、本人の希望に沿った進路実現を目指している。

実際に行っている支援内容はおおむね以下の通りである。

(1) 新入生対象のキャリア・ワークショップ開催

入学直後の秋学期に 17 回のワークショップを行い、履歴書、送付状、申請書類等の書き方を指導する。また、この期間中に個別面談を行い、就職に向けての活動計画をキャリア・カウンセラーと作成する。

(2) インターンシップ・プログラムの紹介

各企業のインターンシップを学生に紹介している。特に、企業によっては長期休暇となる夏休み期間中に各種プロジェクトに対するインターンシップ・プログラムを行っており、本学の学生はプロジェクト・メンバーとして例年期待されている。

(3) 履歴書ブック “IUJ Resume Book”作成

学生の履歴書を小冊子として作成し各企業等関係先に配布しており、またオンライン上でも公開している。平成 20(2008)年度からは、在籍学生だけではなく就職活動を継続している修了生あるいは転職を希望している修了生の履歴書も掲載し、彼らの就職活動を支援している【資料 4-4-1】。

(4) メーリング・リストの整備

学年、在学／修了等の状況に合わせて必要な情報を配信するために、連絡先メーリング・リストを整備・活用している。

(5) オンキャンパス・リクルート期間の設定

学期毎に「オンキャンパス・リクルート期間」として、本学学生の採用及びインターンシップの受入れを希望する企業等の担当者をキャンパスに招聘し、採用情報等のプレゼンテーションならびに希望学生に対する面接を実施している。

(6) 求人企業等への直接紹介

求人企業等から連絡があった場合、個人面談等で把握した各学生の就職希望分野に合わせて両者を直接紹介し、採用に向けて支援する。

(7) 学生・修了生間での情報交換システムの確立

インターンシップを行った学生や博士課程に進学した修了生がそれぞれの経験から評価した内容について、冊子・オンラインどちらからでも閲覧できるようにデータを作成している。

(8) 在学生に対して修了生がアドバイスを行う “A-CAN (Alumni Career Advisors Network)” (修了生キャリア・アドバイザー・ネットワーク) と男子・女子学生に対し

てアドバイスを行う“GMMN(Global Men's Mentor Network)”(グローバル・メンズ・メンター・ネットワーク) / “GWMN(Global Women's Mentor Network)”(グローバル・ウィメンズ・メンター・ネットワーク)の構築及び活用

A-CANは、修了生の連絡先等を確認できるシステムを作り、在学生在が自分の状況・希望にあわせてアドバイスをもらえるネットワークである。以前はキャリア・カウンセラーが在学生在にアドバイザーとして登録している修了生を紹介していたが、平成9(1997)年からは原則全修了生がアドバイザーとして在在生への就職を間接的に支援している。また、GWMNは女子学生に対するネットワークとして平成21(2009)年に、GMMNは男子学生に対するネットワークとして平成22(2010)年3月にスタートした。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育については、就職・進学支援体制と同様に学生センター事務室の職員が主として業務を行っている。本学における具体的な取組みは以下のとおりである。

(1) 進路探索のためのワークショップの開催

学生自身がキャリアに向けて、自分の性格、能力、適性等を確認・評価するための各種ワークショップ等を開催している。その1つには、新入生を対象に就職活動を実際にスタートさせるための準備段階として、基本的な心構えや活動方法、情報検索の方法等を指導するものもある。

同時にキャリア・カウンセラーとの個別面談を実施し、長期的・将来的な就職計画の作成も行っている。例えば、国際機関等で働くためのスキル等を身につけるために何が必要か等、自己実現に向けての計画を策定する。また、学生が自己発見をし、将来に向けての方向性を確認することができるよう、冊子“IUJ Skills Identification Aids”、“Interview Styles”や“Guidance to Help you Interview with Confidence and Find Success”を作成している【資料4-4-2】【資料4-4-3】。

(2) 修了生等によるパネル・ディスカッション・ミーティングや講演会の開催

キャンパスでの修了生によるパネル・ディスカッション・ミーティングや、あるいは国際機関等で働いている修了生からの講演会等、いろいろな職種で働いている修了生の協力を得て開催されている。

(3) 海外のキャリア教育オンラインツールの利用

本学は、キャリア教育ツールである、ハーバード大学で開発された“Career Leader.com”を利用する日本で唯一の大学で、アジア地域でも3校のうちの1校である。これはビジネス界においての自分の適職を見つけるため多くの情報が掲載されており、グローバルな就職情報をオンラインで閲覧、検索、活用できるものであるが、利用にあたり学生は料金を支払い登録しなければならない。

また、オンライン・ライブラリーである、キャリア選択についての自己研鑽をサポートする“Vault.com”(有料)も活用している。

(4) 国際経営学研究科カリキュラムで提供されるキャリア・ディベロップメントの講義

国際経営学研究科カリキュラムの1つに「International Career Development」という選択科目が設けられており、学年を問わず希望する学生は履修することができる。

(5) キャリアのための課外活動サークル(ファイナンス・クラブ、コンサルタント・クラ

ブ、グローバル・フォーラム等) の提供。

各サークルは、学内で勉強会や討論会を開催する等の活動を行う他、学外への研修旅行や、外部の方の講演を聴講する等の活動を行っている。

(6) A-CAN と GWMN によるサポートの活用

就職・進学支援と同様に、キャリア教育についても修了生による A-CAN ならびに GWMN のサポートを得ている。

(7) フィールドトリップの活用

上記のクラブ活動とも関連するが、講義科目と共同で、企業へのフィールドトリップを行っており、学生が国内企業の業務内容、活動内容などを知る機会となっている。実際に企業側からの働きかけにより、就職活動を前提としたフィールドトリップを行うこともある。

(2) 4-4 の自己評価

本学は、外国人留学生が多数在籍していることもあり、他大学とは違う、欧米スタイルの就職・進学支援体制をとっている。学生一人ひとりとの活動はより尊重されて行われている。インターンシップや就職を希望している学生に対する就職率は比較的高い水準にあり、学生は基本的に本学の就職支援活動に満足している。

学生は日本国内の仕事の場で使うために必要とされる日本語の授業を受講しているが、本学を修了するまでに履修する授業だけでは十分ではない場合がある。日本語が得意ではない学生の就職活動を助けるためには、もう一段レベルの高い日本語語学トレーニングを提供しなければならない。

本学修了生は、特に海外における就職活動において協力的であるが、やはりそれにも限界がある。学生の就職に向けて常にグローバルな情報収集、提供、そして支援業務を行わなければならないが、現在はアジア太平洋地域に向けての活動がより求められている。

また、今後は政府機関、国際機関等に就職を希望する学生のために、すでに各種機関等で働いている修了生によるサポートがさらに必要であり、そのためには修了生ネットワークをより強いものにしなければならない。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の改善策は以下の通りである。

- (1) 在外日本企業とのつながりを強化するため、当該国の修了生との協力関係をより密接にする。たとえば、平成 27(2015)年 11 月に開所する国際大学・ハノイ国家大学外国語大学ハノイ共同事務所の活用や、海外留学フェア等で訪問した国での修了生との会合を開催する。昨年スタートしたばかりの GWMN の運営体制をより促進し、女子学生のための就職支援を活動的で協力的なものとする。
- (2) 就職・進学支援のために、教員のさらなる協力を仰ぐ。具体的には、学生が関心を持つ分野や機関に強い教員とコンタクトし、コンタクト先を開拓する。
- (3) 新潟県内の近隣企業であっても、国際化の取組みを進めている企業が多くある。しかしながら、国際大学の認知度が低いため、企業の人事部からの訪問数が少ない。近隣企業に対してセミナーを開催するなど、積極的に本学の学生をアピールする場を設け

県内企業による本学学生の採用数の増加を図る。

- (4) 現在、キャリア・カウンセラーが外国人であるため、日本語の履歴書等書類作成において十分な指導ができていない。日本企業への就職に向けて、学生に提供する「日本語の支援業務」を確固たるものにする。具体的には、事務局の学生サポート体制をより強化し、キャリア・カウンセラーと日本人職員が協力して日本語の履歴書等書類作成の指導を行う。また、日本企業への就職を志す志願者には、入学前から日本語学習を開始することを推奨していく。
- (5) 本学の学生が新しい分野、幅広い分野に就職できるように就職支援活動をより積極的に行う。具体的には、事務局のサポート体制を強化し、これまで学生募集や研修関係を主体としていた企業訪問や企業・機関へのフォローを、学生の採用・インターンシップにもつなげ、学生がより自分の希望するところにスムーズに就職しやすくする。
- (6) 国際機関等とのネットワークを強化する。
- (7) 財界の支援により設立された大学であるため、本学の強みである財界とのネットワークを生かし強固な就職支援体制を構築する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 IUJ Resume Book

【資料 4-4-2】 IUJ Skills Identification Aids

【資料 4-4-3】 Interview Styles

〔基準 4 の自己評価〕

本学は建学の理念「国際大学大学院のあり方」において、学生受入れについて「広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する」と述べている。正にこの理念に即し、多様な学生を受入れるための入学者選抜方法、学生サービス、財政支援、キャリア支援など、多様性に満ちた特色あるキャンパス環境を創出し、維持発展させてきたことは高く評価できる。しかしながら、他大学においても英語による教育、留学生の受入れについて力を入れているため、国際大学のブランドをより高め、優秀な学生に毎年確実に受入れるために、一層努力することが不可欠である。

〔基準 4 の改善・向上方策（将来計画）〕

学生収容定員を満たし、キャンパスを更に発展させていくことを最大の目標として、平成 21(2009)年度末策定の 3 ヶ年計画で示された「統合的學生募集(Integrated Student Recruitment)」のタスクをより発展した形で推進する。このタスク推進には、学生の受入れから進路支援までを一本化するなど、事務局の組織改編も検討する。また、全学的なよりきめ細かな学生サービス、修了後の追跡調査、奨学支援機関や学生派遣企業との関係の拡大、発展など、「学生」主体の視点で業務を捉え、常に改善していく姿勢が欠かせない。本基準の各項で示した将来計画とともに、PDCA サイクルにより推進していく。加えて国内外での知名度向上のために、SNS 等の活用や、在学生の満足度アップ等、口コミを通じた学生の確保に力を入れる。

基準 5. 教員 (教育研究活動、教員人事の方針、FD (Faculty Development) 等)

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1 の事実の説明 (現状)

5-1-1 ① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-1 ② 教員構成 (専任・兼任、年齢、専門分野等) のバランスがとれているか。

本学大学院研究科の教員構成は次のとおりである。

表 5-1-1 研究科別教員配置 平成 27(2015)年 5 月 1 日現在

研究科 専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	兼担 (学内)	兼任 (学外)
国際関係学研究科 国際関係学	7	6	5	1	0	3	18
国際経営学研究科 国際経営学	5	2	2	0	0	0	15

国際関係学研究科教授のうち 1 人は特任教授

国際関係学研究科については、設置認可時の教員審査において、次の方針が示されていた。

(昭和 55(1980)年 12 月 19 日 大学設置審議会大学設置分科会決定より) 【資料 5-1-1】

国際大学大学院国際関係学研究科国際関係学専攻 (修士課程) の審査に当たっては、教育内容が複数の分野にわたっていることにかんがみ、次によって審査するものとする。

教員組織

専任教員は ㊦数 8 人以上、㊦と合を合わせて 18 人以上とする。なお、専任教員は、教育課程に従って均衡のとれた配置がなされていることが必要である。

(注)必要専任教員数の算出根拠

専門分野	㊦数	合 数	㊦及び合の合計数
文 学 系	1	1	2
政治学系	3	2	5
経済学系	4	1	5
地域研究		4	4
選 択		政治学系 1 経済学系 1	政治学系 1 経済学系 1
計	8	10	18

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、国際関係学研究科は 3 つの教育課程 (プログラム) で編成されており、兼担教員 (国際大学研究所専任の教授 3 人、うち 1 人は特任教授) を含め、国際関係学プログラム ㊦教員 9 人、国際開発学及び公共経営政策・析プログラム ㊦教員 12 人、㊦教員は合計 21 人となり、設置時の ㊦及び合教員合計数の審査方針を 3 人上回っ

ている。学部を持たない本学において教員の95%は大学院の専任であることや、大学院設置基準で定める収容定員に必要な研究指導教員数13人(学生20人に対し1人)を上回っていること、英語で行う特色ある教育研究を支える英語担当教員は言語教育研究センターより兼任教員として配置され、教員組織は十分整備されていると考えている。

各分野における教員数については、設置時と比較すると変動がある。「高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成する」という建学の理念に基づく教育研究は変わっていないが、教育研究上の目的の達成に必要なとされる教育課程の編成は、数度にわたるカリキュラム改編に伴い各分野の教員数にも変動が生じた。特に大きな変化の要因として平成7(1995)年のカリキュラム改編時の履修課程の統廃、地域研究プログラムの廃止、同時に国際開発学プログラムの設置と同プログラムの拡大がある。また、経済学、統計学などをベースにする分析能力、問題解決能力、政策形成能力の涵養を目的の1とする国際開発学プログラムでは、奨学支援プログラムを実施する外国政府や国際機関などから高い評価を受け、受入れ学生数が増加しており、経済学とその関連領域の研究指導を充実させてきた。

平成27(2015)年度9月より受入れ予定の博士後期課程の教員組織は、教育課程が、共通選択必修科目におけるコースワークと博士論文指導により構成されることから、原則として、国際関係学専攻の教員が博士後期課程を担当する。

認可時の博士後期課程の教育課程を構成する各クラスターの教員の配置と専門分野は次のとおりである。

経済学クラスター 教員9人(教授4人、准教授2人、講師3人)

公共経営学クラスター 教員4人(教授2人、准教授1人、講師1人)

国際関係学クラスター 教員5人(教授3人、准教授1人、講師1人)

を配置し、合計18人であり、全員が修士課程を兼ねており、18人中16人は国際関係学研究科の教員であり、2人は国際経営学研究科に所属する教員が兼任している。

国際経営学研究科における設置基準上(及び設置審査時の基準)必要な教員数は、研究指導教員5人以上、研究指導補助教員を合わせて9人以上である。

この数に対し、平成27(2015)年5月1日現在、研究指導及び専門科目の授業を担当する教員数は次のとおりである。

教授5人 准教授2人 講師2人 合計9人

この9人は研究指導教員である。

国際経営学研究科においても、設置審査時に必要とされた教員数を満たしている。

国際経営学研究科の専任教員は、国際的MBA教育においても標準的なエリア即ち「マネジメント」、「ファイナンス(含む会計学)」、「マーケティング」、「情報技術とオペレーションズ・マネジメント(ITとOM)」という4つの分野に最低2人以上を配置するようにしバランスが取れた配置となるようにしている。

授業科目の専任/兼任の担当比率については、主要科目(専門必修科目)は、原則として専任教員が担当している。また、論文指導を行う演習科目についても原則として講師以上の専任教員が担当することとしている。演習科目において例外的に兼任教員が担当するケースは、研究指導の過程で専任教員が退職し、退職後も兼任教員として勤務が可能で教育

国際大学

研究上支障がないと認められる場合である。兼任教員（非常勤講師・客員教授）による担当科目は、専任教員ではカバーしきれない選択科目とするように努めている。ただし、非常勤講師に必修科目の担当を委嘱せざるを得ない場合もある。2014/2015年度(2014年秋学期、2015年冬学期、2015年春学期)の開講科目において、国際関係学研究科の専門必修科目における専任教員の担当する割合は100%、国際経営学研究科では70.61%となっている。選択科目における専任教員の担当する割合は、国際関係学研究科88.71%、国際経営学研究科94.74%となっている。

英語、日本語の外国語科目については、言語教育研究センターの教員が100%担当している。

次に、専任教員の年齢構成を以下の表に示す。

表 5-1-2 専任教員の年齢構成（除く助手） 平成 27(2015)年 5 月 1 日現在

所属	65歳以上	60～65歳	50～59歳	40～49歳	30～39歳	～29歳
国際関係学研究科	1	0	3	10	5	0
国際経営学研究科	1	2	2	2	2	0
言語教育研究センター	0	3	3	0	2	0
国際大学研究所	1	1	1	0	0	0
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	0	0	1	2	2	1

表 5-1-3 研究指導教員・研究指導補助教員の年齢構成 平成 27(2015)年 5 月 1 日現在

研究科・専攻	65歳以上	60～65歳	50～59歳	40～49歳	30～39歳
国際関係学	3	0	4	10	5
国際経営学	1	2	2	2	2

中心となる年齢構成は30代、40代が多く、教育研究活動の継続性が保たれ、また教育研究活動における高度な指導力を有する50代、60代の教員も配置し、バランスの良い構成となっている。本学は65歳を定年としており、65歳以上の者は、1年単位の特任教員あるいは契約制によるノンテニユア教員である【資料 5-1-1】。研究所の教員のうち2人(教授)は、指導教員としても国際関係学研究科に兼担している。

表 5-1-4 研究指導教員・研究指導補助教員の職位別構成

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在

研究科・専攻	教授	准教授	講師	助教
国際関係学	10	6	5	0
国際経営学	5	2	2	0

(2) 5-1の自己評価

国際関係学研究科では、経済学系専門分野の教員が中心的に配置されている構成となっている。公共経営・政策分析プログラムの教員の退職が予定されているため、国際公募をかけて教員の充足を図っている。また、国際関係学プログラムのカリキュラム改革が計画されており、それに伴う本プログラムへの教員充足も同様に行っている。

国際経営学研究科の経営学の諸分野からなる教員組織の基本的構成には、設置以来特に大きな変動はなく、概ね適切な構成と言える。現在は、マーケティング分野の教員を充足するために、公募による専任教員1人の採用を進めている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

国際関係学研究科では、より学際的な教育内容の提供のため、各プログラムの内容及び教員数を踏まえ、バランスのとれた教員配置を図っていく。その方針に従い、平成27(2015)年9月までには1人の新任教員の採用予定、また、研究所教員の兼担を含め、専任教員を充実させる予定である。国際経営学研究科では、現在募集を進めているマーケティング分野の専任教員の採用を続けていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-1】国際大学の審査方針について（文部省・昭和55年12月）

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用については、開学後10年目を迎えた平成4(1992)年から平成5(1993)年にかけて行われた中期計画の策定の過程で提出された「国際大学中期計画策定のためのガイドライン」において、国際公募を行う方針が提示され、それ以降、確実に定着している。

国際公募制と同時に、「国際大学中期計画策定のためのガイドライン」において、柔軟な雇用待遇制度として、テニユア（終身在職権）及びテニユアの取得を前提とするテニユアトラック制度と、有期雇用契約による制度を併用する方針が提示された。その後、議論や施行を経て、テニユア制度導入を試みたが実施には至らなかった。しかし、労働契約法の改正を契機に、平成26(2014)年4月、テニユア制度を導入し、現在に至っている【資料5-2-1】【資料5-2-2】。

平成27(2015)年5月1日現在、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)を除く、国際関係学研究科、国際経営学研究科、言語教育研究センター、国際大学研究所の教員のうち、テニユア教員は29人、テニユアトラック教員5人、ノンテニユア教員は5人となっている。

採用・昇任にかかる手続きは「国際大学教員採用・昇任人事手続規程」に定められている。採用・昇任基準は「国際大学教員資格評価基準」に定められ、研究業績、教育業績等を総合的に判断し評価を行うための基準が設けられている【資料5-2-3】。

国際大学

研究科の研究指導教員、研究指導補助教員のうち、博士学位取得者の比率は、30人中28人(93%)であり、28人の博士学位取得者のうち23人が欧米大学院における博士号(Ph.D.)を取得した者である。専ら実務経験により「専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者(大学院設置基準)」として任用される「実務家教員」は現在、国際大学研究所の教授として採用している。上述の「国際大学教員資格評価基準」においては、「官界、実業界、言論界等にあつて当大学で担当する授業内容につき多年の顕著な見識、経験を有し、教育者として適任と認められる者は、(評価ポイントについて定めた)規程にとらわれず、別途考慮する。」とされている。この規程に基づき、官庁の政策担当者や、公認会計士など企業会計や財務分析に携わっていた者を専任教員として採用している。専ら語学教育を担当する教員については、当該語学科目の教授に必要な学位(英語、日本語教授法、言語教育学、言語学等に係る修士相当の学位)の取得と教育歴を重視した評価基準を定めている。

(2) 5-2の自己評価

常に世界に開かれた募集・選考プロセスによる採用の方針と運用は、国際化推進、海外への公募浸透している点を高く評価する。

採用、昇任にかかる基準においては、博士号の取得及び研究業績を引き続き重視する。教育業績にかかるポイントにも高い評価が与えられるようになっている。このような基準は、大学院設置基準の定める研究指導教員の要件(修士課程を担当する教員にあつては、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、あるいはこれに準ずる研究業績のある者)に照らしても、十分満たしている。

採用方針については、中期計画策定時より検討されていた、テニユア制度を導入することができた。テニユアを目指す若手教員はすべてテニユアトラック教員として、テニユア制度にそつて採用が行われている。テニユアトラック以外の教員は個別の有期雇用契約を締結したノンテニユア教員として採用している。テニユアトラック教員はテニユア身分の審査にクリアするため、業績、能力、モチベーションの維持を高め、質の高い教員の長期的な雇用の確保が可能となり、適正な教員組織を長期的に維持する点においてメリットが高い。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

大学院専門教育の国際的通用性と水準を維持していくために、テニユア制度に基づき採用し、昇任基準を維持、向上させていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】国際大学専任教員テニユア制度に関する規程

【資料 5-2-2】国際大学教員採用・昇任人事手続規程

【資料 5-2-3】国際大学教員採用・昇任人事手続規程【資料 5-2-2】と同じ

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学の専任教員1人あたりの週当たり担当授業時間数は、概ね6~8授業時間(1授業時間:45分)である(附属研究所専任教員を除く)。責任担当授業時間数について規程上明文化されているものはないが、契約書及び契約条件通知書では、年間最低2単位3講義科目と3演習科目の担当が明記され、これを担当すると最低6授業時間となり、実質6授業時間が責任時間となっている。また、語学科目担当教員については、日本語担当教員が平均13授業時間、英語担当教員が9.3授業時間となっている。英語担当教員については、大学院の正規の授業科目に加え、学生の入学前に行う8週間の夏期英語集中講座を担当している。この講座は、学内における教員の教育負担度を計るうえで正規の授業担当に準じるものとみなしており、これを加えると、週当たり15授業時間程度となる。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

TA(Teaching Assistant)は、原則として受講者数が一定数を超える修士課程1年次の必修の授業科目について、2年生をTAとして採用している【資料5-3-1】。各研究科でそれぞれTA雇用にかかるガイドラインを設定している。当該授業科目を1年次に履修し好成績を収めていることや英語コミュニケーション能力など一定の要件を満たす者の中から募集し、担当教員あるいはプログラムディレクターによる選考を経て採用する。当該科目の担当教員がTAを指導し、授業におけるディスカッションの促進、教材等の準備の補助、授業時間外のワークショップ、個別指導等を行うなどの対応を行っている。RA(Research Assistant)については、制度化されているわけではないが、研究の補助を必要とする教員が随時学生アルバイトを募り、研究補助業務に就かせ、受託研究の遂行等に活用している【資料5-3-2】。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

学内研究費には個人研究費と学内助成金があり、適切に配分されている【資料5-3-3】【資料5-3-4】。

①個人研究費:個人研究費交付基準に基づき、定額と変動2つのカテゴリーの基準により交付している。定額は、職位に応じ一定額を交付(教授、准教授、講師、助教:年間25万円、助手:年間10万円)、当該年度に雇用された者及び退職する者については雇用日、退職日に応じ交付している。変動は、過去3年間の研究業績と当該年度において科学研究費を含む競争的研究資金またはそれに準ずる審査体制を持つ学外の研究費に採択された研究代表者に交付するもので、研究科長/所長、学長によって決定し、書面をもって各教員に通知している。

②学内助成金:学術研究の向上及び教材開発の促進を目的とし、併せて本学の対外的評価を高めることにつながる研究に対して「研究プロジェクト」と「学会出席」の2種類が

ある。助成金は公募による方法で、応募のあった申請書を研究科長／所長、学長で審査を行い、決定は学長の書面をもって本人に通知している【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】。

(2) 5-3の自己評価

在学者の多くを約 40 カ国・地域からの留学生が占めることをはじめとして、社会経験や専門知識において多様性に富んだ学生たちとの討論やケース・スタディー等、事前に膨大な準備時間を必要とする方式を多数採り入れて行う授業は、英語による教育研究と相まって、本学の授業・研究指導に対する教員の負担をかなり高くしており、教員の実質的な負担は必ずしも授業時間数では測れない。ただし、教員により研究指導学生数に差があり、研究指導にかかる負担度の差を生んでいるので、是正していく必要がある。

専任教員の個人研究費は教員の業績と教員評価に基づき配分されており、この配分方法はインセンティブの向上・研究活動の活性化のため適切なものと考えている。地方に立地していることから研究旅費もある程度必要であるため、極端に低い配分にならないような配慮も行っている。科学研究費補助金についても、外国人教員に対する申請サポートなどを行い、申請件数・採択件数は年々増加しており、サポート体制や取組みも適切であると評価している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育負担について、特に研究指導学生数の差による研究指導の負担の是正のため、授業時間数で測れない教育上の実質的な負担度を図る尺度を検討したうえで、責任担当授業時間数を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 TA Hiring Guideline

【資料 5-3-2】 RA Guideline

【資料 5-3-3】 国際大学個人研究費取扱い規程

【資料 5-3-4】 国際大学個人研究費交付基準

【資料 5-3-5】 国際大学学内研究助成取扱要領

【資料 5-3-6】 国際大学研究費運用方針 2015

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

FD(Faculty Development)等に関する両研究科共通の取組みとしては、1990年代より組織的に実施している学生による授業評価がある。この評価結果も踏まえ、研究科長と担当教員の面談等を通じて、授業内容と教育方法の改善も定期的に行っている。

国際関係学研究科においては、2年制の国際関係学プログラム、国際開発学プログラム、

公共経営・政策分析プログラム及び1年制の公共政策プログラムの履修課程ごとに提供科目（特に必修科目）の内容と科目間の整合性などを評価し、授業内容の相互チェックと改善を行っている。また、教授法などの初任者に対する教育は、各プログラム（履修課程）のプログラムディレクターを中心に行っている。

国際経営学研究科においては、研究科長が授業を傍聴し、授業の内容・方法についての確認を行ったり、エリア毎の教員間で授業内容、シラバス内容の調整等を行っている。また、カリキュラム委員会において、教授法の改善などのFDに関連する議論も行っている。カリキュラム委員会には委員以外の専任教員の参加も奨励しており、カリキュラム内容や、学生が身につけるべきスキル、能力に結び付ける教授方法等についての議論が行われている。

言語教育研究センター所属の英語、日本語を担当する教員は、多くの科目を複数教員のチームにより行っており、教授法、教授内容や評価方法に教員間の齟齬があってはならないため、定例的に授業の調整や改善への有効な取組みが行われている。

教育研究活動活性化のための評価体制については、全学共通の取組みとして、毎年教員の評価を行っている。各専任教員は、毎年10月に前学年（9月から翌年8月まで）の教育、研究、大学行政に関する業績を記述した自己申告書（Faculty Activity Report）を研究科長に提出する。Faculty Activity Reportは、教育に関する業績（担当科目の学生数、学生からの評価、修士論文指導学生数、カリキュラム・ディベロップメントなど）、研究に関する業績（査読付きか否かなどによって学術論文と他の出版物を3つのレベルに分類し、それぞれのレベルごとに出版物を記載）、大学行政への貢献（学生募集活動、教授会以外の会議への貢献など）の3つの項目から構成される。研究科長は、Faculty Activity Reportに基づき11月から12月にかけて各教員と個別に面談を行い、各教員に対し教育面、研究面、大学行政面における個別の指導を行っている。研究科長は、各教員それぞれの教員評価に関する報告書を作成し、学長に提出している。これらの資料は、契約更新時での契約条件決定などに活用されている。また、教員それぞれについて過去3年間の研究業績を学術論文のレベルを考慮して点数化し、次会計年度における大学個人研究費の額を決定している。このインセンティブシステムにより、各教員の研究業績の向上を図っている【資料5-4-1】【資料5-4-2】。

加えて、いままで、研究科毎に行ってきた教員による教育内容向上等に関する取組みをさらに全学的な取組みとして位置付け、組織的に行うために、学長の下、副学長、研究科長、言語教育センター長、研究所長、学長が指名する教員若干名、事務局長、学長室長、教務事務室長を委員とする、国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会を発足する予定である。委員会は定期的な会合を開き、以下の取組みに関する検討、実践を行う。

当該委員会で行う取組み：

- (1) 教育・研究質保証のための方策の検討
- (2) 教育目標実現のための方策の検討
- (3) 教育技法改善策の検討
- (4) 教育活動の改善に資する諸施策の実践
- (5) 学生による授業評価の検証

- (6) 学長の指示する事項
- (7) その他

(2) 5-4の自己評価

FDに資する活動については、学生による授業評価を長く行っていることや、国際関係学研究所におけるプログラム毎の担当教員間での取組み、国際経営学研究所におけるカリキュラム委員会を中心とした取組みなど、授業内容・教育方法などの改善に対する意識を強く持っている。

学生による授業評価については、教員毎・授業科目毎の集計を行い、国際関係学科は学内全体に公開し、国際経営学研究所については、教員内で情報共有している。

教員の業績評価は、本学の教育研究の活性化に欠かせない制度として定着し、成果をあげているものと評価できる。

平成27(2015)年6月の発足にむけファカルティ・デベロップメント委員会(仮称)の活動を起動にのせ、組織的な取組みを開始させる。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年6月にはファカルティ・デベロップメント委員会(仮称)を発足させ、委員会中心に、研究科を超え、教員間の交流等を通して、教員の質向上、教育向上に関する取組みをさらに発展的に実践していく。若手教員には委員会への積極的な参画を促し、若手の育成も図っていく。また、教育研究業績評価を通じ、教員の顕彰制度なども検討し、教育研究の更なる活性化を図る。国際経営学研究所では、教員の顕彰制度の実施を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】 Faculty Activity Report Form

【資料5-4-2】 国際大学研究費運用方針2015【資料5-3-6】と同じ

〔基準5の自己評価〕

本学は大学院大学として、に専任教員を配置し、附属研究所との連携をとりつつ、適切に教員組織を構成している。本学の理念である「国際大学大学院のあり方」において述べているとおり、「広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成」する方針に則り、欧米著名大学において博士号(Ph.D.)を取得した教員を中心に、高い国際性を有した教員組織を保持している点は高く評価できる。学生の授業評価や教育研究状況評価についても長期的・継続的に取り組んでいる。教員の雇用のありかた、評価制度のありかたにおいても、見直すべき点はあるが、教育研究を活性化する上で機能しているものと評価する。

〔基準5の改善・向上方策(将来計画)〕

国際性の高い教員組織の保持・活性化に留意しつつ、教員組織と教育課程の中長期的な計画を策定し、その中で、テニユア制度の導入について実績を積み上げ、評価を行いながら、今後の雇用政策を検討する。

基準6. 職員 (教育研究支援、職員人事の方針、SD (Staff Development)等)

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

図6-1-1a 事務組織図 平成22(2010)年5月1日現在 (*印は兼務) 職員数計41人

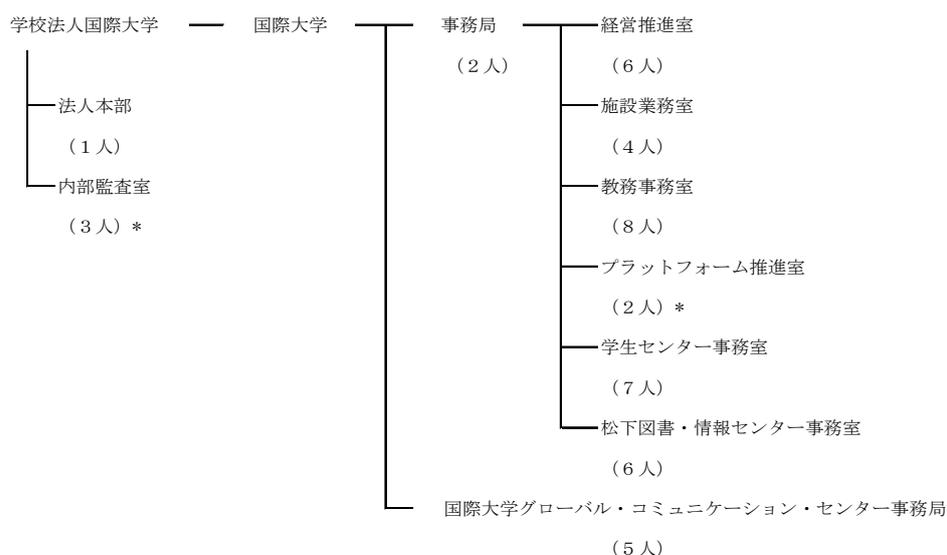
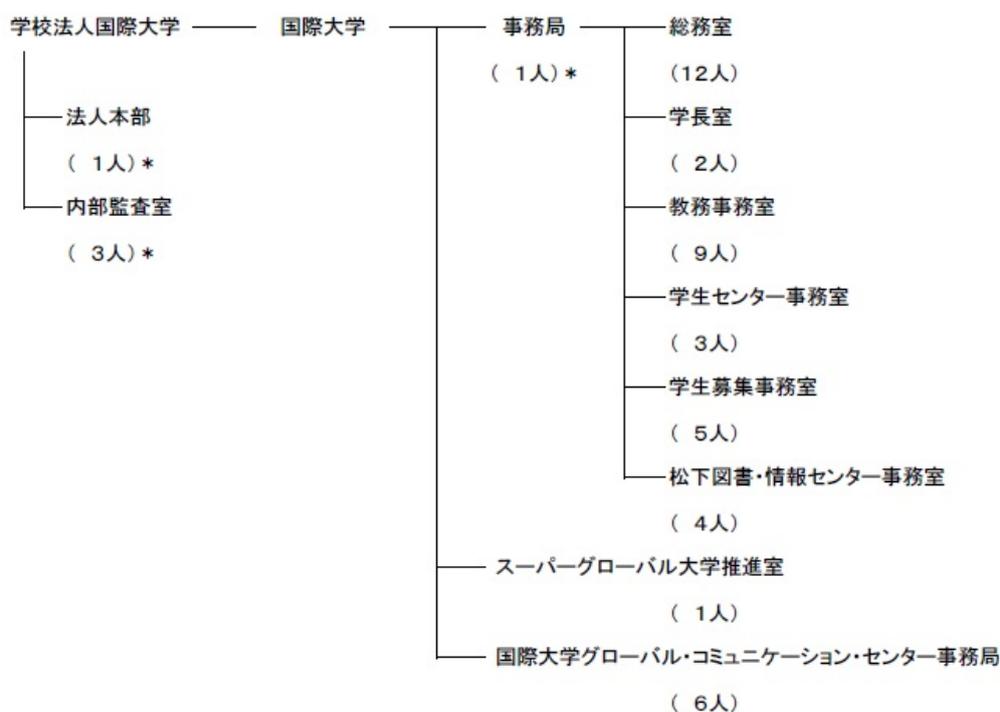


図6-1-1b 事務組織図 平成27(2015)年5月1日現在 (*印は兼務) 職員数計42人



本学では、学則第 74 条の規定（事務組織）に基づき「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」において大学の事務組織及び事務分掌の基本を定め、職員の人員配置を行っている【資料 6-1-1】。

事務局に置かれた各事務部署には、業務目的や内容に応じて必要とされる能力、資格、専門性、経験を有する職員を適切に配置している。（図 6-1-1b）

本学は、1 大学院（2 研究科）を運営する大学院大学であり、規模は小さいが、学生のほとんどはキャンパス内の学生寮及び近隣のアパートに居住し、また、教員にもキャンパス内の教職員寮を提供している。このため事務局組織は、教育研究支援、大学運営支援のための組織編制を中心にしつつ、学生、教員の生活支援のための職員配置も行っている。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用、異動については、「学校法人国際大学就業規則」に規定されており、これに基づいて行われている【資料 6-1-2】。また昇任・昇格については「学校法人国際大学職能資格基準規程」及び「学校法人国際大学職員業績評価の取扱要領」により行われている【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】。

昇格は、所属長の推薦により職能資格評価委員会が設置され、定められた職能資格評価基準に照らして行われている。昇任については、職能資格基準により昇格と一体的に運用されている。人事異動については就業規則の規定に基づき大学運営方針及び人事方針により決定され行われている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

採用の方針については、就業規則に規定されており原則公募制を採用しているが、少人数組織のため臨機応変に対応している。昇任については、小規模組織で係制をとっていないなど役職も限られているため、基準に関する詳細な規程はないが、業績評価結果などの人事資料を参考に昇任が行われている。異動についても、詳細な規程は未整備であるが、人事方針等に基づき適切に運用されている。なお、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターについては、別に定めがありこれにより運用している。

（2） 6-1 の自己評価

本学職員の組織編制の基本視点は、教育研究活動の支援と大学組織の安定的な運営支援にある。この視点により、「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」に基づいて職員の人員配置が適切に行われている【資料 6-1-5】。

平成 22(2010)年と比較し、学生定員の増加、博士後期課程の設置、スーパーグローバル大学創成支援事業への採択など、業容は確実に増加しているが、職員数は 1 人増のみで対応している。雇用期間を定め勤務時間も短い「臨時職員」を含むパート・アルバイト職員は 2 人増と、増加率が高く、これらの職員への依存度が高まっている。

昇任、異動に関する詳細な規程はないが、平成 14(2002)年度から運用している職員業績評価制度により職員のパフォーマンスを評価し、昇任、昇格等を行うという取組みは、平成 22(2010)年以降も継続している。

平成 22(2010)年には「本学職員の大半は 40 歳代(53.8%)であり、人材活用の視点からも人事異動を計画的に行い、担当業務の幅を広げるような人事施策を講じる。」としていたが、平成 27(2015)年には 50 歳代が増加(42.9%)し、年代別で最多のゾーンとなった。事務局役職者の多くはこのゾーンにいる。再雇用制度はあるものの、本学職員の定年は 60 歳であり、次世代の役職者を早期に育成する必要がある。このため、定年まで 5 年未満の役職者「室長」を、「シニア・アドバイザー」との呼称の「専門職的管理職者」に任用し、ラインの事務室には 40 代を中心とする室長の任用を進めた。

平成 26(2014)年には、室長の責任体制によるライン業務の強化を図るため、「学校法人国際大学室長職職務権限規程」を、また、事務室長による経営方針策定への参画を図るため、「学校法人国際大学室長会規程」をそれぞれ定めたところである【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】。

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22(2010)年には人事異動の実施及び業績評価制度の継続と発展を将来計画としていた。業績評価制度については、施行から 10 年以上経過し、改善は図りつつも、マンネリ化した感は否めない。また、「処遇」の決定を目的とする評価の側面が強調され過ぎ、人材を育てるための「考課」が十分行われていない。

また、事務組織の人員配置方針・計画的な採用方針等について、ラインの責任者(室長)であった職員のうち複数が定年を迎える平成 29(2017)年度までに、将来計画・グランドデザインを描く必要がある。併せて、パート・アルバイト職員の雇用制度の改善も踏まえ、事務組織全体に対する中長期雇用政策について考える必要がある。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程

【資料 6-1-2】 学校法人国際大学就業規則

【資料 6-1-3】 学校法人国際大学職能資格基準規程

【資料 6-1-4】 学校法人国際大学職員業績評価の取扱要領

【資料 6-1-5】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程【資料 6-1-1】と同じ

【資料 6-1-6】 学校法人国際大学室長職職務権限規程

【資料 6-1-7】 学校法人国際大学室長会規程

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

(1) 6-2 の事実の説明 (現状)

6-2-① 職員の資質・能力向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

平成 22(2010)年の自己点検では「本学職員の職能開発は、管理職によるコーチングやOJTを中心に行い、業務に直結する専門性の獲得と強化に務め、管理職のマネジメントスキル向上に重点を置くこととする。」としていた。

50 歳代の職員が多数となっている現状から、新規採用や管理職者の世代交代が急務となり、平成 26(2014)年より対応を活発化させているが、新採用者・新規管理職任用者に対す

る計画的な研修・職能開発の実施が必要となっている。

また、平成 27(2015)年 4 月施行の学校教育法や学校法人会計基準の改正など、学校法人・大学の実務に直接影響のある法令等のみならず、労務やコンプライアンスなど社会的責務に係る法令やガイドラインの改正等も相次ぎ、高い専門性や責任が要求される業務量が増大し、OJT に対応していくことは難しくなっている。

加えて、SD(Staff Development)が大学・大学院設置基準に定められ、平成 29(2017)年 4 月より施行されることとなり、職員の職能開発について、より組織的で計画的な取り組みが必要となっている。

本学では、体系的な研修・職能開発の方針、計画の策定には至っていないものの、平成 27(2015)年は概ね以下のような研修等を実施し、平成 28(2016)年度中には SD の体系的な編成に繋げていく。

1. 学内研修の実施と充実

① 学内リソースによるもの

初任者研修、管理職者を講師とする専門研修、大学院授業科目を活用した研修

② 学外講師等の招聘による集合研修

・管理職者向けマネジメント研修、人事考課・コーチング研修等（平成 25(2013)年度実施）

・一般職員向け育成研修（平成 26(2014)年度実施）

2. 学外研修への積極的な参加

① 各種団体等の実施する研修

私立大学連盟（各種研修会への派遣、ビデオ・オン・デマンド研修への参加）、他大学、その他業界団体（人事、経理、図書情報等）

② グローバル化対応研修

外国語運用能力向上研修（ビジネス・ライティング等）、海外大学等における研修・視察等

3. その他

- ① 系列法人との職員相互交流協定に基づく出向研修（平成 26(2014)、平成 27(2015)年度実施）

(2) 6-2の自己評価

体系的な研修・職能開発の方針・計画の策定には至っていないものの、平成 25(2013)年以降活発化させつつある SD を平成 27(2015)年以降は更に体系的・包括的に実施して行く計画であり、概ね適切に実施しているものと評価する。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年以降、SD を体系的・包括的に実施し、平成 29(2017)年度からの義務化を見据え、平成 28(2016)年度中には SD の体系的な編成に繋げていく。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」に基づいて、教育研究支援については、教務事務室、学生センター事務室、松下図書・情報センター事務室（MLIC 事務室）、国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター事務局（GLOCOM 事務局）の各室による体制により行っている。

また、平成 26(2014)年にスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことから、スーパーグローバル大学推進室を新設し、当該事業を通じた教育研究支援を行っている。

(2) 6-3の自己評価

学生の教育研究活動支援については、入学前の英語能力向上のための予備教育から、入学時オリエンテーション、修学支援、奨学金、課外活動、就職支援について教務事務室、学生センター事務室により事務体制が構築されている。

教員への教育研究活動支援については、教務事務室、MLIC 事務室、GLOCOM 事務局を中心に事務体制が構築されている。科学研究費、外部研究資金の獲得支援については、教務事務室、GLOCOM 事務局が教員の支援にあっており、外国人教員への申請サポートなども行っている。

外部研究費の獲得、管理あるいは研究活動については、近年のコンプライアンス意識の高まりから、不正防止や使用管理に対し適切な取組みが求められているが、財務部門や内部監査部門の取組みが十分とは言えない。いわゆる教学部門と共同で、一体的な取組が必要である。

本学の教育研究支援において特筆すべきことは、英語を公用語とする中での事務対応である。全学的に英語を公用語とし、事務局全体が英語での教育研究支援が可能な体制を敷いている。平成 26(2014)年にスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されているが、採択大学の中でも、事務局の英語による実務能力については、トップクラスにあるものと評価される。このことは、学内でも、もっと高く評価されてよい。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年度認証評価時の以下の計画に対する取組みは十分とは言えない。

「教育研究支援には、今後予想される教育改革を事務的にサポートする体制を強化することが求められており、大学設置基準等の関係法規について専門的知識を有する人材を多く育成し、教育研究支援組織に配置する。

外部研究費の獲得、学外の諸機関との連携推進の事務体制には、高い専門性を有し対外折衝能力のある職員の配置が必要であり、この領域の要員の育成、確保が急務である。これには外部の研修等に積極的に参加させることで専門性を高めるほか、企業等からの出向職員や嘱託職員などと協働しながら交渉力・折衝力ある要員育成を図っていく計画である。」

6-2でとりあげた SD の取組みなどにより、職員の専門的知識を涵養し、教育研究支援を行っていく。

〔基準6の自己評価〕

本学の組織運営に必要な人員については、「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規

程」に従って適切に配置されている。職員の採用、昇任、異動については、方針・規程は未整備なままであるが、平成 26(2014)年の事務組織改編及び人事異動を契機に、整備していく。SD については、これまで中途採用が中心であったため、中長期的な研修計画が未整備であり十分とはいえない。専門知識や実践的知識の獲得に重点を置く学外の研修等へは必要に応じて参加させている。また目標管理方式による業績評価制度は、処遇面では生かされているが、育成・考課面での改善の必要がある。

学生の教育研究活動支援については、6-3の自己評価で述べたとおり、教務事務室、学生センター事務室を中心に適切な事務体制が構築されている。学生が修了時に回答する修了生サーベイにおける各事務室に対する評価は、毎年5段階評価で4(Good)以上であり、各事務室の提供するサービスに対して良好な評価を得ていることから、学生満足度を重視した適切な運営を行っているものと評価できる。

教員の教育研究支援については、教務事務室、MLIC 事務室、総務室、GLOCOM 事務局を中心に適切に事務体制が構築されているが、外部研究費の獲得や研究コンプライアンスへの対応支援については、引き続き専門的な職員を配置できておらず、今後事務体制を充実させる必要がある。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

事務組織の人員配置方針について、平成 29(2017)年度までに、将来計画・グランドデザインを描く。平成 26(2014)年に行った人事異動を契機に、人事異動を定例化させ、職務経験の豊富な職員の育成に努める。

学卒者の定期採用も視野に入れ、専任職員の採用計画を中長期的観点から策定し、職員の年齢構成の偏りを是正する。

業績評価制度について、「考課」を重視する改善を行う。

法改正、コンプライアンス、業務の高度化、環境変化に対応する職員を育成していくため、平成 28(2016)年度中には SD の方針及び計画を策定する。英語実務能力について日本でトップレベルにあることを可視化し、職員のモチベーションを高める。

基準 7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の管理運営体制は、設置者である学校法人国際大学については、私立学校法に基づき「学校法人国際大学寄附行為」で定め、大学については学校教育法に基づき「国際大学学則」を定め整備している【資料 7-1-1】【資料 7-1-2】。

学校法人国際大学の理事会、評議員会は、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、理事が 7 人以上 15 人以内（現員 13 人）、監事 2 人以上 3 人以内（現員 3 人）、評議員 15 人以上 35 人以内（現員 27 人）をもって組織している。

理事会は、定例年 4 回及び必要に応じて臨時に招集して開催されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

評議員会は、理事長の諮問事項について評議員より意見が述べられている。評議員会への諮問事項は、寄附行為第 20 条に定めている。

監事は、法人の業務及び財産の状況に関する監査を行う。監事の職務については、寄附行為第 7 条第 2 項により規定している。

上記に加えて、寄附行為上に定めはないが、理事会の常務執行機関として常任理事会が設置されており、理事長により原則月 1 回招集されている。常任理事会では理事会の大綱決定に基づき実施細目等について審議決定されている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事及び監事の選任及び任期については、寄附行為第 6 条、同第 7 条及び同 8 条に規定されている。また評議員については、同第 22 条及び 23 条に規定されている。

また学長の選任に関する手続きについては「国際大学学長選考規程」により適切に定められている【資料 7-1-3】。

(2) 7-1の自己評価

本学の目的を達成するために寄附行為に基づき管理運営体制が整備されており、適切に機能していると評価する。

本学は、経済界をはじめとする各界からの要請と支援により設立された経緯から、開学当初より理事、評議員には財界を中心に各界の主要な方々が就任している。また各界、各方面より広く意見を聞くことができるように学識経験者、教職員、修了生からバランスを図りながら寄附行為に基づき適切に選任されている。

平成 25(2013)年 4 月からは、学校法人明治大学（以下「明治大学」とする）の系列法人となり、役員・評議員については、過半数を明治大学の推薦する者とするのが系列法人協定（確認書）において定められているが、学校法人国際大学としての存在は保たれ、そ

の管理運営方法や特徴は大きく変わってはいない。

なお、平成 22(2010)年度認証評価結果において、本基準項目において、以下のとおり「条件」及び関連する「改善を要する点」が付され、ただちに改善を図った。具体的には、平成 22(2010)年度決算（平成 23(2011)年 5 月開催理事会、評議員会）から当該手続きは、理事会の承認後に評議員会に報告する適切な運営方法に改めており、現在に至るまで、適切に行っている。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成26(2014)年7月までに改善報告書（議事録など直近の1年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

【改善を要する点】

基準項目：7-1

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告していないので、私立学校法第46条に則り、適切な運営を行うよう早急な改善が必要である。

また、平成 26(2014)年 10 月 28 日に行われた文部科学省学校法人運営調査委員による実地調査において、学校法人の管理運営について、何点かの指導助言事項を書面にて受領し、また会場にて委員よりご指摘いただいている。本項に関連する主だった事項については、以下のとおり改善している。

【指導助言事項】

- ・監事による業務監査の充実を図ること。
（改善状況）常任理事会に監事も出席することとした。

【会場での委員からの指摘事項】

- ・評議員数：現在 26 人で理事 13 人となっている。私学法第 41 条第 2 項により評議員は理事の 2 倍を超える人数が必要なため、評議員の選任が必要。
（改善状況）平成 26(2014)年 11 月 26 日開催理事会において 1 人選任し、要件を満たしている。修了生評議員が業務都合により辞任した。修了生評議員を選任し補充。
- ・理事会の書面開催：平成 25(2013)年 4 月 1 日の理事会は書面での開催となっているが、私立学校法では理事会は書面開催を想定していない。書面ではなく、テレビ会議等の方法で行うべきである。
（改善状況）書面での開催は行わないこととした。

（3）7-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年 4 月より、本学は学校法人明治大学の系列法人となり、同大学理事会の推薦により派遣される理事が過半数を占めている。系列法人化による明治大学との経営、教学上の連携を実質化していくためには、理事会の開催頻度や審議事項を見直し、理事会審議案件についての両大学教学部門へのフィードバックも強化していく必要がある。また、スムーズな教学運営に資するため、常任理事会や学長、運営委員会への委任事項を明確化していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 7-1-1】 学校法人国際大学寄附行為 **【資料 F1】** と同じ

【資料 7-1-2】 国際大学学則【資料 F3】と同じ

【資料 7-1-3】 国際大学学長選考規程

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の管理機構は図7-2-1に示すとおりである。

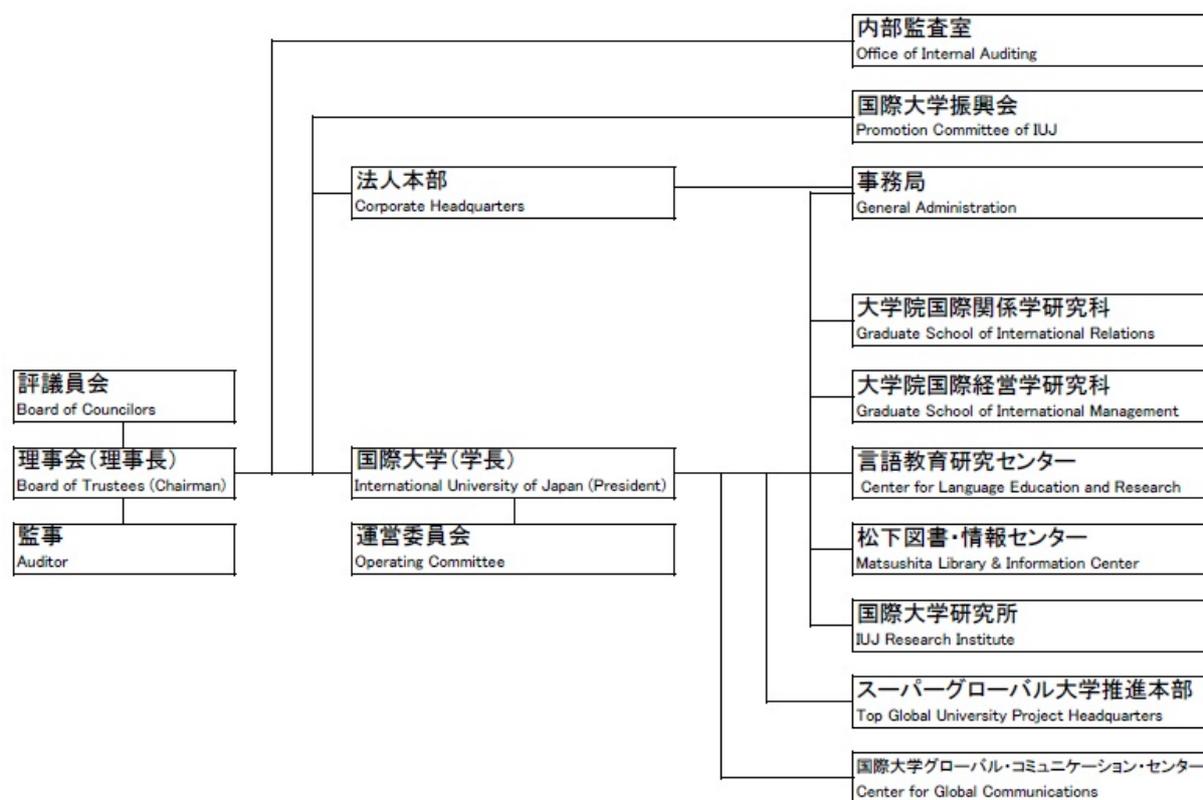
法人組織と教学組織の連携については、原則として月1回開催されている常任理事会に教学組織代表理事として、学長及び役職教員1人が参加している。また、学長の意思決定をサポートする大学の実質的な最高協議機関である運営委員会には、法人組織の代表として法人本部長が参加し、経営と教学の意思疎通を図っている【資料 7-2-1】【資料 7-2-2】。

(2) 7-2の自己評価

理事会及び常任理事会には、学長及び役職教員1人が理事として構成員となっており、経営と教学上の両面の責任を担っている。実質的な連携は原則月1回開催される常任理事会において、大学運営上の重要事項について協議が行われている。その内容は、教授会において報告されている。

平成27(2015)年4月の学校教育法改正に伴い、学則を中心とし、大学の意思決定にかかる内部規則を総点検し、改正し、学長権限の再確認(所属教職員を統督し、校務をつかさどる)と教授会権限、審議事項の明確化がなされた。結果として、大学の最終的な意思決定機関としての学長の役割が再認識されている。学長は、同時に、私立学校法の定めにより自動的に理事となるため、管理部門と教学部門の連携のうえで最重要の機関となる。平成27(2015)年5月現在、学長は非常勤であり、その役割を果たすための管理機構上の工夫や補佐体制が必要である。副学長、学長室による学長支援体制をより強固なものとしていくことはもとより、管理部門との連携においては、役職教員理事との役割分担を適切に行うなどの補佐体制が必要である。

図7-2-1 管理機構（平成27(2015)年5月1日現在）



（3） 7-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年度に将来計画として掲げていた大学評議会の役割の見直し、運営委員会を中心とする学長による業務執行体制の整備、強化については、平成 27(2015)年 4 月の内部規則総点検において運営委員会へ一本化し、完了した。今後は、更に、管理部門と教学部門の連携における学長機能の強化及びその補佐体制を構築していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 7-2-1】 学校法人国際大学常任理事会規程

【資料 7-2-2】 国際大学運営委員会規程【資料 2-3-1】と同じ

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

（1） 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、平成 16(2004)年 10 月に「国際大学自己点検・評価規程」を制定し、大学評議会に自己点検・評価委員会が設置され、その体制の下に自己点検・評価の運営・実施が行われている。この実施体制により、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて本学最初の自己点検・評価活動が行われている。自己点検・評価委員会の構成は、同規程第 8 条に規定されており、運営委員会の構成員に加えて各教育プログラム長、各事務局所属長等をもって構成されている【資料 7-3-1】。平成 22(2014)年 6 月には自己点検・評価報告書をま

とめ公表した。この報告書をもとに日本高等教育評価機構の審査を受審し認証を受けている。

＜自己点検・評価委員会の構成＞（国際大学自己点検・評価規程第8条）

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 松下図書・情報センター長
- (4) 国際大学研究所長
- (5) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長
- (6) 副研究科長
- (7) 教育プログラム長
- (8) 日本語、英語プログラム長
- (9) 法人本部長
- (10) 事務局長
- (11) 事務局所属長
- (12) 委員長が必要と認めた教職員

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

理事会による教学のチェックを担保し適切に機能させるため、規程において、自己点検・評価は適切なサイクルによって行うものと定め、運営委員会は、5年毎に自己点検・評価結果を報告書にまとめ理事長に提出することとしている。学内においては、研究科、事務局など各部局単位において自己点検・評価の結果を審議しており、大学運営の改善・向上につなげている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

前回の自己点検・評価活動の結果は、平成18(2006)年、平成22(2010)年ともに報告書を理事会に提出し学内外及び関係機関に配布した。また本学ホームページ上で全文が公開されており適切に公表されているものと評価できる。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価の実施体制については、前述したとおり自己点検・評価委員会により整備されている。本学は平成18(2006)年の自己点検・評価結果、及び平成22(2010)年の自己点検・評価結果を公表した。点検評価による改善の取組みは続けられ、平成27(2015)年4月には国際関係学研究科に博士後期課程が設置されるなど教育内容の改善及び発展を図っている。また国際経営学研究科においては、海外のビジネススクール認証機関であるAACSB (Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証に向けての取組みを開始し、教育、研究活動の改善を図っている。全学的には、自己点検・評価活動に加えて、本学がスーパーグローバル創成支援事業に選定されていることから、事業運営の適切性のレビューをとおして、学内運営の適切性をある程度確保できる体制を整備した。今

後も定期的な自己点検・評価活動を実施し、その結果を学内外に公表する。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

引き続き日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基本に点検評価に取り組み、学内外に公表する。スーパーグローバル大学創成支援事業や、海外認証機関での認証に向けた活動をとおして、教育研究の質的向上と積極的な情報公開、また大学の管理運営の改善を実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 7-3-1】 国際大学自己点検・評価規程

〔基準7の自己評価〕

本学の管理運営体制については、寄附行為及び学則で定めた目的を具現化するため寄附行為を中心に適切に整備され、運営が行われていると考えている。役員等の選任に関する事項は、寄附行為に明確に定められており、適切に運用されている。

管理部門と教学部門の連携については、学長、研究科長の理事会出席や学内の役職職員が評議員に選任されていることに加え、常任理事会が定期的開催されていることもあって、連携が図られている。学内においては、運営委員会が定期的開催され、全学的重要事項について学内主要メンバーの教職員により審議が行われている。

自己点検・評価の結果については、平成 18(2006)年及び平成 22(2010)年の結果を学内外に公表しており、その後も大学運営に反映され教育改革に取り組んでいる。加えて、海外のビジネススクール認証機関である AACSB の認証に向けての取り組みや、本学が採択されているスーパーグローバル大学創成支援事業における成果指標の達成に向けての点検の仕組みが実質的に機能している。しかしながら、自己点検・評価委員会の規程に基づく全学的、恒常的な自己点検・評価の仕組みを定着させる取り組みが必要である。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

厳しい経営環境に対応するためには理事長・学長のリーダーシップによる適切な運営が不可欠であり、管理部門と教学部門の連携の重要性は一段と増している。このために学長主導の下で運営される運営委員会の審議内容を理事会（理事長）へ的確に伝えられるよう連携・協力体制の強化・推進を図る。

自己点検・評価については、平成 27(2015)年度の自己点検活動を契機に、規程に基づく全学的、恒常的な自己点検・評価の仕組みを定着させる。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 8-1の事実の説明(現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

平成 25(2013)年度に作成した中期 5 年計画(平成 25(2013)～29(2017)年度)に基づき、平成 28(2016)年度において帰属収支の黒字化、平成 29(2017)年度において消費収支差額の黒字化を目指し取り組んでおり、着実に目標達成に向け進捗している【資料 8-1-1】。

この計画では、目標達成のため、国際関係学研究科に 1 年制プログラム立ち上げ、同博士後期課程設置、及び国際経営学研究科定員変更などにより、平成 29(2017)年度において収容定員を 445 人(平成 24(2012)年度、350 人)にすることを根幹としている。

収支バランス改善のため収入増加、支出削減に取り組んでいる。

収入増加策は、学生納付金、補助金、事業収入の増加対策を行っている。学生納付金は、平成 22(2010)年度からの 5 年間で約 1 億円増加しており、今後も増加を図り更に 1 億円増の 8 億円超を目標としている。補助金は、平成 23(2011)年度に未来経営戦略推進、平成 24(2012)年度に大学間共同教育推進事業、平成 26(2014)年度にスーパーグローバル大学創成支援事業補助金に採択され、平成 22(2010)年度比で約 3,000 万円増加し、今後も増加が見込まれている。平成 26(2014)年度では、事業収入が学生数増加による寮費収入増加や、受託研究・企業研修等の外部資金獲得を積極的に推進したことから平成 22(2010)年度比で 1 億 7,000 万円増加となっている。一方で寄付金は、平成 22(2010)年度に行っていた 30 周年記念募金が終了したことから約 1 億円減少となった。

支出は補助事業採択、受託研究、企業研修などの獲得により、かかる支出も増加していることから、平成 22(2010)年度と比べ人件費 5,000 万円、教育研究経費 8,600 万円、管理経費 3,500 万円増加となっている。一方で借入利息は、借入金返済促進、借入利率引き下げにより平成 22(2010)年度と比べ約 2,300 万円、70%削減となった。

以上の結果、帰属収支差額は支出超過ではあるが、年々着実に改善されている。加えて、収入構造は大きく変化し、経済状況などにより増減する寄付金依存度を減らし、学生納付金、補助金、事業収入といった自助努力で増加可能な収入へのシフトが順調に進められており、自助努力による収入は平成 26(2014)年度において金額で平成 22(2010)年度比 2 億 7,300 万円、対帰属収入比率で 7.4%増加、改善されている。

なお、人件費は優秀な教員採用は積極的に進めたが、退職教員もいることから人数はほぼ横ばいである。職員は退職者補充、採用の抑制を行っているが、平均年齢 49 歳、平均在職年数 20 年となり、高齢化、硬直化につながりかねない課題を含んでいる。

そのような中、昇給の抑制や、賞与支給率の削減は行っているが、教職員ともに評価制度により給与への反映は公正に行われている。更に公用車運転業務、施設管理業務の外注化といった対応もとり、人件費抑制に努めている。

貸借対照表上では借入金返済を積極的に行っている。平成 22(2010)年度からの 5 年間で約 5 億 8,000 万円の返済を行い、平成 26(2014)年度末で約 11 億 5,000 万円の残高とな

っている。更に健全な経営を目指すため借入金返済を促進する。

現状では十分な施設補修、新たな施設建設といった投資余力がない状況であるが、学内の安全を確保するための整備、教育研究に必要な LAN 設備更新、教室・図書館の改装・設備更新、学生の生活面改善のための学生寮冷房化工事などは、優先順位の第一位として取り組んでいる。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人国際大学経理規程及び同施行細則に準拠し、適切に行われている。

予算編成にあたっては、毎年 11 月開催の理事会において予算編成基本方針を決定し、それに基づき各部門、部署から予算要求がなされ、折衝を経た後、3 月開催の理事会において決定する。決定した予算は関係者全員に説明のうえ通達される。予算執行及び管理にあたっては、部門別管理だけでなく、部署・プロジェクト別の管理を行い、各々収支管理を徹底している。また、本学においては年度末において余った予算の消化使用といった考えは一切ない。

会計書類の申告、届け出は、学校法人財務計算書類、法人税並びに消費税の税務申告書類及び納税も期限までに適切に行っている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学における会計監査は、監査法人による外部監査と監事による内部監査がある。あずさ監査法人による外部監査は、会計処理並びに同プロセスが適切であるかといった観点から厳密に実施されている。監事は理事会、評議員会の他、常任理事会(原則月 1 回開催)に出席し、その業務執行状況を監査するとともに、毎年 12 月及び 5 月の監査法人監査時には担当公認会計士から監査実施状況の報告を受け、質疑応答、意見交換を実施している。

監査法人、監事からは、過去において本法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しているとの報告を得ているとともに、指摘を受けて対応する事項はない。

(2) 8-1 の自己評価

消費収支における帰属収支差額は、平成 23(2011)年度では 3,400 万円超の収入超過(黒字)であったが、他の年度においては支出超過(赤字)となっている。しかしながら平成 24(2012)年度以降は、年々支出超過額を減少させており、目標とする平成 27(2015)年度での収入超過は実現可能と捉えている。これは、平成 26(2014)年度から始まった ABE イニシアティブによるアフリカからの留学生増加などによる入学生数の増加、経費では平成 26(2014)年度後半から始まった原油相場大幅下落による光熱水費負担の大幅減少といった大きな要因に加え、経費削減、人員採用抑制、大規模改修等の繰り延べといった要因があげられる。

財政面での構造改革は順調に進み、寄付金依存度も徐々に減少している。その他、様々な収入増加対策や、支出抑制を行っている。収入を増加させ、1 年でも早く借入金返済に目途を付け、施設改修・増強等に取り掛かるべきと評価する。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

数年来の財務改善対策が成果を上げてきているが、抜本的な解決に至っていないことは自己評価のとおりである。

改善に向けては中期5カ年計画を策定し目標に向けて取り組んでいる。現在の5カ年計画は、平成25(2013)年度に策定した平成25(2013)～29(2017)年度で、建学の理念に基づき、国際標準の教育実践を通じ、高度の専門的職業人としての教育を受け世界に通用するグローバル・リーダーを育成し、国際社会の目的に応えるとしている。大きな目標は以下の2項目となる。

●教育研究の更なる質の強化

●自立できる財政基盤の構築

更に自立できる財政基盤の構築は以下の内容となる。

- ・消費収支計算における黒字化(目標:平成28(2016)年度)
- ・帰属収支計算における黒字化(目標:平成27(2015)年度)
- ・企業からの寄付、または奨学金の獲得(目標:毎年1億円超)
- ・在籍学生400人の実現(目標:平成29(2017)年度)

何れも目標達成年度、並びに数値を掲げて取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料8-1-1】学校法人国際大学 経営改善計画 平成25(2013)年度～29(2017)年度
(5カ年)

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8-2の事実の説明(現状)

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務情報の公開については、本学ホームページに財務報告のページ(事業計画・財務報告(本学ホームページ <https://www.iuj.ac.jp/jp/about/annualreport/>))を設け、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録を小科目単位で掲載している【資料8-2-1】。更に、事業報告書、監査報告書も掲載し、5月理事会において決算承認を受けると同時に、キャンパス総務室に決算書類を備え付け、希望者の閲覧に供している。同様に、事業計画書の公開も行っている。

学内関係者には職員向け説明会、教員には教授会で要約した資料をもとに説明を行っている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開は小科目単位で行っており、より積極的な公開と評価する。情報が細かすぎることから、閲覧者に理解いただくための要約資料、グラフ、説明資料等の作成公開も行っており、分かりやすい形で公開されている。

(3) 8-2の改善・向上方策(将来計画)

学校法人会計基準改正による計算書類の改正に伴い、経年比較は平成26(2014)年度以前

も新基準に置き換えて作成し直し、閲覧者が見やすい形に整備する予定である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 8-2-1】 事業計画・財務報告（本学ホームページ
<https://www.iuj.ac.jp/jp/about/annualreport/>）

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

寄付金収入は開学以来重要な収入源のひとつであり、積極的に募金活動を行ってきたが、企業マインドなどの変化もあり年々厳しい状況となってきた。今後も活動は行うが、周年事業、施設建設、奨学金資金などといった目的を明確にして進めていく。

事業収入も本学収入の大きな柱のひとつである。内訳は受託研究をはじめとした受託事業が3億円前後あり、なかでも研究所の国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）は情報社会学分野では高い評価を受け、政府、民間を問わず毎年20件前後の受託研究を受入れている。

また、英語教育においても高い評価を受け、IMF 奨学生の入学前教育を一手に引き受け、毎年30～40人前後の教育を行っている。更には新潟県内の中学・高校英語教員向けの講座も、1～2ヶ月間の集中教育、1泊2日のワークショップ等を実施している。加えて外国政府職員研修、企業社員研修も積極的に受入れている。

一方で資産運用については、長期的に運用できる資金が少ないことから少額にとどまっている。

収益事業については、寄附行為上の収益事業は行っていないが、法人税法上収益事業とみなされる受託事業やセミナー、施設設備の貸出等は積極的に行い、毎年税務申告も行っている。

科学研究費補助金は、平成25(2013)年度16件、平成26(2014)年度15件採択（継続を含む）と順調に推移している。

(2) 8-3の自己評価

外部資金の導入は、受託研究、研修事業といった事業収入は順調に推移していると評価する。今後、経済状況等により大きく左右される寄付金は比率を減少させる一方で、事業収入は今後も積極的に受託研究、セミナー等を獲得・実施し比率を高める必要がある。国内企業のみではなく、海外大学との連携による研修事業など様々な可能性を探りながら、研修事業については拡大していく。寄付金については、ふるさと納税などの枠組みを活用し、地元新潟県、南魚沼市からの協力も得て、今後も本学の大きな収入源としていく方針である。

資産運用は運用できる資金が少ないという要因から、今後も借入金返済を優先し、積極的な資産運用は行わない。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

今後については、受託研究等の獲得に重点を置き安定した財源とする。情報社会学に強みをもっていることや、英語で授業を行っているといった本学の特徴を生かし、広く海外にもマーケットを広げていく予定である。また、寄付金については、従来の活動ではなく、視点を変えた新たな寄付金対策を講じる予定である。

[基準8の自己評価]

帰属収支差額は年々改善されているが、支出超過の状況である。また、多額の借入金、老朽化した資産と貸借対照表上では脆弱な面は否めない。経費削減、人件費抑制といった支出面の抑制や、学生数増加による学生納付金増加、補助事業採択による補助金増加、更に事業収入の獲得増加といった成果をあげており、経営改善に向け着実に推進していると評価する。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

数年来の財務改善対策が成果をあげてきているが、依然、支出超過であることは前述のとおりである。

中期5カ年計画を着実に実行することにより、財政面での再構築が実現する。何よりも重要な学生数は増加傾向にあり、今後も様々な募集活動や学生のための奨学金獲得等の対策を展開しながら400人超の確保を目指す。その結果は学納金だけでなく、補助金、事業収入にも影響を及ぼすこととなる。今後の取組みだけでなく、開学以来取り組んできた国際社会で通用するグローバル・リーダーの育成を教育理念に掲げ、すべての授業を英語で行い、修士論文も英語で執筆、全寮制での住居確保、高い外国人教員の採用比率、多数の留学生を迎え入れてきたこと等が評価され、平成26(2014)年にスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことも本学の教育の質向上、環境整備等の推進につながっている。外部資金も活用し、更に学生数を増やすことが財務改善の中心となる。

受託研究や、企業等を対象としたセミナー、短期研修による収入を増加させ、外部資金の獲得増という目標も、企業等に更に働きかけを行い、着実に成果へとつなげている。その一方で寄付金依存率を引き下げ、経営の安定化を図らなければならない。寄付金依存率を引き下げるとするのは、寄付金獲得活動を積極的に減らすということではなく、経済状況によって大きく増減する要因を極力減らすことが目的であって、寄付金依頼活動を縮小するわけではない。

支出では引き続き抑制策を継続するが、優秀な教員獲得は積極的に行う。また評価制度により教員流動化を図る。教育研究経費は教育研究機関であることから大幅な削減は図れないが、管理経費は現在行っている事業の廃止も含め、積極的に削減に努める。

借入金返済を促進、銀行借入利率の引き下げ交渉により、借入利息削減も引き続き行う。

以上、中期5カ年計画を中心に改革を進めることにより、強固な財政基盤を構築し、安定化を図る。

基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス、IT環境等）

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

本学のキャンパスは、JR 上越新幹線浦佐駅より約 4km、関越自動車道大和スマート IC より約 2.5km の田園地帯に位置する（図表 9-1-1）。

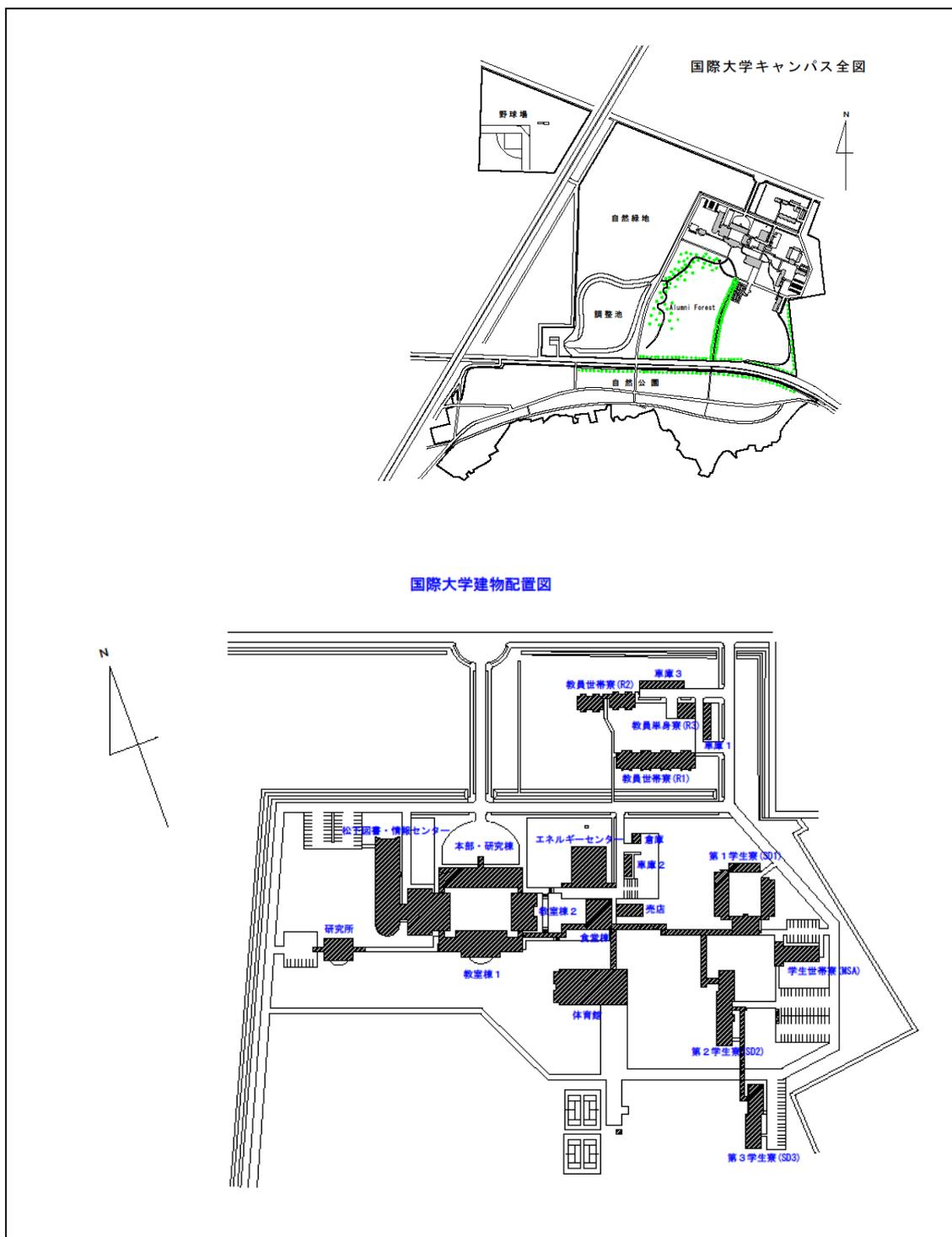
図表 9-1-1 位置図



自然豊かな環境の中、61万8,261㎡の広大な敷地（自己所有）に校舎、体育館、学生寮、教員寮等の建物、運動施設、緑地を有している（図表 9-1-2）。このうち大学設置基準上の校地面積は、51万2,005㎡であり、同基準上必要とされる面積の4,150㎡を十分に満たしている。

本学創立 20 周年事業として平成 14(2002)年度に整備した”Alumni Forest”は、毎年修了する学生が研究科ごとに各 1 本散策路周囲に順番にケヤキを植樹して行くという趣のエリアであるが、その本数も平成 26(2014)年度で 55 本に至り、初期に植栽したものは幹周（目通り）100 cmにまで成長するなど、当初目的通り “ケヤキの林” 形成に向け着々と進化している。他にも緑地外周等に地元企業からサクラの苗木植栽の寄贈を平成 12(2000)年と平成 26(2014)年に受入れた（合計 140 本）ことなどによって全体として徐々にではあるが広大な敷地を生かしたまま空地（くうち）を積極的に整備活用する方向性にある。

図表 9-1-2 校地・建物配置図



キャンパス内の全建物面積（自己所有）は、27,165 m²で、主な建物ごとの概要は図表 9-1-3 のとおりである。このうち大学設置基準上の校舎面積は、11,546 m²であり、同基準上必要とされる面積の 4,528 m²を十分に満たしている。なお、附属研究所である国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)は、東京都港区地内の借用建物（専有面積 163 m²）を活動拠点としている。

国際大学

本学は、開学当初より多様な国籍の学生が全寮制のもと高度な教育研究を行うことを理想とし、それを実践している【資料 9-1-1】。そのため、キャンパスの全建物面積のうち約 35%を 4 棟からなる学生寮の建物群が占める。加えて教員寮の建物群（車庫を含む）で約 10%を占めるため、全建物面積の約 45%が居住施設で占められていることになる。それらの事情から、広く 24 時間体制で施設運用を行っているのが本学キャンパス施設の大きな特徴のひとつである。

図表 9-1-3 キャンパス建物概要

棟名	床面積 (㎡)	施設概要	摘要
本部・研究棟	2,277	学長室、研究室、事務室、会議室	
松下図書・情報センター棟	5,192	センター長室、閲覧室、PC 教室、コンピューター機械室、事務室、研究室、ホール	PC 教室:3 室
教室棟 1	1,760	教室	教室:12 室
教室棟 2	800	教室、自習室	教室:6 室
研究所棟	1,167	所長室、会議室、事務室、研究室、宿泊室	
食堂棟	581	食堂、ラウンジ	食堂:100 席
売店棟	79	売店	
体育館棟	1,685	アリーナ、トレーニングルーム	
第 1 学生寮棟	2,622	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー、管理人室	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 2 学生寮棟	3,010	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 3 学生寮棟	2,736	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:96 室(ユニットバス、トイレ付)
学生世帯寮棟	1,067	寮室、ラウンジ、ランドリー	18 世帯(1DK)
教員世帯寮棟 1	895	寮室	8 世帯(3LDK)
教員世帯寮棟 2	785	寮室	8 世帯(2LDK)
教員单身寮棟	511	寮室	8 世帯(1R)
エネルギーセンター棟	709	機械室、監視盤室	
その他(車庫、渡り廊下等)	1,289		
計	27,165		

本部・研究棟、松下図書・情報センター棟、教室棟 1、教室棟 2 の 4 棟（総称して本館と呼ぶ）は、回廊を形成するように配置されており、学生、教職員は、一般教室、PC 教室、図書館、研究室、事務室などへ屋外に出ることなく往来することができる。

さらに、本館からは基本的に食堂、売店、体育館、学生寮までが長い渡り廊下で接続されており、キャンパス内に居住する学生は、外に出ることなく学内移動が可能である。これは、本学が豪雪地に立地することに対する設計上の特徴的配慮である。

一般教室は、教室によって構成や形式の異なる机、椅子を取り入れ、多様なニーズに対応させている。机、椅子の床固定式教室は 1 室（81 席）を有するのみで、これ以外のすべての教室の机、椅子は、授業形態によりいつでもレイアウトを自由に変更できるよう単体で移動可能な仕様となっている。AV、PC 関連機器は、モニター用液晶テレビ、DVD/ビデオプレイヤー、PC、プロジェクター、スクリーンをすべての教室（全 18 室）に備えている。このうち 2 教室については、平成 24(2012)年度に、文部科学省私大活性化設備補助金と大学間連携補助金を活用してより充実した設備に整備され、1 室にはテレビ会議システムが備えられた。

図書館は、平日は 8:30（休日は 12:00）から 24:00 まで開館しており、OPAC 端末（4 台）・AV 機器（2 セット）が導入され、無線 LAN はもとより、キャレルデスク（80 席）

の半数には情報コンセントが設置されている。

PC教室（2室）と学生寮のPCラウンジ（2室）には、合計100台を超えるPCがあり（学期期間中は24時間開放）、Eビジネス経営学プログラム向けには別に専用のPC教室（24:00まで開放）があり約30台のPCが設置されている。PC教室、図書館、自習室、スナックラウンジ、学生寮、体育館等、キャンパス全域で無線LANサービスが提供されているとともに、学生寮の全室には情報コンセントが設置されていて、学生は有線LANと無線LANのどちらでも利用できる体制となっている。また、一般教室、教員研究室、事務室、会議室等の共用部を含めほとんどの施設にはLAN環境が整備され、有効活用されている【資料9-1-2】。

（2） 9-1の自己評価

土地のうち緑地として維持している空地については、近年少しずつ整備が進んでいるが、十分な管理が行き届いていないエリアもあるので、課題として将来を見据えて取り組むべき事項と言える。

建物のうち一般教室は、主に教務部門と施設部門により分担して管理され、有効活用がなされている。椅子については、開学当初に、体格の良い外国人でも快適に使うことができるようフレームに強度のある製品を採用、設置してあったが、結果的には、樹脂部分などの経年劣化が進行し部品交換も不可能なものが多くなってきたため、強度を最重要視するばかりではなく、部品の劣化進行バランスがとれていながら安全、低価格、軽量の製品や移動に合理的、実用的な製品（キャスター付きかつ収納性に優れる製品等）に毎年計画的に更新している。黒板は、小教室等の一部を除いてホワイトボードに更新してあるため、チョーク粉による様々な不都合はほぼ改善されている。

図書館には、学生4人に1席の割合でキャレルデスクが用意され、学生1人当たり300冊以上の所蔵を有しており、図書館の利用は高く、年間の来館者数は延べ5万人以上、年間館外貸出数は約2万冊（コース関連資料の貸出を含む）である。昨今では、ネット経由での電子媒体の利用の多さが目立っている。

PC教室と学生寮PCラウンジには、合わせて学生4人に1台の割合でPCが用意されている。また、学生のPC所有率が9割を超え、更にスマートフォンやタブレット端末を所有する学生も増加してきているため、学内のネットワーク、特に無線LAN環境は継続的に整備、増強している。

図書・情報サービスについては、新入生向けにオリエンテーションを開いて、サービスの使い方を説明している。図書館では、更に毎年2回、ワークショップウィークを設けて、電子ジャーナルやデータベース等のEリソースに関する説明会を開催して、全体的な情報リテラシーの向上を図っている【資料9-1-3】。また、レファレンスカウンターでは、個別に電子媒体を含む資料の使い方を説明するとともに、学修の支援を行っている。

情報部門スタッフは毎学期開始前にPC教室で授業を行う教員に対しヒアリングを行い、PC教室のPCを開講科目用に最適化するように設定している。PCのサポートは、平日は情報部門の職員が行っているが、PC教室近くにヘルプデスクを設けて、夕方以降及び休日の夜間を中心に学生アルバイトによるPCサポートを行っている。

自習室は、24時間利用可能とすることにより学生ニーズに応えている。食堂、売店は、

委託業者により運営されている。体育館は、7:00 から 24:00 まで自由に利用でき、クラブ活動や健康管理の目的に使われているが、平成 19(2007)年度以来、運動機器のリニューアルを進めるとともに安全性、快適性の維持を目的にメンテナンスにも力を入れてきた。学生寮は、昼間に置く管理人を 365 日体制としたほか夜間は警備員の巡回で対処している。なお、学生寮には非常勤の寮長職を配置してきた。

全体の清掃業務は、委託業者により年間を通じ適切になされ、建物、設備の各種法定点検等も各委託先によりの確に実施されている。

建物、設備の全体については、老朽化や要改善箇所に対し、極めて限られた予算の中ではあるが、優先順位をつけて適切、有効な改修を行っている。

(3) 9-1 の改善・向上方策 (将来計画)

緑地は、10 年後、20 年後あるいはさらに先の姿をイメージして計画すべき性格のものではあるが、まとまった事業としての予算化は難しいので、小規模でも改善策を毎年積み上げて行く形で、より整った環境を作り上げる。

旧来の教室の椅子に関しては、1~2 年の間に段階的更新を未整備分に対して行い、使い勝手、メンテナンス性ともに向上させる。

国際関係学研究科博士後期課程の開設に伴い平成 27(2015)年度には、博士課程学生専用自習室を整備する。

図書館は、所蔵場所の確保が難しくなって来ているため、副本の海外寄贈貢献や所蔵見直しによる配架場所の確保を行うとともに、レイアウト変更も実施し、最適化して更なる利用者の満足度向上に努めている。また、電子ジャーナル、電子ブックやデータベース等の E リソースは、外部資金獲得も利用して更なる内容の充実を図る。

情報セキュリティ対策として、巧妙かつ悪質化している悪意をもって動作するソフトウェアや標的型の不正アクセスに対応すべく、対策強化を日々講じている。

図書・情報サービスについては、修了生サーベイの内容を精査し、学生の満足度向上の取組みを継続的に行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 9-1-1】 Dormitory Information

【資料 9-1-2】 MLIC COMPUTER SERVICES

<http://www.iuj.ac.jp/cs/computer-rooms/>

【資料 9-1-3】 Library guide 【資料 4-2-1】 と同じ

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 9-2 の事実の説明 (現状)

9-2-① 施設設備の安全性 (耐震性、バリアフリー等) が確保されているか。

建物の耐震性については、昭和 56(1981)年の新耐震基準施行直前の着工建築物が半数を占めるが、これらはあらかじめ施行内容に準拠した設計によって建築されているので、特に耐震化工事は要しないとされている。平成 16(2004)年の中越地震(南魚沼市震度 6 弱)、平成 19(2007)年の中越沖地震(南魚沼市震度 5 強)においても深刻な被害がなかったこと

からも十分な耐震性と地盤を持つ建物であることが立証されたと言える。

バリアフリーの状況については、距離の長い渡り廊下をはじめいくつかの箇所の通路がスロープになっているほか、本部・研究棟に車椅子対応エレベータ 1 基、身障者用トイレ 1 室が設けられている。

アスベスト対策においては、分析調査により天井吹き付け材（バーミキュライト骨材仕様）の一部に混入が認められる箇所が明らかになったため、平成 19(2007)年度と平成 21(2009)年度の 2 度に渡り除去工事を実施したためレベル 1 に該当する建材はなくなったが、平成 26(2014)年度の調査において、エネルギーセンター棟と学生世帯寮棟の煙突内に施工されている断熱材に基準値以上のアスベストが含有されていることが確認された（レベル 2 該当建材だが目視上対策の緊急性はないと判断された）。

本学キャンパスは、田園地帯に立地し、農地と山林に隣接していることから塀やフェンスをまったく持たない。全寮制で 24 時間稼働のキャンパスにおいて、特に夜間の安全をより確かに保つため、平成 16(2004)年度には教室棟 - 学生寮間渡り廊下、平成 17(2005)年度には第 1 学生寮廊下の照明光量アップ工事が図られたり、平成 19(2007)年度には防犯カメラの設置台数をそれまでの 5 台から 32 台に増強している。なお、松下図書・情報センター(MLIC)においては、図書館は 24:00 まで開館、PC 教室は 24 時間開放されていることから、別途セキュリティ対策が施されている。

キャンパスは豪雪地に立地するが、冬季間の構内道路、駐車場、屋根、屋上などの除雪や消雪は、消雪パイプ（井水による消雪）と委託業者による重機除雪を組み合わせた体制で、特別の寒波が来ない限りは機能的、合理的な処理がなされている。路面の凍結時には歩行者が転倒しないよう融雪剤を散布するとともに注意喚起を行うなどの防止策を講じている。

設備監視を含む施設的運用、管理は、平日の日中は専任職員が担当している。夜間（翌朝まで）及び休日の日中は、外部委託による設備管理員と警備員を常駐させ、異常発生時の対応及び巡回警備を行い、全キャンパスの安全対策を講じている。

（2）9-2 の自己評価

地震等の災害への備えは、中越地震の経験を生かすことができるが、市街から離れたキャンパス内に多様な国籍の学生が居住する寮を抱える本学にとっては災害の発生場所、発生時期、発生日、発生時間などによりまったく対応が異なる。事実、平成 23(2011)年の東日本大震災においては、原発事故の影響を気にする外国人留学生への対策が求められた。

バリアフリーに関しては、通路にいくつかのスロープ箇所はあってもその前後に段差があるなど障害者単独で容易に通行ができるような理想的な状態にまではなっておらず、またそれを容易に改善できる建物の構造ではない。

施設管理上、通路等共用部の照明は、安全性からなるべく明るい状態を保つという方針をとっているが、必要のない時間帯になっても適切に消灯されないなどの不都合な状況があるため光・人感センサーによる点灯方式に移行することに積極的に取り組んでいる。

防犯カメラは、常時監視の体制をとっていないので抑止効果と記録機能を活用している。

積雪期の安全対策は、建物屋上や屋根の雪庇落下による事故防止（頻繁に雪庇落下を実施するほか雪庇ができないよう改善、工夫）に努めている。加えて、建物出入口におけ

る歩行の安全対策として、スリップ防止マットの設置箇所拡大やサインによる表示などでの対策をしている。積雪を知らない外国人留学生も多く在学、在寮するため、自動車運転を含め積雪期の注意事項をシーズン中には周知するなど安全対策の強化を図っている【資料 9-2-1】。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

施設上の安全に関する防災対策の体系的整備作業を推進する。

吊り天井、バスケットゴール、高所照明器具等の非構造部材の確認を進め、必要な耐震対策を計画する。

通路のバリアフリー化拡大は、冬季の積雪や凍結を考えると困難を伴うが、建物の大規模改修が行われる際には可能な限り取り入れていく。

共用部の照明については、安全対策に加え利便性と省エネの観点から光・人感センサーによる自動点灯化工事をさらに進める。

日本語を十分解さない外国人留学生も多いので、平成 27(2015)年度より英語で対応できる人員を業務委託契約により学生寮に夜間も配置し、これまで以上に施設の安全確保体制を強化する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 9-2-1】 Emergency Exits, Fire Equipment, etc. on Campus

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 9-3の事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育環境が整備され、有効に活用されているか。

市街地から離れた場所に立地する中で全寮制教育の場として位置づけられたキャンパスは、前述のとおり図書館の 24:00 までの開放、PC 教室、自習室の 24 時間開放など他におよそ例を見ない本学ならではの運用を行っているが、学生寮、食堂、売店などの運用もその例外ではない。

すべて混住型である学生寮には、全室にユニットバス、トイレ、ベッド、学習机・椅子、電話、テレビ配線、LAN 配線を備え、共用スペースも数多く備える。また、隣接地に駐車場と駐輪場も備えている。部屋割りも国籍、性別を問わずランダムに行っている。門限等の制約はないが、寮室使用上の注意、深夜に他の学生の迷惑となる騒音の発生を規制する指針としてのクワイエット・ポリシー(Quiet Policy)、そして共同キッチン、ラウンジ、廊下などの共用部使用上の注意や取り決めなどによって寮の秩序を保つことが寮生に義務付けられている。なお、国際関係学研究科の入学定員増に伴う学生増のため平成 23(2011)年度からは、寮室数に不足を生じるようになったことから、臨時的措置として近隣に立地する北里大学保健衛生専門学院の学生向け民間アパート（数多くの空室あり）を借上げて、学生寮的運用のもとに 2 年次生の利用に供している。

食堂棟の 1 階における食堂（100 席）は、基本的に年中無休で昼食、夕食を提供する。2 階には軽食を含む各種自販機を備える 24 時間開放のスナックラウンジが設置され、大

型テレビ、オーディオシステムのほか無線 LAN 環境が整っている。極めて自由かつ多目的に使用され、学生主催のパーティー、集会なども頻繁に開かれている。

食堂棟に隣接する売店は、学生規模に比して店舗面積 79 m²とやや広めである。食堂委託業者と同一業者がコンビニ的に運営する。キャンパスに最も近い商店でも約 1.5 km 遠方にあるのでキャンパス内の売店は必要不可欠である。

路線バス等の交通機関ルートがないため、浦佐駅を基点としてキャンパスと市街間に自家用マイクロバスを 1 日 13 便（土・日は 2 便）定期運行している。さらに、毎週土曜日には約 15 km 先のショッピングセンターまで 4 便を、日曜日には 3 便を運行し、自家用車を持たない寮生のニーズに答えている。これらの便はすべて無償運行している【資料 9-3-1】。

屋外施設は、22:00 まで使用可能な夜間照明付きテニスコートやバーベキュー施設が整備されている。それにも増して学生が心を癒すことができる場所は、キャンパス内の広大な緑地の存在であろう。植栽樹木、芝地、それに自然発生的植物が多く繁茂する自然緑地が広がり、四季折々の景観とともに健康増進、維持の目的に十分活用されている。桜の時期にはライトアップを施し景観に変化を与えている。

図書館では、各キャレルデスクにはインバータ蛍光灯を導入して目の健康にも配慮しており、膝かけや書見台等も自由に使えるようになっていて、少しでも快適に学習できるよう心掛けている。また、PC 教室には学生自らキーボード等を清掃できるように OA クリーナーが常備されており、不快感の解消及び感染病予防に役立っている。

(2) 9-3 の自己評価

教室棟のアメニティは、シンプルで清潔な環境に整備されている。AV 機器は、平成 16(2004)年度の大幅更新以降はメンテナンス性も向上し適切な整備と維持も可能になっている。

学生寮については、各国学生の習慣、文化の違いから共用部（共用キッチン、ラウンジなど）の使い方について管理上、様々な問題を発生させているが、多様な国籍、文化の中で協調して生活することをもって、より国際感覚と問題解決能力を醸成することが寮生活の意義でもあるので決してこれをマイナス評価には捉えていない。寮室、共用部のメンテナンスは日常的あるいは年度ごとに担当職員及び委託業者により細部に渡り実施され快適な環境を維持している。借上げアパートの運用に関しても学生寮に準ずるサポート体制をとっているほかマイクロバスのルートを実地をアパート経由にすべて変更する等の措置をとっている。各寮共用キッチンについては構造上、安全上考え得る最大限のスペースと設備に改装し、寮生の利用に供している。

立地上キャンパス内での食堂、売店の運営はなくてはならないものであるが、利用者数が限られていることから（学生寮の共用キッチンでの自炊を好む学生が多いこともその一因）、業務委託により存続させている。食堂は、各国学生のニーズに応える多様な食事の提供が規模的に難しく、和食ベースによるサービスが中心となっているが、学生数の推定 3 割以上がイスラム教徒であることに鑑みハラールフードの提供を始めた。食堂、売店の利用者数は、学生増に伴い少しずつ増えている傾向にある。

スナックラウンジ等で夜間行われる学生のパーティーは騒音問題を引き起こす恐れがあ

るため、それを未然に防ぐべく英文文書の提示によって警告を与える方法を取り入れている。

緑地については、開学当初に植栽した樹木や自然発生した樹木の成長が著しく、必要な都度計画的に間伐、整枝するなどの整備に努めている。雑草地も芝布領域が自然に拡大し景観にプラス要因を生み出しているため、メンテナンスもそれに追隨して、実情にあわせた対策、整備を継続的に実施している。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

教室等については、引き続き予算化のうえ計画的に更新、改善を続け、快適な環境を維持またはより良い環境に整備する。

食堂、売店のサービス改善は、利用者を増加させ、委託費を増大させないためにも常に必要であるが、可能な部分から運営内容に工夫を加えて行く。

本学所有のマイクロバスの運行は、法令上基本的に有償運行できないが、さらに今後のサービス拡大と省コスト化を視野に入れ、平日の現行定期便以外のサービスについては、あえて有償化あるいはそれに代わる方策の道を探る。その一方で、追加的サービスも取り入れる。

学生寮の共用キッチンの利用者からは共用冷蔵庫内に保存している食材の盗難防止に防犯カメラの設置を度々望まれている。対策またはこの要望に応えるべく検討を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 9-3-1】 IUJ Transportation Timetable

[基準9の自己評価]

施設設備等は、限られた予算、要員の中で職員、委託業者によって全体として十分な運用が行われ、またより高いレベルのサービスを目指して日々改善努力している。

経年劣化または用途変更により必要となる建物、設備の改修工事や更新については、大きな予算化を要するため、容易には十分な対応ができないが、必要最小限の対処は優先順位付けにより進め、安全で快適な環境整備に努めている。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

安全対策については、項目ごとに引き続き対象箇所や現状把握に努め、より確実に危険防止策を講じるとともに体系的な防災対策資料を整備する。

経年劣化に起因する改修、更新は、単なる修理や部品交換と捉えることなく、改善、改良の好機として、省エネを含めて、より合理的、機能的に施設設備等を有効に活用できる仕様あるいは低コスト仕様に改めることを念頭に置いて、中・長期計画に反映させて行く。

特に共用部の照明設備は、引き続き光・人感センサー等による自動点灯/消灯化を進める一方で LED 照明への更新等の施策もさらに推し進める。

教育研究環境全般の改善等に関しては、大学全体の将来計画の実施動向に大きく左右されるため、これまでどおりそれとの関連においても絶えず計画の見直し、調整を図りながら進める。

基準 10. 社会連携 (教育研究上の資源、企業、地域社会等)

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 10-1の事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

わが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を得て設立された背景から、開学時より社会に開かれた大学を目指してきた。以下に挙げるとおり、物的・人的資源を社会に提供し、知の還元に努めている。

<地域産業支援プログラム(ICLOVE)>

南魚沼市と連携を行い、地域の企業、金融機関と、産・学・金・官の連携を行っている。具体的には、地域の国際化を目指し、地域企業と本学学生との交流会、地域特産品の輸出を見据えた試食会、英語ホームページの構築及び研修、共同研究、ゲストスピーカーシリーズなど、様々な取り組みを行っている。

<大学施設の開放>

地域ボランティア組織と覚書を取り交わし、学内に所在する学生寮の一室を開放している。本学留学生、留学生の家族、地域に住む外国人と地域住民の交流拠点として活用されている。

洋書の所蔵冊数が多いことで知られている松下図書・情報センター(MLIC)の図書館を一般開放し、学内利用者同様、図書の貸出サービスを提供している。また、図書館では平成20(2008)年より私立大学図書館協会(JASPUL)の協力を得て重複本や利用が少なくなった本をアフリカ諸国に寄贈している【資料10-1-1】。

<国際大学オープン・セミナー>

国際大学研究所は、国際関係・国際政治経済分野から話題性のあるテーマを選びオープン・セミナーを開催している。毎回100人前後の参加があり、直接的な知的体験を得ることができる催しとして、地域の人々からの強い支持を受けている。セミナー終了後には、アンケート調査を実施し、集計結果を次回セミナーのテーマ設定に活用している。

表 10-1-1

平成22(2010)～平成26(2014)年度オープン・セミナー開催実績(役職は開催時)

開催日	テーマ	講演者(開催時の役職のみ表示)
2010年9月3日	アメリカのアジア政策の歴史 日本と中国との間で	国際大学研究所 教授
2010年9月9日	中東和平問題の現状 報道されない真実	国際大学研究所 教授
2011年1月28日	これからの政治と経済のゆくえ	前参議院議員
2011年3月9日	日本の安全保障について	外交政策研究所 代表
2011年10月21日	東日本大震災と官邸の国際広報活動	内閣副広報官
2012年3月23日	福島原発事故に対する官邸の対応	国際大学研究所 教授
2012年10月26日	中国の海洋戦略と尖閣問題	国際大学研究所 教授
2013年3月15日	体験的外交論—日本外交に物申す	公益財団法人日印協会 理事長

国際大学

2013年10月12日	グローバル時代の地域社会	元フジテレビコメンテーター
2013年12月6日	米国の東アジア戦略	日本経済新聞社 編集委員
2014年3月12日	日本によるチャイナ・プラス・ワン戦略	明治大学政治経済学部 教授
2014年7月4日	シリア難民の現状	国際大学研究所 教授
2014年9月19日	慰安婦問題-冷静かつ開かれた対話を目指して	国際大学国際関係学研究科 講師

<英語教諭研修プログラム>

国際大学の英語プログラムは、長年培ってきた豊富な英語教育の経験と技術を生かした英語教諭研修プログラムを実施している。平成 7(1995)年から、新潟県の委託を受け、新潟県内の中・高等学校英語教諭の英語運用能力の訓練・開発と英語教育能力の向上を目的として、4週間～6週間の合宿型講座及び1泊2日のワークショップを提供する。

言語教育センター英語プログラムは小学校教諭を対象としたワークショップ及び中・高等学校英語教諭、外国語指導助手(ALT)を対象としたワークショップを開催している。小学校教諭を対象としたワークショップには、キャンパス周辺地域の小学校教諭が参加しており、地域の英語教育の質向上に寄与している。

(2) 10-1の自己評価

本学は、主として以下の社会連携活動を行っている。

- (1) 地域社会一般の教養の増進を図るもの。
- (2) 地域の異文化・国際交流にかかわるもの。
- (3) 企業・自治体等のグローバル人材育成に係わるもの。
- (4) 国際開発協力を資する人材育成に関するもの。
- (5) 語学教育にかかわるものに大別される。

国際色が豊かであるという本学特色と強みを生かし、(1)、(2)の活動を通して地域に根付いた大学として親しみを持ってもらえるよう努めている。途上国の人材育成事業など国際開発協力の取組みを行うに際しては地域企業への工場見学等、地域社会、企業、行政など多方面からの協力が必要であり、このような活動を行うためにも、地域社会からの理解が重要であり、そのためにも積極的な地域貢献は非常に重要である。

本学の専門領域とする国際関係学・経営学分野での地域連携においては、教育研究上の主たる言語に英語が用いられ、日本語での活動に制約があるが、地域連携の担当教職員に日本人を充てることにより地域とスムーズな連携が取れるようになってきている。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

概ね現在の活動を継続することを基本とする。

これまでの実績等(地域の企業や地域の課題に関する受託研究、共同研究、地域企業との共同プロジェクト等の成果)のレビューなどを通じ、今後どのような活動が可能であるか引き続き検討する。具体的には様々な分野の公開講座や、異業種交流会等を開催したいと考えている。語学教育の分野においては、地元の小中学校への英語・多文化理解教育を積極的に展開する。南魚沼市との取組みを魚沼市など、他の近隣都市とも提携が可能か検討をする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 10-1-1】 寄贈資料搬送資料採択通知書

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 10-2 の事実の説明 (現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学は、開学当初より経済界との強い結びつきがあり、大学院修士課程への企業派遣生を多く受入れている。英語を学内公用語とする国際的環境を生かして、グローバル化を成長戦略の機会として捉える企業・機関に対して各種研修プログラムを提供している。平成 23(2011)年にはグローバル人材育成の最重要拠点となるべく、多くの日本企業との間で「グローバル人材パートナーシップに関する覚書」を締結した【資料 10-2-1】。平成 28(2016)年 3 月末でパートナーシップ企業・機関は約 55 社となり、大学院修士課程への社員派遣、短期社員研修、学生の採用・インターンシップ等、様々な側面から連携している。更に、パートナーシップ企業の人事責任者を主な対象として、CHO (人事責任者) フォーラムを年に 1 回、キャンパスまたは東京にて開催している。また、人事担当者を対象とした HR (人事担当者) ネットワーク会議もキャンパスにて開催している。このような取組みを通じてグローバル経営に必要な優秀な人材の育成と輩出、さらには産学の連携による共同研究・プロジェクトを通じて、国際化が必要な企業と世界との架け橋となることを目標として取組みを推進している。

附属研究所の国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) においては、企業、官公庁、各種団体、他研究機関等との連携により、セミナー、シンポジウム、各種調査、受託研究等を行っており、企業との関係も密である。

他大学との連携については、英語による教育の充実や、国際的に開かれた大学づくりのため、開学当初から積極的に海外の大学との提携・交流を進めてきた。現在では、46 校の海外大学と、交換留学を中心とした提携協定を締結している。【資料 10-2-2】。開学から現在まで (平成 27(2015)年 5 月 1 日) の交換留学参加者 (派遣学生) 数は延べ 700 人に上り、学生に占める交換留学参加者の割合は約 18.5%、国際経営学研究科においては、約 37%である。また、これまでに本学が受入れた交換留学生数は 640 人に上る。欧米の大学からの交換留学生が全体の 80%を超え、アジア諸国からの留学生を中心とする本学の学生構成において、多様性や異文化の環境をより強化し、一層充実した教育研究環境を学生に提供している。外国人留学生の受入れは、英語による教育、秋季入学、学生寮の完備、3 学期制の採用による学期単位での交流、単位互換システムの標準化など、海外大学との交流に相応しい施策、制度、施設等により、適切に運用されている。

また、国際関係学研究科の国際開発学プログラム及び公共経営・政策分析プログラムでは、インドネシアにある 3 大学、インドネシア大学、ガジャマダ大学、パジャジャラン大学とリンケージ修士課程プログラムの協定を結んでおり、毎年約 20 人の学生を 2 年次生として受入れている。本学での課程を修了したリンケージ学生には、派遣元大学の修士号と、国際開発学または公共経営学の修士号が授与されるといういわゆるダブルディグリー制度を採用している。一方、国際経営学研究科の E ビジネス経営学プログラムでは、インドネシアのガジャマダ大

学とリンケージ修士課程プログラムの協定を結んでおり、ガ ज्याマダ大学において 1 年の課程を修了した学生をリンケージ学生として受入れ、修了時にはガ ज्याマダ大学と本学双方の修士号が授与される。

国内の大学との連携について、平成 25(2013) 年 4 月に学校法人明治大学と学校法人国際大学が系列法人化協定を締結した。それぞれの独自性を尊重しつつ、教育資源を共有し、相互が掲げる「世界トップクラスのグローバル・ユニバーシティ」の実現を目指し、教員・職員交流や合同の大学院進学相談会等を開催している。

平成(2012)年度、国際協力・国際公務への志向を持つ学部生の多い明治大学・立教大学において両大学が持つ教育資源と、本学の国際協力に関する教育資源を組み合わせ、すべて英語により展開する共同教育プログラムを実施する取組みである大学間連携共同教育推進事業に選定された。両大学と連携して、国際公務を目標の頂点とするキャリアパスをデザインできる人材の養成に取り組んでいる。

(2) 10-2の自己評価

平成 25(2013)年に学校法人明治大学との間で系列法人化に関する協定を締結したことにより、学校経営及び教育研究活動における強い連携関係を築き、お互いの建学の精神を十分に尊重しあいながら、互いが持つ多彩で特色ある資源を共有し連携することで、ともに「世界のトップクラスのグローバル・ユニバーシティ」の実現を目指している。

企業との連携による教育研究活動は、国際社会において実践活用できる人材育成という理念を基にグローバル人材パートナーシップの発展させるための努力が必要である。

海外大学との提携・学生の受入れ、送り出しについては、開学以来非常に活発に行われており、本学の教育研究活動の国際性やそれらの活動を支える制度や支援体制の有効を実証するものと評価できる。

(3) 10-2の改善・向上方策(将来計画)

海外大学との連携については、既に多数の提携校を有していることから、数を増やすよりも、学生の受入れ、送り出しにとどまらない教育研究上の交流を視野に入れた関係強化に資する検討を行っていく。系列法人である明治大学をはじめとして、相互の教育と研究の発展のために国内大学との連携強化、関係構築を推進、拡充する。また、その他の大学とも連携の幅を広げたいと考えており、相互の教育と研究の発展を推し進めていく。企業との関係については、日本企業の将来にとって重要なアジア市場の統合と拡大が大きな流れとなる中、今日の経営環境に相応しい人材を養成、供給する教育機関として、学生派遣・インターンシップの受入れ・修了生の採用など、総合的な関係を構築すべく、企業に対するアプローチを継続的に行う。また、企業の社員を対象とした短期研修などの受託は、参加者との討議などを通じ企業経営上の諸課題を蓄積し、大学院の教育課程にも生かせる教授法の開発・FD(Faculty Development)にも繋がる有用な機会でもあり、積極的に受託していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 10-2-1】 グローバル人材パートナーシップ締結企業

【資料 10-2-2】 Partner List as of May 1, 2015

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、経済界や地域社会の強い支援を背景に設立された私立大学であることから、創設以来、地域社会との協力関係を築くこと、地域社会への貢献を行うことを重要な使命の1つと考え、さまざまな取組みを行ってきた。南魚沼市及び南魚沼市の企業と連携した地域産業支援プログラム（ICLOVE）では、地域中小企業の東京や海外などの新規市場進出へ向けた人材育成などの教育支援、経営・技術戦略などに関するコンサルティングサービスの提供、また産学金官連携による地域活性化モデルの確立を目指した活動を行っている。公開講座の開催、フィールドトリップで留学生が企業を訪問し、製品や商品に対する留学生視点からのフィードバックを提供するなどの活動をしている【資料 10-3-1】。

その他にも外国人留学生による地域交流をはじめ、南魚沼市内・外の小中学校からの依頼による国際交流を目的とした総合学習授業等への外国人留学生派遣あるいはキャンパス内での交流活動等を行ってきた。また、創立 25 周年を迎えた平成 19(2007)年には、南魚沼市と人的交流及び知的・物的資源のより活発な相互活用を推進するため、幅広い分野における連携・協力に関する包括協定を結び各種事業を行うこととした【資料 10-3-2】。具体的には、①本学の“知”を活用した、産学金官連携による「新たなまちづくり」、②多文化共生コミュニティ環境を創生する「ふれあいづくり」、③南魚沼市の次世代を担う、国際社会に通用する「ひとづくり」、に関して連携・協力するものである。この協定により本学は、地元根ざした大学として今まで以上に地域社会に対して広く門戸を開き、また協力する姿勢を打ち出した。主な事業内容は以下の通りである。

(1) “International Festival”の開催

外国人留学生が母国の伝統料理や民族舞踊を紹介する学園祭“International Festival”の規模・内容を拡大して、南魚沼市からの人的・物的支援を得、また南魚沼市内の地元小売店のブース出店や団体のパフォーマンス発表も行い、まさに行政、地域住民、そして大学の三者が協力して行う「国際的祭典」を開催している。

(2) 外国人留学生と地域小中学生との交流事業の開催

南魚沼市は平成 20(2008)年度から文部科学省の認可を受けて教育課程特例校「国際科」の授業を市内 5 小学校で実施しており、平成 21(2009)年度からはこれを市内全小学校 19 校に拡充し、国際理解教育及び英語教育の充実を図っている。この取組みに対し、本学は連携・協力の上、市内全小学校で実施している「国際科」授業への外国人留学生の派遣を行っている。

この活動に対しては、ボランティアグループ“CAT (Community Action Team)”が協力している。(基準 4-3-③を参照)

また夏休みには、南魚沼市が開催している小学校高学年対象の「インターナショナル・ビレッジ」、中学生対象の「イングリッシュ・ビレッジ」の活動に本学のキャンパスも活用し、外国人留学生と地元小中学生との交流を行っている。

(3) 地域行事等への参加

本学の外国人留学生は、南魚沼市が主催する「市民まつり」「雪祭り」などで自国の民族舞踊等を披露し、各国の伝統・文化を伝えている。また、日本三大奇祭の1つとも言われている「浦佐毘沙門堂裸押合大祭」には本学学生が多数参加し、日本の伝統文化にもふれ、地域住民との交流を図っている。

この他にも、本学の外国人留学生と行政、地元諸機関との間で発生する各種手続・書類等の英語翻訳を提供している。

(2) 10-3の自己評価

現在、包括協定を結んだ南魚沼市とは、外国人留学生の地域交流活動は非常に活発に行われており、その点では地域社会への協力体制は十分に機能している。今後とも大学として出来る限り積極的に地域を支援し、子供たちを含め地域住民や地域社会に対してさまざまな活動に貢献していきたい。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年 4 月より産学金官連携の地域産業支援プログラムに市内のすべての金融機関が加わり、産官金学連携の南魚沼市地域産業支援連絡協議会として再スタートした。これまでの各種セミナーの開催や本学学生を活用した調査研究の他、起業家育成の取り組みの実施等、引き続き地域の産業育成のためのビジネス立ち上げをサポートしていきたい。産官金学それぞれのリソースを有効活用しながら地域連携の取り組みを実施する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 10-3-1】南魚沼市地域産業支援連絡協議会(ICLOVE)規約

【資料 10-3-2】南魚沼市との包括協定書

〔基準 10 の自己評価〕

本学は、英語による教育を行い、多くの外国人留学生が在籍する多様で国際的な教育環境を持つ大学院大学である。このような本学の特色は、社会連携を図る上で、広い可能性を有するとともに、制約、限界や問題点もある。地方に所在しつつ、その地方の人材育成、人材供給を大学の主目的としていないことも大きな制約の1つであり、そのため、地域に対する教育研究成果の還元という要素ではまだまだ不足している。今後はさらに地域への貢献を積極的に行い地域に根差した大学を構築する。

〔基準 10 の改善・向上方策（将来計画）〕

地域との協力関係については、南魚沼市との協定に基づく協力関係を維持し、教育研究上での連携可能性を探っていく。また、日本企業との関係強化を重視し、今日の経営環境に相応しい人材を養成、供給する教育機関として、総合的な関係を構築すべく、企業に対するアプローチを継続的に行う。

基準 1 1. 社会的責務 (組織管理、危機管理、広報活動等)

1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明 (現状)

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学は、産業界、教育界、地域の強い要請と支援により設立された経緯から、高い公共性、公益性、倫理性により適切に大学運営を行う社会的責務を有している。

組織倫理の確立のために、諸規定等を整備して、それらを遵守して教育研究活動、大学運営を行うように努めている。教職員の服務規律に関しては、就業規則「第 4 章 服務規律」において服務の基本原則を示している。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、個人情報管理義務等については、特に規程を設け、教職員の行動基準を明確に示して、必要に応じて改訂を行っている【資料 11-1-1】。

・「学校法人国際大学倫理委員会規程」【資料 11-1-2】

平成 24(2011)年 11 月、平成 26(2014)年 1 月、平成 27(2015)年 2 月に改正し、教職員、学生等の人格、人権を尊重し、あらゆる人権侵害(セクシャルハラスメント等)の防止の強化に取り組む。

・「学校法人国際大学倫理委員会ガイドライン」【資料 11-1-3】

平成 21(2009)年 8 月国際大学倫理委員会(PEC)委員により一部改訂。

・「学校法人国際大学情報セキュリティ管理規程」【資料 11-1-4】

平成 26(2014)年 8 月に改正し、ネットワークコンピューター上で扱われる情報の管理方針及び体制の強化に取り組む。

・個人情報保護について「学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程」を平成 27(2015)年 1 月に制定。個人情報保護に関しては、個人情報保護法の施行時に情報セキュリティ委員会にて定めた「情報セキュリティ方針」、「情報セキュリティ対策標準」、「プライバシーに関する標準」等に基づき運営していたが、これ以降は上記規程に基づき管理・運用している【資料 11-1-5】。

・研究活動に関しては、研究費等の不正使用などを防止するため、平成 27(2015)年 3 月、「国際大学研究者行動規範」をはじめとする諸規程(「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」、「国際大学研究関係の物品調達に関する取扱要領」等)を体系的に整備、制定した。

国際大学倫理委員会は、多国籍からなる教職員及び学生から構成され、本学の建学の精神、基本理念に基づき、異文化理解の促進、グローバル・プロフェッショナリズムの確立に取り組むとともにあらゆるハラスメント防止のための相談体制を整備して啓発活動に努めている。法令違反行為の早期発見と是正に関しては、内部監査室がコンプライアンス窓口となり組織倫理の確立に取り組んでいる【資料 11-1-6】。

(2) 1 1 - 1 の自己評価

11-1の事実の説明のとおり、本学では社会的機関として必要な諸規定の整備に努めており、これらを運営してサポートする事務体制も整備されていることから、組織倫理は確立され適切に運営されているものとする。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

組織的倫理の確立については、引き続き諸規定等を整備して、それらを遵守して大学運営、教育研究活動を行うように教職員に求めることとする。

研究費等の運営・管理体制については、ホームページにて公開しているが、運営委員会、教授会での周知を更に徹底させる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 11-1-1】学校法人 国際大学就業規則 「第4章 服務規律」【資料 6-1-2】と同じ

【資料 11-1-2】学校法人 国際大学倫理委員会規程【資料 4-3-6】と同じ

【資料 11-1-3】学校法人 大学倫理委員会ガイドライン

【資料 11-1-4】学校法人 学校法人国際大学情報セキュリティ管理規程

【資料 11-1-5】学校法人 国際大学個人情報の保護に関する規程

【資料 11-1-6】国際大学研究者行動規範

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では、自然災害をはじめ諸般の事象に伴う危機に迅速に対応するため、理事長及び学長を中心とする危機管理体制を整備し、緊急事態に対応できるように役職教職員の緊急連絡先リストの作成、教職員と学生を対象に避難訓練を継続して毎年、行っている。また、学生寮に関しては、夜間・休日の緊急時に対応できるように24時間体制で対応できるようにした。

(2) 11-2の自己評価

危機管理規程については、必要に応じて整備され、学生寮に関しては、24時間体制での対応が可能になり、体制は整備されているが、危機に際して各自が具体的な行動がとれるよう、様々な訓練等を行うことが必要である【資料 11-2-1】。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

危機管理マニュアル作成の検討に努める。

学生問題については、引き続き、入学時のオリエンテーション等において地元警察等の協力を得ながら指導、事件、事故防止、啓発活動を強化する。

危機管理体制を整備し継続的に避難訓練を行うなどしているが、教職員への周知はいまだに十分とはいえ、危機に際して各自が具体的な行動がとれるよう、様々な訓練等を行い、学内に周知する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 11-2-1】 学校法人 国際大学危機管理規程

1 1 - 3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 1 1 - 3 の事実の説明 (現状)

1 1 - 3 - ① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学教員の研究成果は、所属する研究科が発行するワーキングペーパーにおいて学内外に公表する体制をとっている。研究成果などのホームページを新しくし、(Economics & Management、Politics & International Relations、Language などのワーキングペーパー及び査読付論文) を公開している。

本学の研究活動及び研究テーマはグローバルな広がりをもつことから、公表は国内に止まらず海外も対象としている。研究成果を迅速に公表するため、本学ではホームページによる広報に中心を置いて活動している。ホームページをより読みやすくするために、平成 26(2014)年 1 月に日英ホームページのトップページデザインの更新、平成 27(2015)年 3 月に日英ホームページのサイト全面デザインの更新を行なった【資料 11-3-1】【資料 11-3-2】。

(2) 1 1 - 3 の自己評価

本学の教育研究の成果は、ワーキングペーパーを中心とする広報活動により適切に公表されている。それらを掲載する大学ホームページについてもより見やすくするためにデザイン等の見直し、更新がされている。

(3) 1 1 - 3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学ホームページのソーシャルネットワーキングサービス及びプレスリリース等を通じ広報活動の内容の充実と情報の発信力を高めるために国際大学広報連絡員を置き、全学的なチェック体制を整備する。教員研究成果公表の仕組みをシステム化し、教員自らその成果を公表できるようにする。

【エビデンス集・資料編】

【資料 11-3-1】 新・旧 ホームページのワーキングペーパー画面コピー

<http://www.iuj.ac.jp/research/outputs/economics.cfm>

【資料 11-3-2】 新・旧 ホームページトップページ画面コピー

<http://www.iuj.ac.jp/>

〔基準 1 1 の自己評価〕

社会的機関として必要な組織倫理については、新たに個人情報に関する規程を制定するなど必要に応じて整備されており、担当委員会及び事務局により適切な運営がなされているものとする。大学の教育研究成果の広報体制については、小規模組織であるため組織

的な体制整備という点では、まだ十分とはいえないが、提供する情報の内容の向上、より読みやすくするためにホームページの改訂をする等、適切に運営されている。

〔基準11の改善・向上方策（将来計画）〕

組織倫理については、引き続き諸規定等の整備を行い、それらを共有、遵守して教育研究活動、大学運営を行うよう教職員に対する教育を徹底する。

危機管理については、危機管理の体制を継続的に維持・向上させるための実践的な危機管理マニュアルの作成を検討し、自然災害のみならず、個人情報情報の漏洩、違法薬物の乱用等の不祥事や事件、事故等の危険にも対処可能な学内危機管理体制を引き続き整備するとする。

公正かつ適切な広報活動に関しては、広報連絡員を置き、全学的なチェック体制の充実を図る。FD(Faculty Development)研修等を通じて、教育研究成果の質の向上を図り、またホームページ等を利用し、教育研究活動の成果をより広く国際社会に発信していけるようにする。